

# 平成29年度第1回東京都北区環境審議会次第

日時：平成29年7月13日（木）  
午前10時～

場所：北区役所 第二委員会室  
（第一庁舎4階）

## 【次 第】

1 開 会

2 委員・事務局紹介

3 会長・副会長選出

4 諮 問

5 議 事

（1）「（仮称）第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

① 策定主旨、策定スケジュール、計画の構成について [資料1]

② 現行計画の進捗状況について [資料2]

③ 区民・事業者意識調査について [資料3、資料4、資料5]

（2）その他

6 閉 会

## 【配付資料】

○ 次第（本紙）

○ 座席表

○ 委員名簿

○ 諮問文（写）＜当日配付＞

○ 資料1 「（仮称）第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

○ 資料2 現行計画の進捗状況について

○ 資料3 意識調査について（案）

○ 資料4 区民意識調査アンケート票（案）

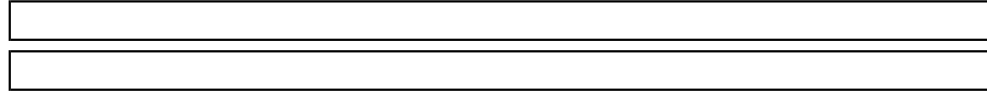
○ 資料5 事業者意識調査アンケート票（案）

○ 参考資料1 北区地球温暖化対策地域推進計画（平成20年3月）

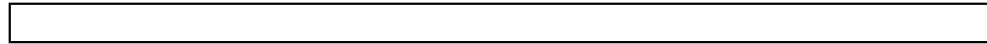
○ 参考資料2 東京都北区環境基本条例

○ 参考資料3 東京都北区環境審議会規則

# 平成29年度第1回東京都北区環境審議会 座席表



(事務局)                      はやかわ まさこ                      さとう ひでお  
    早川 雅子                      佐藤 秀雄  
    生活環境部長                      環境課長



北区グリーンクラブ 会長	はら よしこ 原 芳子		いしかわ さえだ 石川 小枝	区民生活委員会副委員長
トライネットワーク	こやま ふみひろ 小山 文大		なとり ひであき 名取 ひであき	区民生活委員会委員長
公募区民	あきやま けんたろう 秋山 健太郎		みやじま おさむ 宮島 修	区議会副議長
公募区民	あきやま かおり 秋山 香織		えのもと はじめ 榎本 はじめ	区議会議長
東洋大学経済学部 総合政策学科教授	おがわ よしき 小川 芳樹		かも もりひろ 加茂 守啓	(一社)北産業連合会 評議員 (株)浮間合成 代表取締役
千葉大学大学院 園芸学研究科准教授	やない しげと 柳井 重人		おばな ひでお 尾花 秀雄	北区商店街連合会 会長
学習院女子大学 環境情報センター教授	しながわ あきら 品川 明		さいとう くにひこ 齋藤 邦彦	北区町会自治会連合会 副会長
千葉大学名誉教授	まるた よりかず 丸田 頼一			
		会長		

## 平成29年度 東京都北区環境審議会委員名簿

環境審議会		氏名	(ふりがな)	所属	備考
学識経験者 五人					
	学識経験者	丸田 頼一	(まるた よりかず)	千葉大学名誉教授	
	学識経験者	細見 正明	(ほそみ まさあき)	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	
	学識経験者	品川 明	(しながわ あきら)	学習院女子大学 環境教育センター 教授	
	学識経験者	柳井 重人	(やない しげと)	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授	
	学識経験者	小川 芳樹	(おかわ よしき)	東洋大学経済学部総合政策学科 教授	経済学部長
区民、事業者、及び民間団体 七人					
	公募区民	秋山 香織	(あきやま かおり)		
	公募区民	秋山 健太郎	(あきやま けんたろう)		
	区民	齋藤 邦彦	(さいとう くにひこ)	北区町会自治会連合会 副会長	
	民間団体	小山 文大	(こやま ふみひろ)	トライネットワーク	
	民間団体	原 芳子	(はら よしこ)	北区グリーンクラブ 会長	
	事業者	尾花 秀雄	(おばな ひでお)	北区商店街連合会 会長	
	事業者	加茂 守啓	(かも もりひろ)	一般社団法人 北産業連合会 評議員	
区議会議員 四人					
	区議会	榎本 はじめ	(えのもと はじめ)	議長	
	区議会	宮島 修	(みやじま おさむ)	副議長	
	区議会	名取 ひであき	(なとり ひであき)	区民生活委員会 委員長	
	区議会	石川 小枝	(いしかわ さえだ)	区民生活委員会 副委員長	
事務局					
	区職員	早川 雅子	(はやかわ まさこ)	生活環境部長	
	区職員	佐藤 秀雄	(さとう ひでお)	生活環境部環境課長	

任期:平成31年3月31日迄



29 北環環第 1557 号  
平成 29 年 7 月 13 日

東京都北区環境審議会 会長 殿

東京都北区長 花川 與 惣



(仮称) 第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画の策定について (諮問)

東京都北区環境基本条例第二十五条の規定に基づき、標記の件について  
下記のとおり諮問します。

記

1 諮問

「(仮称) 第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

## 「（仮称）第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

### 1. 策定主旨

#### （1）策定根拠

地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項及び第 21 条第 3 項において、地方公共団体は、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画を策定することとされています。

北区では、平成 20 年 3 月に「北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、二酸化炭素排出量の削減目標を定め、区民、事業者、区が一体となって削減目標達成に向けた取組を推進してきましたが、平成 29 年度に計画期間が終了します。

そこで、平成 30 年度を計画の初年度とする計画を定める必要があることから、「（仮称）第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。

#### （2）北区の現況

北区では、「北区地球温暖化対策地域推進計画」における取組の効果として、2014 年度のエネルギー消費量は、基準年である 1990 年度比で、19.4%の削減となっています。

一方、2011 年の東日本大震災をきっかけに火力発電による電力量が増加し（原子力発電所の停止が原因）、CO<sub>2</sub> 排出係数（電気の供給 1 kWh あたりの CO<sub>2</sub> 排出量を示す数値）が増加したことから、2014 年度の北区の CO<sub>2</sub> 排出量は、エネルギー消費量が減少したにもかかわらず、基準年である 1990 年度比で 1.9%の増加となっており、CO<sub>2</sub> の削減目標だけでは、取組の成果がわかりにくい状況になっています。

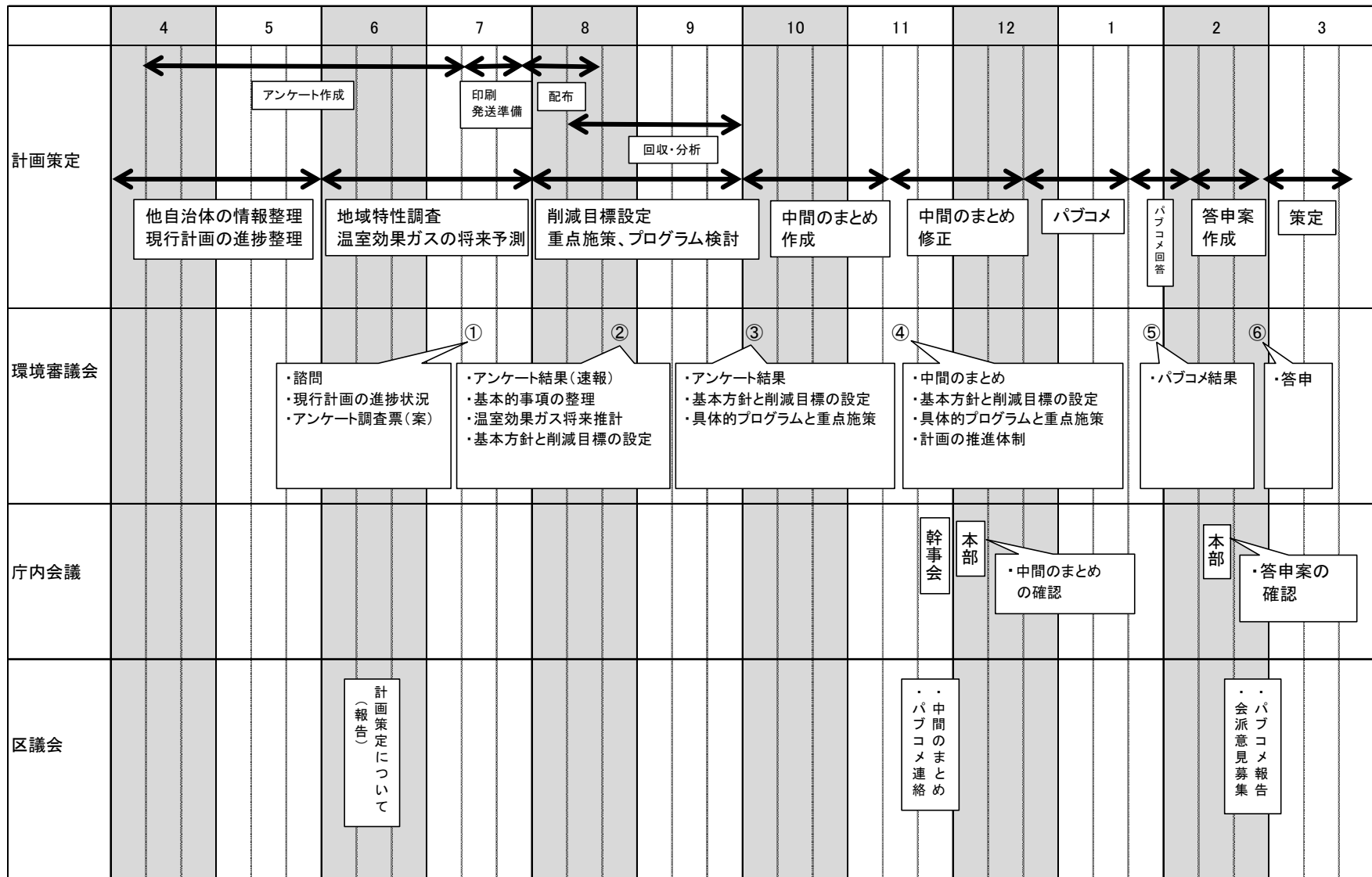
#### （3）地球温暖化対策を巡る動向

2014 年 10 月に採択された IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の第 5 次評価報告書では、地球温暖化の事実は疑う余地がないこと、また、世界の CO<sub>2</sub> 累積排出量と世界の平均地上気温の上昇量がほぼ比例関係にあることが示されました。

こうしたなか、2016 年 11 月に「パリ協定」が発効され、日本は 2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスを 26%削減の目標を掲げました。また、2016 年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2030 年度の削減目標に加えて、長期目標として、2050 年までに 80%削減することが示されました。

日本全体で、これまで以上に地球温暖化問題を解決するための取組が求められており、北区においても、区民・事業者が徹底的な省エネ行動が行えるよう、家庭における省資源や省エネルギー活動に対する支援、公共施設における率先行動を進めていくことが必要となっています。

## 2. 策定スケジュール



### 3. 計画の構成（案）

項目	改定の方向性
1. 計画策定の背景と意義 1.1 北区地球温暖化対策地域推進計画策定の背景及び意義 1.2 北区の地域特性の整理	1.1：以下の新たな動向について言及 ・パリ協定など国際的な動向 ・東日本大震災以降のエネルギー政策の転換 ・地球温暖化対策を巡る施策動向 など 1.2：人口、産業等のデータを更新
2. 計画の位置づけ 2.1 計画の目的 2.2 計画の位置づけ 2.3 計画期間 2.4 対象とする温室効果ガス 2.5 対象とする地域 2.6 対象とする活動	2.3：計画期間は、2018～2027年の10年間を基本とするが、国の目標値である2030年までの計画とするかどうかも検討
3. 温室効果ガスの排出状況と将来予測 3.1 北区における温室効果ガス排出量の推移と現状 3.2 北区における温室効果ガス排出量の将来予測	3.1：特別区の温室効果ガス排出量のデータを基に整理（東京都提供資料） 3.2：「特別区における温室効果ガス算出のための標準的な算定手法」に基づき将来推計
4. 温暖化防止に関する意識と取り組み状況	本年度実施するアンケートの結果を反映
5. 温室効果ガス削減の基本方針と削減目標の設定 5.1 温室効果ガス排出量削減の基本理念と基本方針 5.2 温室効果ガス排出量削減目標の設定	5.1：まちづくりとの連携（低炭素まちづくり）や廃棄物分野の取組、気候変動への適応策等を新たに追加することを検討 5.2：CO <sub>2</sub> の削減目標に加え、取組成果がわかりやすい目標（省エネルギー目標や原単位目標）を検討
6. 温室効果ガス削減の具体的プログラムと重点施策 6.1 削減目標を実現するための具体的なプログラム（主体別） 6.2 重点的優先的に推進する重点施策の提示	6.1：5.1と同様（まちづくりとの連携や廃棄物分野の取組み、気候変動への適応策等を新たに追加することを検討）
7. 計画の推進体制 7.1 計画の推進組織 7.2 進行管理の方法	7.1：北区地球温暖化対策地域協議会のあり方検討

# 現行計画の進捗状況について

## <目次>

1. 二酸化炭素排出量の動向 .....	1
1.1. 総排出量の推移 .....	1
1.2. 部門別排出量の推移 .....	2
2. エネルギー消費量の動向 .....	3
2.1. 総消費量の推移 .....	3
2.2. 部門別消費量の推移 .....	4
2.3. 世帯当たりのエネルギー消費量の推移 .....	5
3. 施策の取組状況 .....	6
3.1. 行政における温暖化対策の取組状況 .....	6
3.2. 重点施策の取組状況 .....	8



# 1. 二酸化炭素排出量の動向

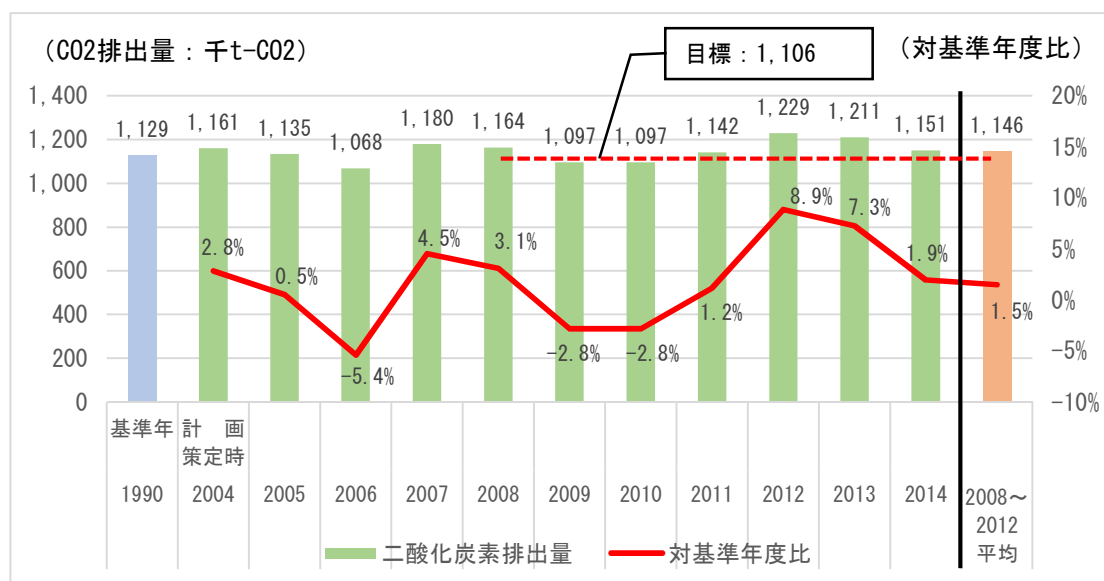
## 1.1. 総排出量の推移

「東京都提供資料」を基に、二酸化炭素排出量の目標達成状況を整理する。  
 現行計画では、基準年度（1990年度）比で以下の目標を掲げている。

- 短期：2008～2012年度平均で-2.0%  
 ⇒ 1,106千t-CO<sub>2</sub> (=1,129千t-CO<sub>2</sub>×0.98)
- 中長期：2008～2017年度平均で-3.0%  
 ⇒ 1,095千t-CO<sub>2</sub> (=1,129千t-CO<sub>2</sub>×0.97)

現在、達成状況の評価が可能な短期目標について見ると、2008～2012年度の排出量の平均は1,146千t-CO<sub>2</sub>であり、対基準年度比で1.5%増となっている。

2008～2012年度の毎年の二酸化炭素排出量の推移を見ると、2009年度、2010年度は基準年度比でマイナスであるが、2012年度、2013年度が7～9%の増加となっている。これは、2011年の東日本大震災をきっかけに火力発電電力量が増加（原子力発電所が停止）し、「CO<sub>2</sub>排出係数」が増加したことが背景にあると考えられる。2014年度は、電力会社の発電電力量に占める石油火力の割合が低下したことからCO<sub>2</sub>も減少に転じている。

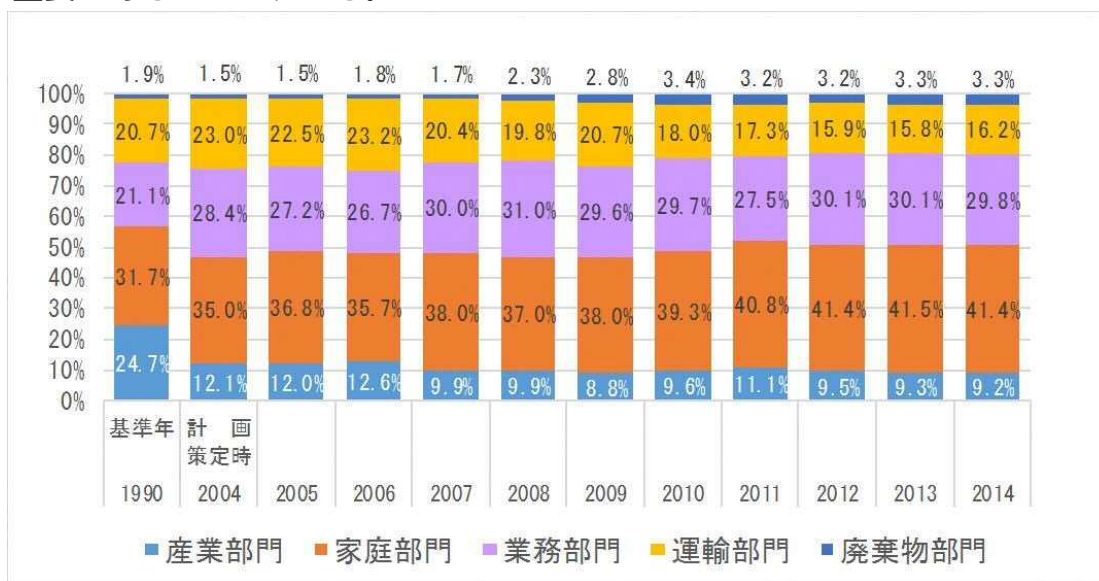


出典：東京都提供資料

図 1-1 北区の二酸化炭素排出量の推移

## 1.2. 部門別排出量の推移

部門別排出量の構成比の推移を見ると、産業部門、運輸部門が減少する一方、家庭部門、業務部門が増加していることがわかる。実数ベースでも家庭部門、業務部門は基準年度と比較して増加している。2014年度では家庭部門が41.4%、業務部門が29.8%となっており、両部門で二酸化炭素排出量の71.2%を占めている。二酸化炭素排出量の総量を削減する上では、家庭・業務の部門（民生部門）での対策が重要であることがわかる。



出典：東京都提供資料

図 1-2 北区の二酸化炭素排出量の部門別構成比の推移

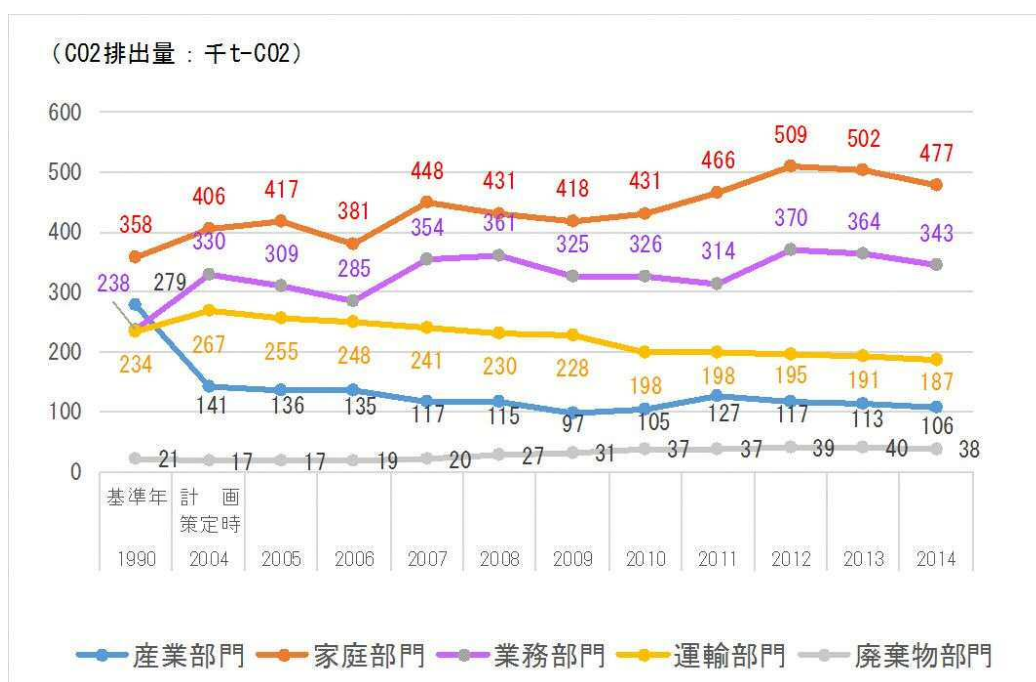


図 1-3 北区の二酸化炭素排出量の部門別排出量の推移

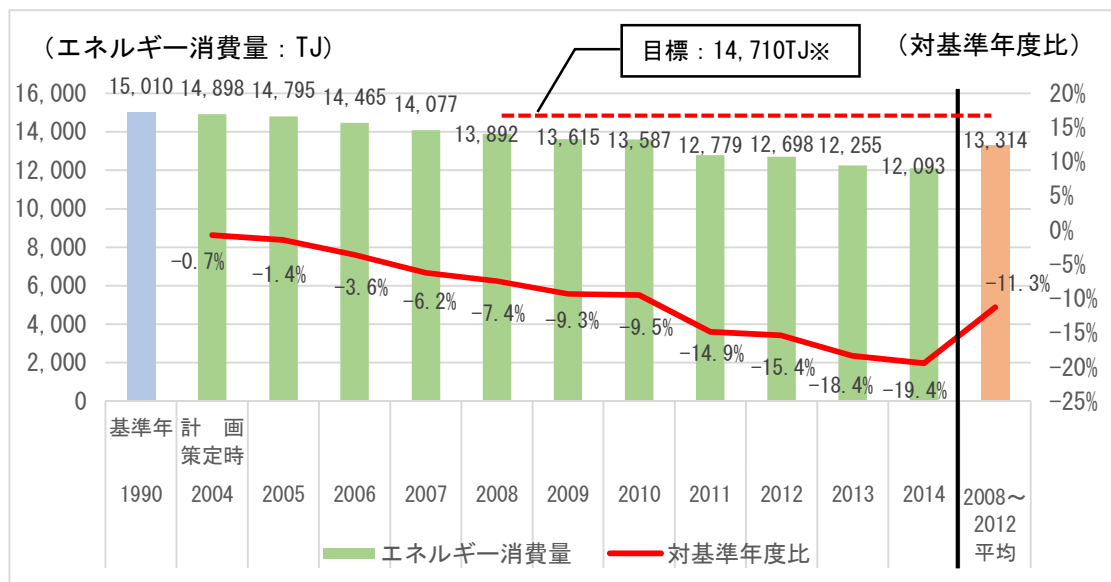
## 2. エネルギー消費量の動向

### 2.1. 総消費量の推移

現行計画の CO<sub>2</sub> の削減目標に準じて、エネルギー消費量の削減目標を設定すると、以下ようになる。

- 短期：2008～2012 年度平均で-2.0%  
⇒ 14,710TJ (=15,010TJ×0.98)
- 中長期：2008～2017 年度平均で-3.0%  
⇒ 14,560TJ (=15,010TJ×0.97)

短期目標の期間である2008～2012年度の消費量の平均は13,314TJであり、対基準年度比で11.3%減となっている。電力会社の CO<sub>2</sub> 排出係数の影響により CO<sub>2</sub> の削減目標は未達成となっているが、エネルギー消費量の削減は着実に進んでいることがわかる。2014年は基準年度比で約2割減となっている。



※：目標の14,710TJはCO<sub>2</sub>の削減目標に準じて設定した値

出典：東京都提供資料

図 2-1 北区のエネルギー消費量の推移

## 2.2. 部門別消費量の推移

部門別消費量の構成比の推移を見ると、産業部門、運輸部門が減少、業務部門が横ばいで推移する一方、家庭部門が増加していることがわかる。実数ベースでは基準年度と比較して、家庭部門、業務部門が増加している。業務部門は計画策定時と比べると減少しているが、家庭部門が高止まりで推移している。2014年では家庭部門が43.1%、業務部門が26.5%となっており、両部門で消費量の69.6%を占めている。消費量の総量は減少で推移しているが、それらは家庭部門以外の効果となっている。



出典：東京都提供資料

図 2-2 北区のエネルギー消費量の部門別構成比の推移



図 2-3 北区のエネルギー消費量の部門別排出量の推移

### 2.3. 世帯当たりのエネルギー消費量の推移

世帯当たりの家庭部門のエネルギー消費量の推移を見ると、減少傾向が見られることから、世帯単位での省エネ化は進んでいることがわかる。家庭部門のエネルギー消費量（総量）が増加している背景には世帯数の増加があり、総量を抑制するためには、家庭部門での一層の省エネ化が必要となる。



※1：世帯数は住民基本台帳の各年10月1日現在の値

※2：2012年7月9日の住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳の世帯数の値は法改正前後で大きく異なる。ここでは経年比較が可能な2012年以降のデータで整理

出典：東京都提供資料

図 2-4 北区の世帯数と1世帯当たりのエネルギー消費量の推移

### 3. 施策の取組状況

#### 3.1. 行政における温暖化対策の取組状況

現行計画の「施策の体系」のうち「行政における温暖化対策」の進捗状況を整理する。

表 3-1 「行政における温暖化対策」の取組状況

部門	温暖化対策	取組状況
産業部門 ・ 民生部門 (業務)	京都議定書目標達成計画に基づくCO <sub>2</sub> 削減の推進	・エネルギー消費量は京都議定書の基準年である1990年度と比べて約1割減少した(目標は2%減)。
	環境マネジメントシステムに基づく庁舎内の省エネルギー・省資源活動の推進	・平成21年5月に取得した「エコアクション21」に基づく環境マネジメントシステムを運用。(平27年5月更新)
	区有施設でのLCEM(ライフサイクルエネルギー管理)の検討	・「区有施設保全計画」(平成27年3月)に基づき、温室効果ガスの抑制等環境負荷の低減も視野に入れて、区有施設の改築計画を検討している。
	区有施設での省エネ診断事業、区有施設ESCO事業導入可能性調査	・平成23年度に設備改修効果の高い30施設について省エネルギー診断を実施した。
	区有施設への新エネルギー等の導入	・区有施設改修時等に、新エネルギー・省エネルギー機器を導入することで、エネルギー使用の削減を図っている。
	クールビズの実践	・夏季におけるクールビズの工夫により冷房の使用を抑制。
	事業者への環境活動自己診断などの普及・啓発	・事業者向けの省エネルギー講習会を実施。
	事業者への省エネ型機器についての情報提供(経費節減効果など)	・区ホームページやパンフレット等にて「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成」を案内している。 ・国や都、エネルギー関連団体等が実施している支援制度等についても、上記助成事業と併せて情報提供を行っている。
	事業者への省エネ機器の導入支援	・事業者を対象に、新エネルギー及び省エネルギー機器導入費用の一部を助成。
	中小事業者向け環境規格取得支援	・区内事業者を対象に、「エコアクション21」及び「ISO14001」の認証・登録を支援。
	省エネ研修会・講習会の開催	・事業者向けの省エネルギー講習会を実施。
無料の省エネ診断の紹介	・無料の省エネ診断事業について、「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成」と連携を図り、診断結果に基づく設備改修に対して助成を行っている。区ホームページやパンフレット等で周知を行っている。	

部門	温暖化対策	取組状況
民生部門 (家庭) 民生部門 (業務)	太陽光発電などの新エネルギー等導入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人、事業者又は管理組合等を対象に、新エネルギー及び省エネルギー機器導入費用の一部を助成。</li> </ul>
	軽装での執務の率先取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏季におけるクールビズの工夫により冷房の使用を抑制。</li> </ul>
	区民への環境活動自己診断などの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度より小学生とその家族を対象に環境活動自己診断制度を実施。</li> </ul>
	新エネルギー導入効果についての情報提供（経費節減効果など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>区ホームページやパンフレット等にて「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成」を案内している。</li> <li>国や都、エネルギー関連団体等が実施している支援制度等についても、上記助成事業と併せて情報提供を行っている。</li> </ul>
	省エネ型住宅や省エネ型機器についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット等による情報提供により、エコハウスを奨励。</li> <li>マンションの共用部分の省エネ対策について、分かり易くまとめたガイドブックを作成・無料配布しているほか、省エネ対策を行ったマンションの実例について、対策効果（省エネ効果、コスト削減効果）を交えて区ホームページで紹介。</li> </ul>
新エネルギー利用機器や省エネルギー機器の導入に関する国や都の助成、優遇など諸制度に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や都、エネルギー関連団体等が実施している支援制度等について、「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成」と併せて、区ホームページやパンフレット等にて情報提供を行っている。</li> </ul>	
運輸部門	クリーンエネルギー自動車の率先導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁有車への低公害車の導入（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、LPG自動車）を実施</li> </ul>
	TDM（交通需要マネジメント）の推進による負荷の軽減（通過・進入車両）	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバス、駐車場の整備に加え、自転車利用の促進、バリアフリー化による公共交通機関の利便性の向上など、自動車から公共交通機関や自転車への転換を促進。</li> </ul>
	通行車両・進入車両の公共交通機関へのシフト促進（国や都の政策への協力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>区では、コミュニティバスについてPRを実施（鉄道や都電などは各事業主体が実施）。</li> </ul>
	違法駐車対策による負荷の削減（通過・進入車両）	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法駐車削減のため、駅周辺に駐車場を整備。</li> </ul>
	アイドリング・ストップ装置やエコドライブなどの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリング・ストップ装置の導入に係る助成制度を実施（平成 21 年度廃止）。</li> <li>平成 22 年度にエコドライブ教習会を実施。</li> </ul>

## 3.2. 重点施策の取組状況

現行計画の重点施策のうち区の取組として掲げられている施策を対象に進捗状況を整理する。

### 重点施策 1：省エネルギー型ライフスタイルへの転換

#### ■省エネ設備導入時の補助制度の運用

##### 【実績】

- 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成：個人、事業者又は管理組合等を対象に、新エネルギー及び省エネルギー機器導入費用の一部を助成している（平成 20～27 年度累計件数：3,841 件）。
- 省エネ設備を取り巻く状況変化に応じて、助成対象等を適宜追加・変更するなど機動的に対応している。

##### 【評価・課題】

- 省エネ設備の普及に順調に寄与している。今後とも、省エネ設備に関わる市場動向や技術動向を踏まえながら、助成対象等の柔軟な対応が必要である。

#### ■省エネ型機器についての情報提供

##### 【実績】

- 北区マンション省エネガイドブック：マンションの共用部分の省エネ対策について、分かり易くまとめたガイドブックを作成・無料配布している。
- 省エネコンサルタント派遣：集合住宅の管理組合などに対し、区が委託したコンサルタント（無料）が、エネルギーの使用状況や設備を診断し、光熱費削減のための設備改修や運用方法の改善について、具体的な提案やアドバイスを実施している（平成 26～27 年度累計件数：21 件）。
- また、省エネ対策を行ったマンションの実例について、対策効果（省エネ効果、コスト削減効果）を交えて区ホームページで紹介している。
- マンション省エネ対策セミナー：マンションの省エネ対策の普及啓発を図るため、平成 26 年度からマンション省エネ対策セミナーを開催している（年 3 回）。



##### 【評価・課題】

- 北区の住宅は、共同住宅が 75%（平成 25 年度住宅土地統計調査）を占めていることから、マンションの管理組合をターゲットとした省エネ対策の普及・啓発に取り組んでいる。
- 省エネコンサルタント派遣は、診断を受けた管理組合から満足しているとの回答を得ているほか、省エネ診断後の省エネ設備導入の際に、区の助成金を利用するといった支援制度の有効活用事例も見られることから一定の効果が見られる。
- 今後は、マンション共有部だけでなく、個々の家庭での省エネ型機器の導入に向けた情報提供の充実も必要である。



## ■庁舎における省エネ活動の実践

### 【実績】

- ・平成 21 年 5 月に取得した「エコアクション 21」に基づく環境マネジメントシステムを運用している（平成 27 年 5 月更新）。
- ・平成 14 年度に北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」という。）を策定した後、定期的に計画を改定し、現在は第 4 次実行計画（平成 25～29 年度）をもとに温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量等に関する数値目標を設定し、達成状況を点検している。
- ・第 4 次実行計画では、温室効果ガスに関し、平成 22 年度比で 7%の削減目標を設定しているが、平成 25・26・27 年度は目標未達成の結果となっている。
- ・温室効果ガス排出量の内訳は、電気使用量に伴う排出量が最も多く、電気とガス使用に起因する排出量が総排出量の 95%以上を占めている。
- ・なお、温室効果ガス排出以外の環境項目（19 項目）のうち、14 項目は環境目標を達成している。

### 【評価・課題】

- ・温室効果ガスの目標未達成は、電力の二酸化炭素の排出係数の増加（2011 年の東日本大震災をきっかけとした火力発電電力量の増加が原因）が背景にあると考えられる。
- ・一方、電気及びガス等の使用量は目標を達成しており、着実に省エネ活動が進展していることから、各職場での省エネルギー・省資源の取組を継続することが必要である。



図 3-1 温室効果ガス総排出量の推移

表 3-2 環境目標達成状況（平成 27 年度）

○環境目標達成項目		○環境目標未達成項目
・ 電気使用量	・ エネルギー使用量（電気、ガス）消費量	・ 公用車燃料使用量[軽油]
・ ガス使用量	・ エネルギー使用量（電気、ガス）消費原単位	・ 低公害車導入率
・ 水道使用量	・ 公共下水道への排水量	・ コピー用紙の購入量
・ 水道使用量消費原単位	・ 公共下水道への排水量消費原単位	・ 廃棄物排出量（可燃ごみ）
・ 廃棄物排出量（不燃ごみ）	・ 公用車燃料使用量[ガソリン]	・ 資源回収（紙類）
・ 資源回収（びん）	・ 公用車燃料使用量[CNG（天然ガス）]	
・ 資源回収（かん）	・ 公用車燃料使用量 [LPG（液化石油ガス）]	

## 重点施策 2：新エネルギー等の導入

### ■新エネルギー等導入支援 ※省エネ設備導入時の補助制度の運用の再掲

#### 【実績】

- 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成：個人、事業者又は管理組合等を対象に、新エネルギー及び省エネルギー機器導入費用の一部を助成している（平成 20～27 年度累計件数：3,841 件）。
- 省エネ設備を取り巻く状況変化に応じて、助成対象等を適宜追加・変更するなど機動的に対応している。

#### 【評価・課題】

- 省エネ設備の普及に順調に寄与している。今後とも、省エネ設備に関わる市場動向や技術動向を踏まえながら、助成対象等の柔軟な対応が必要である。

### ■区有施設における率先導入

#### 【実績】

- 区有施設改修時等に、新エネルギー・省エネルギー機器を導入することで、エネルギー使用の削減を図っている。
- 平成 27 年度時点の新エネルギー・省エネルギー機器導入実績は次の通りである。
  - 太陽光発電システム導入施設：12 施設
  - 太陽熱温水器導入施設：8 施設
  - 地中熱利用システム導入施設：2 施設
- 上記の他、LED 導入や空調機器更新も施設改修工事の一環として、随時行っている。

#### 【評価・課題】

- 区有施設の新エネ・省エネ化事業は順調に進捗しており、今後も着実に導入を進めていくことが必要である。

### ■新エネルギーに関する情報提供

#### 【実績】

- 区ホームページやパンフレット等で、区独自の取組みである「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成」の案内をしている。
- 国や都、エネルギー関連団体等が実施している支援制度等について、「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成」と併せて、区ホームページやパンフレット等にて情報提供を行っている。

#### 【評価・課題】

- 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成（前述）が有効に活用されている背景には、情報提供の取組の効果もあると考えられる。

## 重点施策 3：建築物の省エネルギー化

### ■屋上緑化・パッシブ建材などの導入支援

#### 【実績】

- 区では、平成 5 年から「東京都北区都市建築物緑化促進事業助成金交付要綱」に基づき、新たに屋上緑化等を行う場合、造成費用の一部を助成している。

#### 【評価・課題】

- 屋上やベランダ、壁面等の緑化により、ヒートアイランド現象の緩和や汚染された空気の浄化など、都市環境の改善に寄与している。
- なお、緑化は適切に維持管理されていることが重要なため、助成後の検証やフォローを行うことが課題である。

表 3-3 建築物緑化助成実績

実施年度	屋上緑化		ベランダ緑化		壁面緑化	
23	1 件	240,000 円	0 件		1 件	65,000 円
24	7 件	1,809,000 円	0 件		0 件	
25	1 件	120,000 円	1 件	170,000 円	0 件	
26	1 件	240,000 円	0 件		1 件	350,000 円
27	3 件	1,412,000 円	1 件	160,000 円	1 件	105,000 円

### ■区有施設における率先導入

#### 【実績】

- 地球環境に配慮した学校施設整備として、エコスクール事業を推進しており、そのなかで屋上緑化・壁面緑化等を実施している。
- 平成 27 年度現在、屋上緑化は 22 校、壁面緑化は 20 校で導入している。

#### 【評価・課題】

- エコスクール事業の実施により、ヒートアイランド現象の緩和や汚染された空気の浄化など、都市環境の改善に寄与しているほか、環境学習の機会となっている。
- 児童・生徒が身近でみどりを育成し、触れ合える場として、環境教育に活用していくことが重要である。



図 3-2 校舎での屋上緑化

## 重点施策 4：環境学習の推進

### ■学校教育における環境学習の実践

#### 【実績】

- 環境問題を基礎から正しく理解し、自ら考え行動する力を養うことを目的に、お茶の水女子大学及び東京家政大学との連携による北区環境大学事業を実施しており、その中で小学校などと連携して、環境課題について簡単な実験を通して科学的思考力を養うカリキュラムである「子ども環境講座」を開催している。
- 地球環境に配慮した学校施設整備として、エコスクール事業を推進しており、そのなかで屋上緑化・壁面緑化等を実施している。児童・生徒、教員、PTAが力を合わせて管理し、環境学習の場・機会として活用している。

#### 【評価・課題】

- 学校における環境教育の拠点機能の充実が図られており、今後は、教員向けの環境学習のモデルプログラム・マニュアルなど、ソフト面の充実が課題である。

### ■社会教育における環境学習の実践

#### 【実績】

- 北区環境大学事業（前述）では、お茶の水女子大学及び東京家政大学と連携し、多彩な講座を開催している。
- 環境学習の教材として、楽しみながら、環境配慮や具体的環境行動につなげてもらうため、区内在住・在学の小学生から標語を募集して環境かるた「北区 eco かるた」を平成 27 年度に作成した。また、このかるたを使い、小学生を対象とした「北区 eco かるた大会」を実施している。
- 「北区 eco かるた」を活用したかるた遊びや工作などの体験を通して、楽しく遊びながら、広く環境について学ぶ機会場の場として「省エネ道場」を平成 28 年度より開催している。

#### 【評価・課題】

- 北区環境大学事業により、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる環境リーダーの発掘・育成につながっている。
- 今後は、環境大学の講座の受講者が、学んだ成果を地域で活かすことができる機会の充実など、受講者の知識を波及・還元させるような仕組みの充実が課題である。
- 「北区 eco かるた大会」や「省エネ道場」の参加者が固定化しないよう、広く普及させていくことが重要である。

表 3-4 環境大学事業での講座内容と参加者数（平成 27 年度）

お茶の水女子大学が開催した講座

講座名	開催回数	参加延人数（名）
一般向け環境講座	20	354
ホテル環境講座	13	301
子ども環境講座	8	130
海の環境講座	9	139
山の環境講座	9	70
日本動物学会関東支部大会ポスター発表（ホテル）	1	30
計	60	1,024

東京家政大学が開催した講座

講座名	開催回数	参加延人数（名）
幼児とその家族向け環境学習講座	6	130
企業等連携講座	1	14
計	7	144

■公園の整備事業・管理事業を利用した環境学習の実践

【実績】

- ・公園づくりのはじめからワークショップやアンケートなどによる住民参加の手法により、住民主体の身近な公園づくりを進めている。
- ・公園の供用後においても、ワークショップで生まれた地域コミュニティを中心に、美化ボランティア制度などを導入し、公園管理の一部への区民参加を推進している。

公園や児童遊園の「美化ボランティア」グループ：64グループ（平成29年4月現在）

【評価・課題】

- ・公園の整備事業・管理事業への区民参加の仕組みが定着しており、引き続き参加拡大に向けた取組が求められる。

（仮称）昭和町一丁目児童遊園  
ワークショップのご案内

北区では、（仮称）昭和町一丁目児童遊園（昭和町1-5-15、約645㎡）の新設整備を計画しております。  
そこで、地域の皆様と協働の公園づくりを進めるため、下記の日時にワークショップを開催いたします。  
ワークショップでは、公園施設の基本的な配置や公園利用のルールなどについて、参加者の皆様と一緒に話し合っていきます。

**第1回目は**

**日時**  
平成23年6月23日（木）  
19:00～21:00（18:30受付開始）

**場所**  
昭和町ふれあい館（昭和町区民センター内）第1ホール

第1回目のテーマは  
『こんな公園にしたいか  
考えよう！』



“ワークショップ”とは???

講義など一方的な知識伝達ではなく、参加者が自ら参加・体験して協働で何かを学びあったり創り出したりする、学びと創造の場のことを言います。

近年では、まちづくりなどの分野で広く取り入れられています。

**やなぎだこうえん通信**  
第1巻 平成20年10月7日発行  
北区まちづくり係工事課

**柳田公園（やなぎだこうえん）の再整備のための設計が始まります！**

**柳田公園の歴史**  
柳田公園は昭和26年（1951年）に開園し、28年（1953年）に東京都から北区に移管されました。昭和32年には公園を再建し、新たに都市計画決定しました。

**柳田公園の現状**  
周辺は再開発地区で再整備事業用地で、王子柳田稲店後の農地が位置し、北側の道路を挟んで王子電鉄敷設11丁に面しており、駅前、道徳会（サンク）、飲食店及び一軒住宅を有する市街地を形成しています。

**なぜ再整備が必要なのか**  
古く建てられて使いづらい遊具やトイレなどの施設をはじめ、遊園のとなりにある緑の豊かな民衆の憩いの場など、公園全体で老朽化が進んでいます。  
そこで、現状の柳田公園の施設や樹木を再調査すると共に、新しくしたいところや廃止してほしいところを決定し、今までのまちと利用しやすい公園に再整備します。

**再整備に向けたスケジュール**  
①平成20年度：デザインワークショップ(DWS)・基本設計  
②平成21年度：実施設計（工事に必要な図面等を作成します）  
③平成22年度：再整備工事

**デザインワークショップ（DWS）とは**  
まちづくりや公園づくりの中で、参加者の自主的に活動する「学習場」です。  
専門家の助言などを得ながら、地域にお住まいの皆さんが中心となって計画づくりに参加し、プランを作成します。  
今回は、柳田公園の再整備設計に向けて、住民の皆さんに参加して頂き、公園を再整備するためのプラン作成を共に進めています。

**デザインワークショップへの参加のお願い！！**

第1回の第4回までの計4回のデザインワークショップ（DWS）に参加していただく方を募集します。  
募集期間：10月10日（金）～10月20日（月）

**第1回デザインワークショップ**  
◎日時 平成20年10月26日（土）  
12:30～  
◎場所 王子1丁目自治会館  
◎内容 オリエンテーション、現地視察、内覧の整備など

★8名程度を1グループとして、グループ単位で作業を進めています。

**今後のスケジュール**  
第2回：平成20年11月上旬（予定）  
第3回：平成20年12月上旬（予定）  
第4回：平成21年1月中旬（予定）

参加いただける方は、下記までご連絡下さい。  
◆北区まちづくり係 工事課 土井幹康様  
電話番号 03-3900-9282  
E-MAIL dtaboh@neki.ku.metro.tokyo.lg.jp

図 3-3 公園整備におけるワークショップの事例

## 意識調査について（案）

## 1. 目的

区民及び区内事業者の地球温暖化に対する意識や取組状況を把握し、今後の対策推進へ反映することを目的とし、アンケート調査を実施する。

## 2. 概要

## ①区民

抽出方法	区内に住む20歳以上の方から無作為抽出 ※1世帯に複数の調査票は配布しない
サンプル数	1,000人
調査期間	平成29年7月末～8月半ば見込み（3週間程度）
調査方法	郵送配布・郵送回収

## ②事業者

抽出方法	公務を除く従業員数5人以上の事業所から無作為抽出
サンプル数	1,800事業所
調査期間	平成29年7月末～8月半ば見込み（3週間程度）
調査方法	郵送配布・郵送回収

## 3. 調査項目

- 属性
- 地球温暖化問題への関心
- 地球温暖化対策への取組状況
- 地球温暖化対策に対する区への要望

北区地球温暖化対策地域推進計画の改定に関する  
区 民 意 識 調 査

日頃から区政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

本区では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため平成 19 年度に「北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。このたび平成 29 年度の改定に向けて現行計画の施策の効果検証を行うために、区民の皆さま 1,000 名を無作為に選ばせていただき、調査を実施いたします。

この調査は無記名であり、統計的に処理いたしますので皆さまにご迷惑をお掛けすることはございません。より有効な調査とするためには、一人でも多くの皆さまのお声をお聴かせいただきたいと存じます。全てに回答できない場合は、わかる範囲でお答えください。

なお、区民の皆さまから無作為に選ばせていただいているため、他にも本区からアンケートのお願いが届いている場合もございます。ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、調査へのご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご回答いただきました調査票につきましては、同封の返信用封筒に入れて、〇月〇日 (〇) までに郵便ポストにご投函いただきますよう、お願い申し上げます。

平成29年 〇月

東京都北区 生活環境部 環境課

この調査に関してのお問い合わせは、下記までお願いします。

東京都北区 生活環境部 環境課 環境政策係

電話 03-3908-8603 (直通)

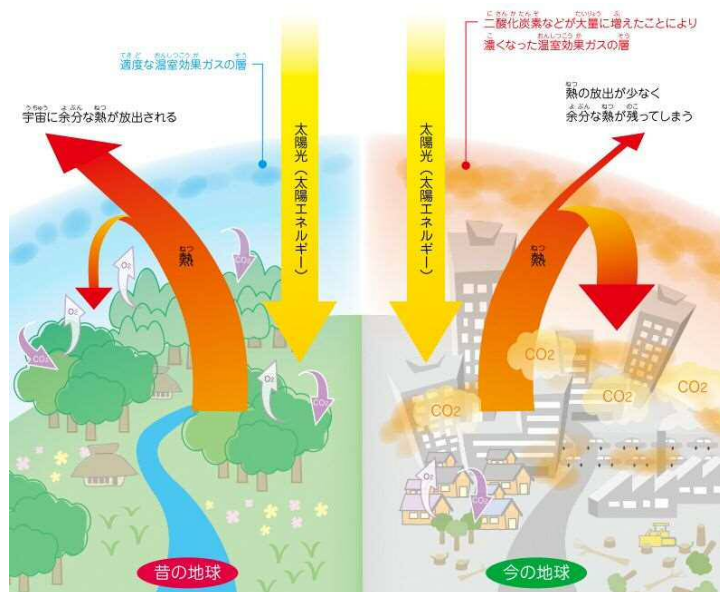
FAX 03-3906-8474

## 地球温暖化って何？

地球の表面は太陽のエネルギーで温められています。温められた地球から放出された熱の多くは宇宙に放出されますが、一部、二酸化炭素、メタンや一酸化炭素などの温室効果ガスと呼ばれる気体によって吸収され地球を温室のように温かく保ってくれています。ところが、この温室効果ガス、特に二酸化炭素が増え大気中に熱がこもり、気温が上昇することを地球温暖化といいます。

## その原因は？

温室効果ガスの約 95%が二酸化炭素になります。二酸化炭素のほとんどが、エネルギーを作る際に排出されます。そのため、電気やガソリンなどのエネルギーを大量に使うことが二酸化炭素の発生につながり、地球温暖化が進む原因となっています。



出典：環境省「子ども環境白書 2012」

## 温暖化が進むとどうなるの？

地球温暖化は、異常気象を引き起こすことになり、私たちの生活にも関係してきます。

### ①健康被害

猛暑が続くと、体へ負荷がかかるようになります。熱中症にかかる危険も高くなり、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生範囲が広がり免疫のない人への感染拡大が考えられます。



### ②自然災害の増加

降雨パターンが大きく変わり、台風やハリケーンなどの熱帯性の低気圧が猛威を振るい、洪水や高潮などの被害が増加する可能性があります。



### ③農作物の被害

気温が上がると、害虫が増えたり、これまで作っていた作物が気温に適さなくなったりして、収穫できる量が少なくなります。



## 温室効果ガスの排出量はどれくらい？

出典：全国地球温暖化防止活動センター

日本は、京都議定書で約束をした「平成 20 年度～平成 24 年度の 5 年間で平成 2 年度と比較して 6%削減」に対し、8.4%削減し目標を達成しました。しかし、削減量には、森林が吸収する量や国同士の排出量取引等が含まれるため、温室効果ガスの排出量だけで見ると 5 か年平均は 12 億 7,800 万トンと 1.4%増加しています。さらに、平成 28 年 11 月に「パリ協定」が発効され、日本は「平成 42 年度に平成 25 年度と比較して 26%削減」の中期削減目標を掲げています。目標達成には、従来の取り組みの延長では実現困難です。国、地方公共団体、事業者、国民等、あらゆる主体が自分ごととして捉え、削減に向けて積極的に取り組む必要があります。

## 温暖化を防止するには？

地球温暖化防止のためには、二酸化炭素の排出を減らすことが必要です。節電や節水・ごみの減量などエネルギーや資源の無駄使いをなくすとともに、太陽光発電などの自然エネルギーを有効に利用していくことが重要です。また、二酸化炭素を吸収する植物を増やす緑化も有効な手段の一つになります。



出典：環境省「子ども環境白書 2012」





問 1. 省エネ技術の向上により、最新の家電の消費電力は、古い家電よりずいぶん少なくなっている場合が多くあります。そこで、あなたのご世帯でお持ちの家電機器の台数と購入時期（何年前に購入されたか）についておたずねします。次の項目のうち当てはまるものに、それぞれ台数をご記入ください。

家電機器名	保有台数 (合計)	購入時期			
		3年未満	3年～9年	10年以上	不明
記入例) テレビ	2 台	1 台	0 台	1 台	0 台
エアコン	台	台	台	台	台
テレビ	台	台	台	台	台
パソコン	台	台	台	台	台
冷蔵庫	台	台	台	台	台

## 2.地球温暖化問題への関心について

問 2. 最近、新聞やニュースなどで地球温暖化が報じられています。あなたは地球温暖化に関する認識は次のうちどれですか。（あてはまるもの 1 つに○）

1. 非常に重要と考えている
2. 重要と考えている
3. どちらとも言えない
4. あまり関心がない
5. 分からない

問 3. 地球温暖化への対応は差し迫った問題であると思いますか。

（あてはまるもの 1 つに○）

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. あまり思わない
4. そうは思わない
5. わからない

問 4. 我が国では、温室効果ガス（※）排出量を平成 42 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）と比べて 26%削減するという目標を掲げました。そのことを知っていますか。

（あてはまるもの 1 つに○）

1. よく知っている
2. 少しは知っている
3. 聞いたことはあるが、あまり知らない
4. 全く知らない
5. わからない

※温室効果ガスとは、温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素やメタンなどが該当します。

問 5. 地球温暖化対策に取り組む姿勢として、あなたの考えに近いものをお選びください。(あてはまるもの1つに○)

1. 積極的に取り組みたい
2. 少しぐらい負担になっても取り組みたい
3. 負担にならない範囲で取り組みたい
4. 取り組むつもりはない

問 6. 地球温暖化対策に対する北区の取り組みにおいて、知っている取り組みをお選びください。(あてはまるもの全てに○)

1. 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成
2. マンション省エネ対策(省エネコンサルタント派遣、省エネ対策セミナーなど)
3. 屋上・ベランダ・壁面緑化助成
4. 北区 eco かるた

問 7. 地球温暖化をはじめとする環境に関する情報は、主にどういった方法で入手しますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 家族・知人
2. 新聞・雑誌・書籍
3. テレビ・ラジオ
4. インターネット
5. 区や都のホームページ
6. 研究会・講演会・イベントなど
7. その他( )

問 8. 東日本大震災を経験して、省エネルギー及び再生可能エネルギーに対して、意識の変化はありましたか。(あてはまるもの1つに○)

1. 震災前より一層意識するようになった
2. 震災前と同じように意識している
3. 震災前は意識していなかったが、意識するようになった
4. 震災後は一時意識していたが、現在はあまり意識していない
5. 震災前と変わらず意識していない
6. その他( )

問 9. 電力自由化についてご存知ですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 知っている。実際に電力会社の比較検討を行った
2. 知っているが、特に比較検討などはしていない
3. 名前は聞いたことがあるが、よく知らない
4. 全く知らない

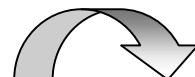
問 10. 電力自由化になり実際に電力会社を変更しましたか。(あてはまるもの1つに○)

1. はい
2. いいえ

### 3.地球温暖化対策の取り組み状況について

問 11. 以下は、日常生活において、あまり費用をかけずにできる省エネ・温室効果ガス削減の取り組みです。取り組み状況を教えてください。(それぞれあてはまるもの1つに○)

また、「今後も取り組まない」と回答された場合は、その理由を下表の1～8から1つ選んで、番号を記入してください。



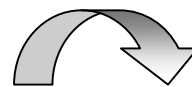
	常に 取り組ん でいる	時々 取り組ん でいる	今後 取り組も うと思う	今後も 取り組ま ない	取り組ま ない理由
①電化製品はこまめに電源を切る	1	2	3	4	
②冷暖房の温度設定を控えめにする (冷房 28℃ 暖房 20℃)	1	2	3	4	
③エアコンのフィルターをこまめに掃除する	1	2	3	4	
④使用していない電化製品のコンセントは抜く	1	2	3	4	
⑤冷蔵庫に物を詰め過ぎたり無駄な開閉をしない	1	2	3	4	
⑥冷蔵庫内の設定温度を季節に応じて変更する	1	2	3	4	
⑦洗濯物はまとめて洗う	1	2	3	4	
⑧お風呂の追い炊きを控える	1	2	3	4	
⑨水の無駄遣いをなくす	1	2	3	4	
⑩ごみの減量に努める	1	2	3	4	
⑪古新聞や缶・びんなどを分別し リサイクルに出す	1	2	3	4	
⑫マイバッグなどを利用しレジ袋削減に協力する	1	2	3	4	
⑬グリーン製品を購入する(詰め替え品など)	1	2	3	4	
⑭地産地消、近隣が産地の農産物を購入する	1	2	3	4	
⑮エコドライブを実践する	1	2	3	4	
⑯自動車ではなく公共交通機関を利用する	1	2	3	4	
⑰環境にちなんだ活動に積極的に参加する	1	2	3	4	
⑱身近な緑化に心掛けている	1	2	3	4	
⑲家庭での電気やガスの使用量を把握する (環境家計簿の活用など)	1	2	3	4	

※「今後も取り組まない」を選択した場合、次の理由番号(1～8)を記入ください。



1	必要性を感じない	5	行政の補助制度などが足りない
2	一人だけでしても効果が少ないから	6	何にどうやって取り組めば良いのかわからない
3	手間がかかる	7	該当機器などを所持していない
4	環境にやさしい製品の価格が高い	8	特になし

問 12. 以下は、省エネ・温室効果ガス削減に貢献する機器・設備です。現在の導入状況及び今後の導入意思を教えてください。（それぞれあてはまるもの1つに○）  
また、「今後も導入しない」と回答された場合は、その理由を下表の1～9から1つ選んで、番号を記入してください。



	既に導入している	今後、導入予定	興味はある	今後も導入しない	導入しない理由
①太陽光発電	1	2	3	4	
②太陽熱温水器	1	2	3	4	
③家庭用蓄電池	1	2	3	4	
④家庭用燃料電池（エネファームなど）	1	2	3	4	
⑤HEMS（※1） （ホームエネルギーマネジメントシステム）	1	2	3	4	
⑥省エネ性の高い給湯器 （エコキュート、エコウェル、 エコジョーズ、エコワンなど）	1	2	3	4	
⑦LED照明、省エネ型照明	1	2	3	4	
⑧二重窓や外断熱など、住宅の断熱化	1	2	3	4	
⑨緑のカーテン・屋上緑化	1	2	3	4	
⑩ハイブリッド自動車などの低公害車	1	2	3	4	

※1 HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）とは、電気などの使用量を常時「見える化」するなど家庭で使うエネルギーを節約するシステムです。

※「今後も導入しない」を選択した場合、次の理由番号（1～9）を記入ください。



1	居住者の一存で導入できない
2	設置場所の問題で導入できない
3	費用負担が大きい
4	省エネ・温室効果ガス削減効果があるか疑問である
5	機器の性能に不安がある
6	よく知らない（情報がない）
7	必要性を感じない
8	既に他の省エネ機器・設備を導入している
9	特に理由はない

#### 4.地球温暖化対策に対する区への要望

問 13. 地球温暖化対策について、区に取り組んでほしい事項は何ですか。

(あてはまるもの3つまでに〇)

1. 区民への地球温暖化に関する情報の提供
2. こどもたちに対する環境学習の充実
3. 環境に配慮した製品の購入や省エネルギー対策などに対する補助金などの実施
4. 区が自ら地球温暖化対策（省エネルギー・省資源、低公害車の導入など）を推進
5. 地球温暖化対策に関する条例を制定し、区民・事業者の取り組みを強化する
6. 道路交通網の整備による交通渋滞の解消
7. 公共交通機関の充実
8. ごみの減量化・リサイクルの推進
9. 地球環境の保全のために活動している市民団体などへの支援
10. その他（）

問 14. その他、区の地球温暖化防止の取り組みに関する要望などがございましたらお書きください。(自由記入欄)

アンケートは以上です。お忙しいところご協力いただき、ありがとうございました。

記入漏れがないかももう一度お確かめの上、本回答用紙を同封の返信用封筒に入れ、〇月〇日(〇)までにご投函下さいますようお願い致します。

北区地球温暖化対策地域推進計画の改定に関する  
事業者意識調査

日頃から区政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

本区では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため平成 19 年度に「北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。このたび平成 29 年度の改定に向けて現行計画の施策の効果検証を行うために、区内の事業者の皆さま 1,800 事業所を無作為に選ばせていただき、調査を実施いたします。

なお、本意識調査の内容につきまして上記目的以外に使用することはありません。

回答は答えやすい項目だけでも結構です。ただし、事業者としてのご回答をいただきたく存じますので、恐縮ですが経営に携わる方のご回答をお願いいたします。

ご回答いただきました調査票につきましては、同封の返信用封筒に入れて、〇月〇日 (〇) までに郵便ポストにご投函いただきますよう、お願い申し上げます。

平成29年 〇月

東京都北区 生活環境部 環境課

この調査に関してのお問い合わせは、下記までお願いします。

東京都北区 生活環境部 環境課 環境政策係

電話 03-3908-8603 (直通)

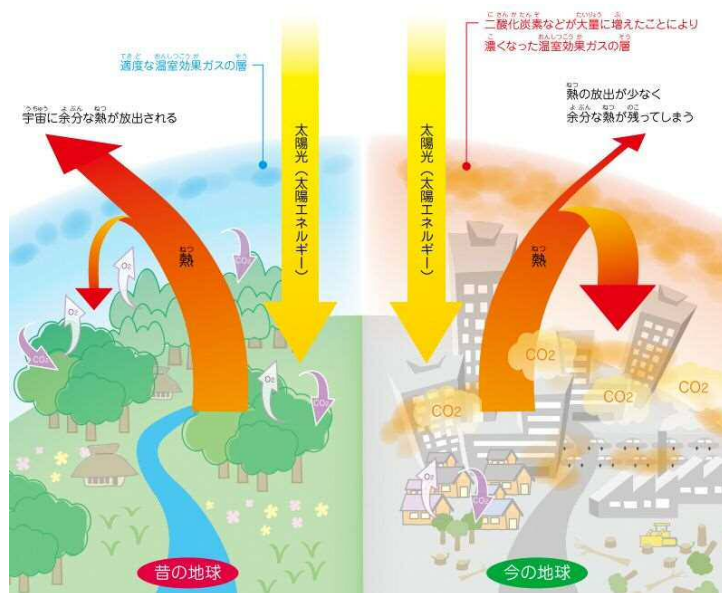
FAX 03-3906-8474

## 地球温暖化って何？

地球の表面は太陽のエネルギーで温められています。温められた地球から放出された熱の多くは宇宙に放出されますが、一部、二酸化炭素、メタンや一酸化炭素などの温室効果ガスと呼ばれる気体によって吸収され地球を温室のように温かく保ってくれています。ところが、この温室効果ガス、特に二酸化炭素が増え大気中に熱がこもり、気温が上昇することを地球温暖化といいます。

## その原因は？

温室効果ガスの約 95%が二酸化炭素になります。二酸化炭素のほとんどが、エネルギーを作る際に排出されます。そのため、電気やガソリンなどのエネルギーを大量に使うことが二酸化炭素の発生につながり、地球温暖化が進む原因となっています。



## 温暖化が進むとどうなるの？

地球温暖化は、異常気象を引き起こすことになり、私たちの生活にも関係してきます。

出典：環境省「子ども環境白書 2012」

### ①健康被害

猛暑が続くと、体へ負荷がかかるようになり、熱中症にかかる危険も高くなり、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生範囲が広がらない人への感染拡大が考えられます。



### ②自然災害の増加

降雨パターンが大きく変わり、台風やハリケーンなどの熱帯性の低気圧が猛威を振るい、洪水や高潮などの被害が増加する可能性があります。



### ③農作物の被害

気温が上がると、害虫が増えたり、これまで作っていた作物が気温に適さなくなったりして、収穫できる量が少なくなります。



## 温室効果ガスの排出量はどれくらい？

出典：全国地球温暖化防止活動センター

日本は、京都議定書で約束をした「平成 20 年度～平成 24 年度の 5 年間で平成 2 年度と比較して 6%削減」に対し、8.4%削減し目標を達成しました。しかし、削減量には、森林が吸収する量や国土の排出量取引等が含まれるため、温室効果ガスの排出量だけみると 5 か年平均は 12 億 7,800 万トンと 1.4%増加しています。さらに、平成 28 年 11 月に「パリ協定」が発効され、日本は「平成 42 年度に平成 25 年度と比較して 26%削減」の中期削減目標を掲げています。目標達成には、従来の取り組みの延長では実現困難です。国、地方公共団体、事業者、国民等、あらゆる主体が自分ごととして捉え、削減に向けて積極的に取り組む必要があります。

## 温暖化を防止するには？

地球温暖化防止のためには、二酸化炭素の排出を減らすことが必要です。節電や節水・ごみの減量などエネルギーや資源の無駄使いをなくすとともに、太陽光発電などの自然エネルギーを有効に利用していくことが重要です。また、二酸化炭素を吸収する植物を増やす緑化も有効な手段の一つになります。



出典：環境省「子ども環境白書 2012」



# 1. 貴事業所について

事業形態	1. 事務所    2. 店舗    3. 工場    4. 学校    5. その他（    ）
業種	1. 建設業    2. 製造業（出版印刷）    3. 製造業（金属製品/機械） 4. 製造業（その他）    5. 運輸業    6. 倉庫業    7. 卸売業 8. 小売業    9. 金融/保険/不動産業    10. 飲食店・宿泊業 11. サービス業    12. その他（    ）
従業員数	1. 5～9人    2. 10～19人    3. 20～49人 4. 50～99人    5. 100人以上
北区での 営業年数	1. 2年未満    2. 2年以上5年未満    3. 5年以上10年未満 4. 10年以上20年未満    5. 20年以上30年未満    6. 30年以上
事業所（建物） の延床面積	1. 200㎡未満    2. 200㎡以上～500㎡未満 3. 500㎡以上～1,000㎡未満    4. 1,000㎡以上～2,000㎡未満 5. 2,000㎡以上～3,000㎡未満    6. 3,000㎡以上
業務用車 保有台数	（    ）台（※未保有はゼロを記入）
事業所の建物の 所有形態	1. オーナービル・個人所有    2. テナントビル 3. ビルなどの区分所有    4. その他
共用部のエネ ルギー使用料	※事業所の建物の所有形態で2,3を回答した方のみご回答ください。 1. 管理費に含まれていて、毎月一定額 2. 月ごとに、何らかのルールで按分して支払っている（毎月一定ではない） 3. 不明
エネルギー設備 の管理・更新の 権限	1. 貴社（このアンケートが送付された所）の責任者、経営者 2. その他（本社・本店・事業本部等）
事業所と住居部 分の比率	※貴社が住居併設型の事業所及び店舗の方のみご回答ください。 延べ床面積比率    住居：事業所 = _____ : _____ エネルギー比率    住居：事業所 = _____ : _____

## 2.地球温暖化問題への関心について

問 1. 地球温暖化について、どのくらいの関心をお持ちですか。貴事業所の考えに最も近いものをお選びください。(あてはまるもの1つに○)

1. 非常に重要と考えている
2. 重要と考えている
3. どちらとも言えない
4. あまり関心がない
5. 分からない

問 2. 貴事業所の地球温暖化対策の考え方についてどのようにお考えですか。最も考えに近いものをお選びください。(あてはまるもの2つに○)

1. 法令を遵守するため
2. 経費節減も兼ねられるから
3. 企業の社会的責任であると考えから
4. 事業所や製品、商品などのイメージアップのため
5. 温暖化の影響は今後の業績に関わってくるため
6. 新たな事業活動の展開のため
7. 特に取り組む必要はない
8. その他 ( )

問 3. エコアクション 21 は、事業者が省エネルギーや省資源など環境への取り組みを実践・改善し、その結果を社会に公表するための方法について環境省が策定したガイドラインであり、環境マネジメントシステムの1つです。このエコアクション 21 をご存知ですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 認証・登録している
2. よく知っているが、認証・登録はしていない
3. 聞いたことはあるが、あまり知らない
4. 全く知らない

問 4. 北区では、地球温暖化対策の取り組みとして、新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成を行っていますが、ご存知ですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 知っているし、利用したことがある
2. よく知っているが、利用したことはない
3. 聞いたことはあるが、あまり知らない
4. 全く知らない



■設備・システム

	導入済み	導入予定	導入を検討中	導入予定なし
1. 太陽光発電設備	1	2	3	4
2. 太陽熱利用設備	1	2	3	4
3. 風力発電設備	1	2	3	4
4. その他の再生可能エネルギー 具体的に（ ）	1	2	3	4
5. コージェネレーションシステム、ヒートポンプ等の高効率なエネルギーシステム	1	2	3	4
6. 燃料電池の導入	1	2	3	4
7. 事業所建物の断熱化 (ペアガラス、複層ガラス等)	1	2	3	4
8. 高効率空調システム	1	2	3	4
9. 地中熱の利用	1	2	3	4
10. 照明等のセンサによる自動制御	1	2	3	4
11. 省エネタイプのOA機器や照明器具	1	2	3	4
12. 低燃費車や低公害車 (ハイブリッド車、電気自動車等)	1	2	3	4
13. バイオマス資源の利用	1	2	3	4
14. 雨水の利用	1	2	3	4
15. 屋上や壁面の緑化	1	2	3	4
16. 製造工程や製造ラインの効率的改善	1	2	3	4

■環境マネジメントシステム

	導入済み	導入予定	導入を検討中	導入予定なし
1. ISO14001	1	2	3	4
2. エコアクション21	1	2	3	4
3. KES・環境マネジメントシステム	1	2	3	4
4. エコステージ	1	2	3	4

問 7. 省エネルギー診断を受けたことがありますか？（あてはまるもの 1 つに○）

1. すでに受け、省エネ改修等を行った（現在行っている）
2. すでに受けたが、省エネ改修等はまだ行っていない
3. 現在検討中
4. 受ける予定はない

問 8. 貴事業所が温暖化対策・省エネ・温室効果ガス削減の取り組みを進める上で、課題はありますか。（あてはまるもの 2 つまでに○）

1. 資金的余裕が無い
2. 人員及び時間的余裕が無い
3. 単独では取り組みにくい（事業形態や建物の制約がある等）
4. 設備などの取り扱い方や維持管理が難しい
5. 社内意識が低い
6. どのような取り組みをすればよいかわからない
7. その他課題（）
8. 十分取り組んでおり、課題は特にない
9. 取り組む必要性を感じない

問 9. 地球温暖化対策に役立つ施設・設備、システム等の導入にあたって、こういった条件が整っていれば導入されますか。（あてはまるもの 2 つまでに○）

1. 導入にあたっての補助・融資が受けられる
2. 地球温暖化対策として非常に効果が高く、取り組みをPRできる  
エコ事業所として認証される
3. 光熱費など必要経費を抑えられる
4. 法律や条例などにより事業所が利用するエネルギー関連の規制が強化される
5. 機器の性能が上がり、費用対効果が向上する
6. 既存の機器・設備が老朽化する
7. 条件に関わらず、導入するつもりはない
8. その他（）

問 10. 東日本大震災を経験して、省エネルギー及び再生可能エネルギーに対して、意識の変化はありましたか。（あてはまるもの 1 つに○）

1. 震災前より一層意識するようになった
2. 震災前と同じように意識している
3. 震災前は意識していなかったが、意識するようになった
4. 震災後は一時意識していたが、現在はあまり意識していない
5. 震災前と変わらず意識していない
6. その他（）

#### 4.地球温暖化対策に対する区への要望

問 11. 地球温暖化対策について、区に取り組んでほしい事項は何ですか。

(あてはまるもの3つまでに〇)

1. 地球温暖化に関する情報の提供
2. 太陽光や地中熱利用など再生可能エネルギーを利用した設備やエコカーなどの導入に対して補助制度を充実させる
3. 省エネルギー診断に対する支援
4. E S C O事業導入に対する支援
5. ISO14001 などの認証取得支援
6. 優良事業者を認証又は表彰する制度を設ける
7. 地球温暖化対策に関する条例の制定
8. 道路交通網の整備による交通渋滞の解消
9. 公共交通機関の充実
10. ごみの減量化・リサイクルの推進
11. 地球環境の保全のために活動している市民団体などへの支援
12. 学校や地域での環境学習、環境教育を充実させる
13. その他 ( )

問 12. その他、区の地球温暖化防止の取り組みに関する要望などがございましたらお書きください。(自由記入欄)

アンケートは以上です。お忙しいところご協力いただき、ありがとうございました。

記入漏れがないかもう一度お確かめの上、本回答用紙を同封の返信用封筒に入れ、〇月〇日(〇)までにご投函くださいますようお願い致します。

# 北区 地球温暖化対策地域推進計画



平成 20 年 3 月

東京都北区

## 北区地球温暖化対策地域推進計画の策定にあたって

今年の7月に日本で開催される北海道洞爺湖サミットでは、気候変動に関する問題が主要な議題となります。

サミットの開催国であり、京都議定書を採択したCOP3の議長国でもある日本は、地球温暖化防止に向けて、世界をリードする役割を担っています。

人類の存続を脅かす地球温暖化問題は、私たち一人ひとりが、豊かさと利便性を追求し続けたことが原因のひとつです。私たちは、このことを認識してライフスタイルを変えていかなければなりません。

区民の皆さんとともに、環境と経済やくらしとの両立という困難な課題に立ち向かい、持続的可能な社会を実現したいと考えています。

北区は、一事業者として、平成10年に「北区役所快適環境配慮計画」を策定し、平成14年には「北区役所地球温暖化対策実行計画」を定め、温室効果ガス排出量削減に努めてまいりました。

そして、このたび区民、事業者の方々とは一丸となって、地域における二酸化炭素などの温室効果ガス排出抑制を図ることを目的として、総合的かつ計画的な施策を進める「北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定することとなりました。

この計画をもとに、地域の地球温暖化対策を着実に実行し、北区基本構想に掲げる「環境共生都市」実現のステップとしたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、お忙しい中、熱心にご審議いただきました東京都北区環境審議会委員の皆様および貴重なご意見、ご提案をいただきました多くの区民の皆様に厚く御礼申し上げます。



平成20年3月  
東京都北区長 花川與惣太





## 元気環境共生都市宣言

～健康とみどりのまち北区をめざして～

北区は、豊かな歴史と文化遺産、飛鳥山の桜や荒川の水辺空間があり、みどりとうるおいや人と人との支えあいを大切にしながら、思いやりと健康あふれるまちをめざしてきました。

心ゆたかに元気で快適な生活を送ることは、北区民すべての願いであり、よりよい環境を次の世代に継承することは私たちの責務です。

身近にある環境問題は、地球環境と密接につながり、私たちの健康に大きく関係しています。

区民一人ひとりが「地球市民」として、環境に配慮した行動を学び実践するとともに、自らの健康づくりに努め、力を合わせて元気な北区をつくることが求められています。

私たちは、豊かで健康に暮らし続けることができ、すべての息づくものが共生できる環境をめざして、区民と区、地域が一体となって取り組んでいくことを誓い、ここに「元気環境共生都市」を宣言します。

平成17年10月29日

東京都北区

## 目 次

<b>1. 計画策定の背景と意義</b> .....	1
<b>1.1 北区地球温暖化対策地域推進計画策定の背景及び意義</b> .....	1
1.1.1 地球環境問題の現状 .....	1
1.1.2 地球温暖化の仕組み .....	1
1.1.3 地球温暖化によるさまざまな影響 .....	5
1.1.4 地球全体の気温の予測.....	6
1.1.5 地球温暖化問題に関する国内外の動き .....	6
<b>1.2 北区の地域特性の整理</b> .....	9
1.2.1 自然条件.....	9
1.2.2 社会条件.....	11
1.2.3 北区の地域特性のまとめ.....	23
<b>2. 計画の位置づけ</b> .....	24
<b>2.1 計画の目的</b> .....	24
<b>2.2 計画の位置づけ</b> .....	24
<b>2.3 計画期間</b> .....	25
<b>2.4 対象とする温室効果ガス</b> .....	25
<b>2.5 対象とする地域</b> .....	26
<b>2.6 対象とする活動など</b> .....	26
<b>3. 温室効果ガスの排出状況と将来予測</b> .....	27
<b>3.1 北区における温室効果ガス排出量の推移と現状</b> .....	27
3.1.1 温室効果ガス排出量の算定根拠.....	27
3.1.2 北区の温室効果ガス排出量の経年変化 .....	30
3.1.3 部門別の二酸化炭素排出量 .....	32
<b>3.2 北区における温室効果ガス排出量の将来予測</b> .....	45
3.2.1 温室効果ガス別排出量の将来予測の根拠 .....	45
3.2.2 温室効果ガス別排出量の将来予測結果 .....	46
3.2.3 部門別二酸化炭素排出量の将来予測結果 .....	47
<b>4. 温暖化防止に関する意識と取り組み状況(アンケート結果)</b> .....	49
<b>4.1 区民へのアンケート結果</b> .....	49
4.1.1 地球温暖化対策に対する関心度 .....	49
4.1.2 地球温暖化対策に対する取り組みの状況 .....	50
<b>4.2 事業者へのアンケート結果</b> .....	51
4.2.1 地球温暖化対策に対する関心度 .....	51
4.2.2 地球温暖化対策に対する取り組みの状況 .....	52
<b>5. 温室効果ガス削減の基本方針と削減目標の設定</b> .....	53
<b>5.1 温室効果ガス排出量削減の基本理念と基本方針</b> .....	53
5.1.1 基本理念.....	53

5.1.2	基本方針.....	54
<b>5.2</b>	<b>温室効果ガス排出量削減目標の設定.....</b>	<b>55</b>
5.2.1	目標を設定する温室効果ガスの種類及び活動.....	55
5.2.2	国の目標達成計画に沿った水準.....	56
5.2.3	北区の特徴を踏まえた削減量の想定.....	57
5.2.4	北区の二酸化炭素総排出量の目標.....	59
<b>6.</b>	<b>温室効果ガス削減の具体的プログラムと重点施策.....</b>	<b>60</b>
<b>6.1</b>	<b>削減目標を実現するための具体的なプログラム(主体別).....</b>	<b>60</b>
6.1.1	温暖化対策の方向性.....	60
6.1.2	施策の体系.....	62
<b>6.2</b>	<b>重点的優先的に推進する重点施策の提示.....</b>	<b>65</b>
6.2.1	重点施策 1：省エネルギー型ライフスタイルへの転換.....	65
6.2.2	重点施策 2：新エネルギー等の導入.....	67
6.2.3	重点施策 3：建築物の省エネルギー化.....	68
6.2.4	重点施策 4：環境学習の推進.....	70
<b>7.</b>	<b>計画の推進体制.....</b>	<b>71</b>
<b>7.1</b>	<b>計画の推進組織.....</b>	<b>71</b>
7.1.1	計画部門.....	72
7.1.2	推進部門.....	72
<b>7.2</b>	<b>進行管理の方法(PDCA サイクル).....</b>	<b>73</b>
(1)	[Plan].....	73
(2)	[Do].....	73
(3)	[Check].....	73
(4)	[Action].....	73
<b>8.</b>	<b>資料編.....</b>	<b>74</b>
<b>8.1</b>	<b>京都議定書にあたっての特別区長会共同宣言.....</b>	<b>74</b>
<b>8.2</b>	<b>アンケート調査結果.....</b>	<b>75</b>
8.2.1	区民アンケート.....	75
8.2.2	事業者アンケート.....	79
<b>8.3</b>	<b>委員名簿.....</b>	<b>82</b>
<b>8.4</b>	<b>検討経過.....</b>	<b>84</b>
<b>8.5</b>	<b>用語解説.....</b>	<b>85</b>

# 1. 計画策定の背景と意義

## 1.1 北区地球温暖化対策地域推進計画策定の背景及び意義

### 1.1.1 地球環境問題の現状

人類は 18 世紀の産業革命以降、資源を大量に消費し、豊かさを求めてきました。

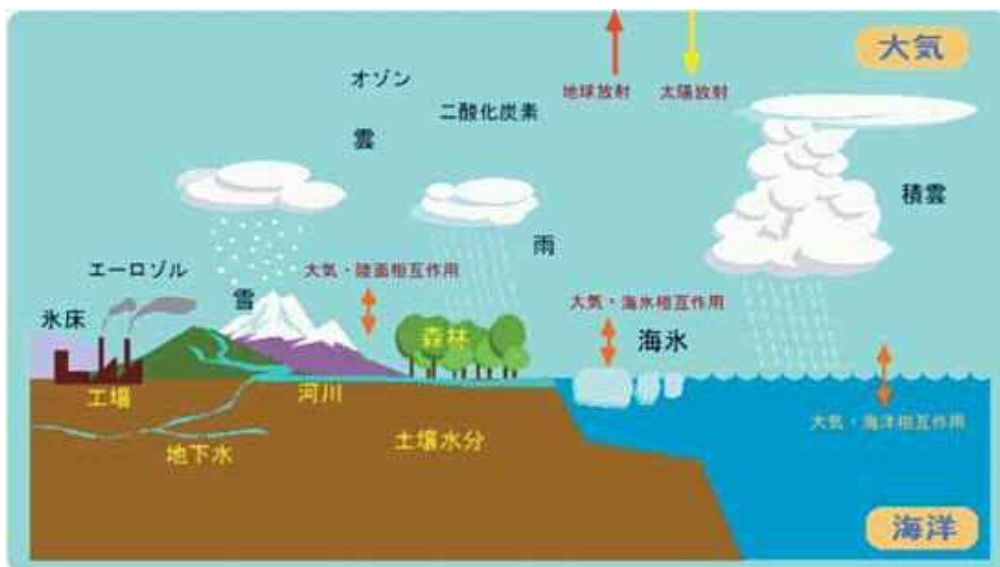
20 世紀半ば以降、より大量生産、大量消費の経済活動が行われ、その結果、環境の悪化が一国内にとどまらず、国境を越え、地球規模に拡大しました。

この地球環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、有害物質の越境移動、海洋汚染、野生生物種の減少、開発途上国の公害問題、砂漠化の九つといわれています。

これらの中で、近年、特に問題となっているのが、地球温暖化です。

### 1.1.2 地球温暖化の仕組み

地球温暖化とは、経済活動などにより多量に発生する、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの大気中濃度が高くなり、大気が持っている温室効果が強まることを言います。温暖化の結果、地球規模で気温の上昇、気候の変動などがもたらされることが今、大きな問題となっています。



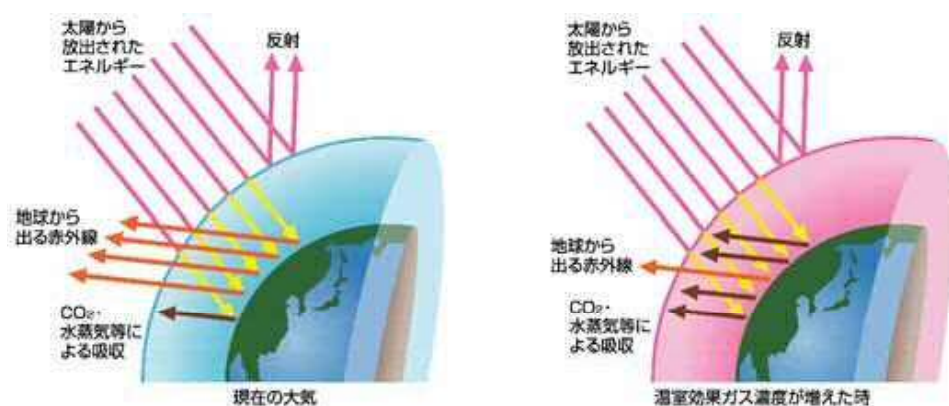
出典：気象庁ホームページ

図 1.1 地球の気候システムのイメージ

温室効果ガスとは、太陽光の放射エネルギーのほとんどを通過させる一方で、地表面から生じる赤外線の放射熱を吸収して、地表の温度を保持するガスのことを言います。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがあります。

このため、地球は平均気温が 15℃程度に保たれ、生物が住める環境となっているのです。温室効果ガスがないと気温の日較差・年較差が大きくなります。温室効果ガスは本来地球にはなくてはならないものであり、このようにして地球は、生物の生存に適した微妙な気温を保っているのです。

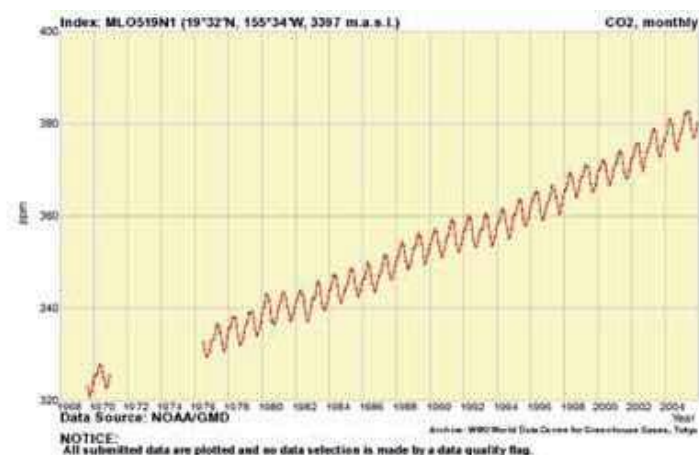
しかしながら、二酸化炭素などの温室効果ガスは図 1.3 に示すとおり、1970 年以降、大気中に排出される量が急速に増えてきており、それに伴って大気中の温室効果ガス濃度が増加してきています。



太陽で暖められた地球は赤外線を放射していますが、地球の周りにある温室効果ガスがそのエネルギーを吸収することで、地球を一定の温度に保つことができます。しかし、温室効果ガスが増えてくるとエネルギー吸収のバランスがくずれ、徐々に地球の気温を上昇させることとなります。

出典：NewEnergyNow（新エネルギー財団）

図 1.2 地球温暖化の仕組み



資料：環境省資料

図 1.3 二酸化炭素濃度の推移（ハワイ、マウナロアの観測値）

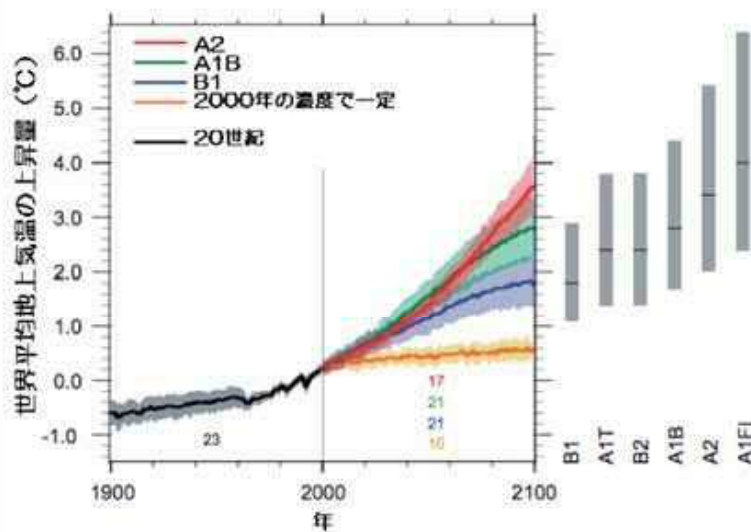
大気中の温室効果ガス濃度の増加は、大気中の温室効果を強めることによって、地球上の気温の上昇を引き起こすと考えられています。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第四次評価報告書では、2005年までの過去100年間に世界の平均気温が0.74℃上昇しており、気候システムに人間の活動に由来する温暖化が起こっているとほぼ断定しています。

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出要因は、次の表に示すとおりであり、私たちの日常生活も排出の要因となっていることがわかります。つまり、地球温暖化は産業活動によるものだけでなく、私たちの日常生活にも密接に関連しているのです。

**表 1.1 温室効果ガスの概要**

区分	概要
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	物の燃焼により排出されます。私たちの生活に密接に関連する温室効果ガスで排出量も最大です。 例えば、調理などで都市ガス、LPガスを使用したり、暖房用に灯油を使用したり、自動車でガソリンを使用したりすることで排出されます。また、電気の使用も、火力発電所での燃料の使用につながるため、排出の大きな要因です。
メタン (CH <sub>4</sub> )	物の燃焼などによって排出されます。自動車の排気ガス、清掃工場の排出ガスなどに含まれます。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	物の燃焼などによって排出されます。自動車の排気ガス、清掃工場の排出ガスなどに含まれます。その他、家畜のふんや尿などからも排出されます。
代替フロンなど 3ガス	ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )のこと。ハイドロフルオロカーボンは、過去に冷媒などとして用いられていたフロンの代わりに用いられています。パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄は電子部品の洗浄などに用いられています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)では、今後の世界の社会経済システムのあり方について6つのシナリオを設定して2100年までの間の平均気温を予測しています。その結果、世界の平均気温は、1.1°C~6.4°Cの範囲で上昇すると予測されています。最も気温が上昇すると考えられた予測シナリオは、今後高度経済成長が続き、そのエネルギー源を化石資源に頼っているA1FI ケースです。A1FI ケースでは、可能性が高い気温上昇の予測幅として2.4°C~6.4°C、最も想定される値として4.0°Cの上昇と推定されています(図1.4のグラフ右側の灰色の帯と横線)。



資料：気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第四次評価報告書第一作業部会報告書(2007年2月)

図 1.4 2100年までに予想される平均気温の推移

## 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が予測に用いた社会経済シナリオの概要

### ○A1「高成長社会シナリオ」

高度経済成長が続き、世界人口が21世紀半ばにピークに達した後に減少し、新技術や高効率化技術が急速に導入される未来社会。A1シナリオは技術的な重点の置き方によって次の3つのグループに分かれる。

- A1FI：化石エネルギー源重視
- A1T：非化石エネルギー源重視
- A1B：各エネルギー源のバランスを重視

### ○A2「多元化社会シナリオ」

多面的な世界。地域の独自性を保持するシナリオ。出生率の低下が非常に穏やかであるため世界人口は増加を続ける。世界経済や政治はブロック化され、貿易や人・技術の移動が制限される。経済成長は低く、環境への関心も低い。

### ○B1「持続発展型社会シナリオ」

地域間格差が縮小した世界。21世紀半ばに世界人口がピークに達した後に減少。経済構造はサービス及び情報経済に向かって急速に変化し、物質指向が減少し、クリーンで省資源の技術が導入。環境保全と経済の発展を地球規模で両立。

### ○B2「地域共存型社会シナリオ」

経済、社会及び環境の持続可能性を確保するための地域的対策に重点が置かれる世界。世界人口はA2よりも緩やかな速度で増加を続け、経済発展は中間的なレベルにとどまり、B1とA1の筋書きよりも緩慢だがより広範囲な技術変化が起こるもの。環境問題などは各地域で解決が図られる。

### 1.1.3 地球温暖化によるさまざまな影響

我が国では、都市化による環境の変化が比較的少なく、かつ観測データの均質性が長期間継続している地点の年平均気温の推移を、1898（明治 31）年から 2004（平成 16）年間の 100 年あたりの長期的な変化の傾向として見ると、 $1.06 \pm 0.25^{\circ}\text{C}$ の上昇となっています。この値は、北半球平均気温の 100 年あたりの長期的な変化の傾向である  $0.77^{\circ}\text{C}$ を上回っています。

このように現象としてはすでに気温は上昇の傾向にあり、今後の地球温暖化の進展により、海面水位の上昇や異常気象の増加などの影響が発生すると考えられています。特に、異常気象の増加と気候の変化は、農作物の生産やそのために必要な水資源に大きな影響を及ぼすと考えられています。

地球温暖化の進行は、単に平均気温が上昇するだけでなく、それに伴い一度進行してしまうと抑制するのは極めて困難な様々な現象が引き起こされる環境問題であることから、予防的な取り組みが強く求められています。

表 1.2 地球温暖化の進展により生じると考えられている影響

影響	影響の内容
海面水位の上昇による陸地の減少	温暖化により、海水の熱膨張や陸氷の融解などによって、海面の水位が 18cm から 59cm 上昇すると予測されています。国土が消失してしまう島があるほか、日本でも海面の上昇による高潮の危険性の増加や砂浜の消失が考えられています。
豪雨や干ばつなどの異常気象の増加	地球温暖化の進行によって、平均気温が上昇し暑い日が増えるのはもとより、地域によっては台風や集中豪雨が増えたり、一方で乾燥が進み干ばつの危険性が増える地域もあると考えられています。日本では、近年、真夏日の増加や夏季の大雨日数が増加しています。
生態系への影響	野生の動植物は、自らの生息する地域の環境に適応して生息しています。地球温暖化が進み、平均気温が上昇することは、生物の生息に影響を生じることになります。例えば、我が国の涼しい地域に生育する落葉広葉樹であるブナは、日本の平均気温が $3.6^{\circ}\text{C}$ 上昇するとブナ林の約 9 割が失われると予測されています。
砂漠化の進行	地球温暖化の進行による降水量の減少、干ばつの増加により、砂漠化が進行すると考えられています。これにより、農畜産物の生産に必要な水が減少し、食料を輸入している日本への間接的な影響が想定されます。
農業生産や水資源への影響	気温の変化や降水量の変化は、農産物の生産や水資源の確保に影響を与えることが考えられています。日本でも米の品質低下やリンゴやミカンの生産適地の分布の変化、害虫による被害の増加などの影響が生じると考えられています。
健康への影響	熱中症は、平均気温が $30^{\circ}\text{C}$ 、最高気温が $35^{\circ}\text{C}$ を超えると患者が急増することが知られています。平均気温の上昇により、熱中症の患者が増えることが考えられます。さらに、熱帯性の感染症の発生範囲が拡大しウエストナイル熱の発生が考えられているほか、日本脳炎やデング熱が発生する範囲が北上する可能性が考えられています。



### 1.1.4 地球全体の気温の予測

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、私たちのくらしや仕事に密接に関わっています。温室効果ガスの排出量を減らし、地球温暖化を防止するためには、温室効果ガス排出量の少ない、地球にやさしい省エネルギー型のくらしや活動を行うことが必要です。

IPCC の予測では、2050 年までに世界の温室効果ガスの排出量を 2000 年の排出量から半減することによって、気温の上昇を 2.0～2.4℃にとどめられるとされています。

私たちが地球温暖化問題に対して、積極的に取り組むことによって、地球温暖化の進行を許容できる範囲に食い止めることができると考えられます。

表 1.3 二酸化炭素濃度の安定化濃度と気温上昇の関係

カテゴリー	二酸化炭素濃度	温室効果ガス濃度 (二酸化炭素換算)	気候感度の“最良の 推定値”を用いた 産業革命からの 全球平均気温上昇	二酸化炭素排 出がピークを 迎える年	2050年における 二酸化炭素排 出量 (2000年比)
	ppm	ppm	°C	西暦	%
I	350-400	445-490	2.0-2.4	2000-2015	- 85~- 50
II	400-440	490-535	2.4-2.8	2000-2020	- 60~- 30
III	440-485	535-590	2.8-3.2	2010-2030	- 30~+ 5
IV	485-570	590-710	3.2-4.0	2020-2060	+ 10~+ 60
V	570-660	710-855	4.0-4.9	2050-2080	+ 25~+ 85
VI	660-790	855-1130	4.9-6.1	2060-2090	+ 90~+140

資料：IPCC 第四次評価報告書第三作業部会報告書（2007年5月）

### 1.1.5 地球温暖化問題に関する国内外の動き

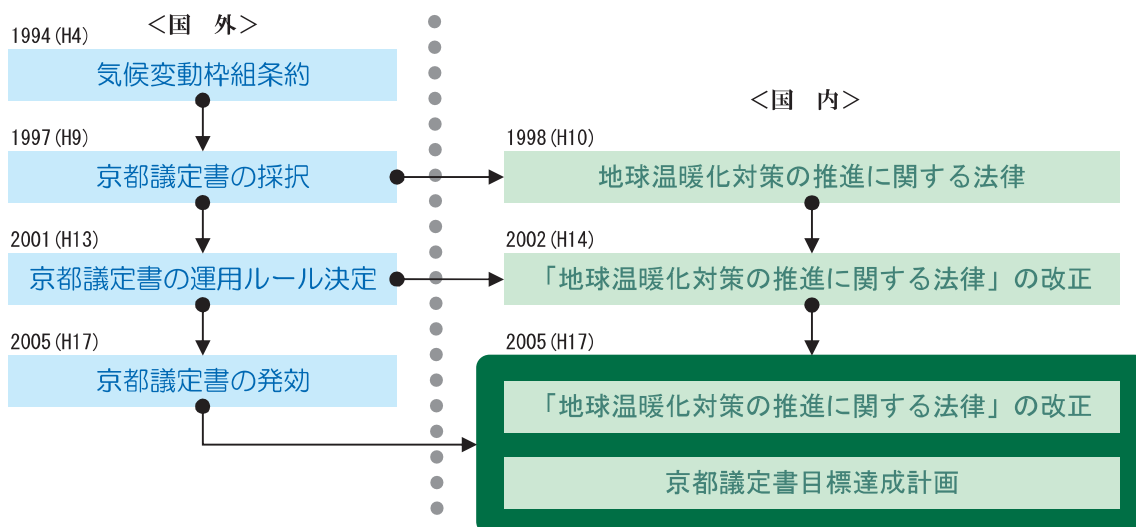


図 1.5 地球温暖化問題に関する国内外の動き

我が国では、1990年に政府による最初の地球温暖化対策として「地球温暖化防止行動計画」が策定され、現在では、地球温暖化問題に関する行動の根拠である「気候変動枠組条約」に基づき、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（2006年改正）」が制定され、さまざまな対策・取り組みが行われています。

特に2005年2月に発効した「京都議定書」により、我が国は第1約束期間〔2008(平成20)年～2012(平成24)年〕の5カ年の温室効果ガス排出量を1990(平成2)年レベルに対して6%削減することが、国際的に拘束力のある約束となりました。

このことを受け、我が国では地球温暖化対策の一層の推進を図るため「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正したほか、6%削減を確実に達成するため「京都議定書目標達成計画」が策定されました。この中では、地方公共団体に向けて「(1)地域の特性に応じた対策の実施」、「(2)率先した取り組みの実施」、「(3)地域住民などへの情報提供と活動推進」の3つの基本的役割が求められています。

さらに、2007年6月にハイリゲンダム（ドイツ）にて開催されたサミット（主要国首脳会議）においては、安倍首相から世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減することを全世界の共通の目標とする「美しい星50」が提案され、これらを真剣に検討することでG8首脳の合意が得られています。

一方、東京都では、2007年6月、今後10年間の都の気候変動対策の基本姿勢を明確に示すとともに、代表的な施策を先行的に提起する「東京都気候変動対策方針」を策定しています。この中では、5つの方針として「①企業のCO<sub>2</sub>削減を強力に推進、②家庭のCO<sub>2</sub>削減を本格化、③都市づくりでのCO<sub>2</sub>削減をルール化、④自動車交通でのCO<sub>2</sub>削減を加速、⑤各部門の取り組みを支える、都独自の仕組みを構築」を掲げるとともに、具体的な取り組みを示しています。さらに、東京都では「市街化の進行などによる地表面被覆の変化、エネルギー使用の増大、都市形態の変化による弱風化など」が原因と考えられるヒートアイランド現象による都市の温暖化に対し、取り組みが行われています。



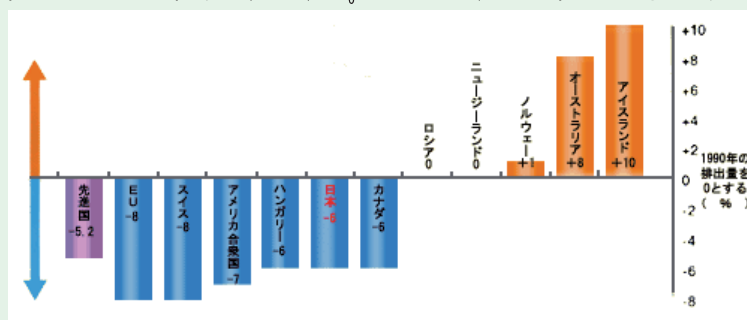
COP3（地球温暖化防止京都会議）本会議場  
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより  
(<http://www.jccca.org/>)

## 京都議定書の概要

京都議定書は、気候変動枠組条約に基づき、1997年12月京都で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）にて採択され、2005年2月に発効しました。議定書では、第一約束期間（2008年～2012年の5年間）において、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を先進国などの取り組みにより「少なくとも5%削減する」ことを目標としています。各国の削減率は下図のように設定され、我が国においては6%の削減が目標となっています。

また、削減目標達成にあたっては森林の吸収・排出分の吸収源対策や、国内対策だけでなく他国と協力し達成した削減量を参入する京都メカニズム（CDM、排出権取引、共同実施）が認められています。

- 対象となる温室効果ガス＝二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、  
HFC（ハイドロフルオロカーボン）、  
PFC（パーフルオロカーボン）、SF<sub>6</sub>（六フッ化硫黄）
- 削減基準年 = 1990年（HFC、PFC、SF<sub>6</sub>については、1995年としてもよい）



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

- 削減目標達成に向けての考え方

### ◇ 吸収源対策

森林の吸収・排出分の目標達成への算入が認められています。

国ごとに上限が定められており、日本は6%のうち、3.8%を吸収源として算入することが認められています。

算入方法：第1約束期間の目標達成には、「1990年以降」の「直接的かつ人為的な「植林・再植林・森林減少」によって生じる吸収・排出分に限って算入できるとされています）。

### ◇ 京都メカニズム

目標達成のため、国内対策だけではなく、他国と協力し達成した削減量を算入することが認められています。

算入方法

#### ①共同実施（JI：Joint Implementation）

先進国が共同で温暖化対策事業を行う。その事業によって生まれた排出削減量を先進国の削減目標の達成に算入できる制度。

#### ②クリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism）

先進国が技術や資金を提供し、開発途上国でその国の持続可能な発展を助ける温暖化対策事業を行う。その事業によって生まれた排出削減量を、先進国の削減目標の達成に算入できる制度。

#### ③排出量取引（ET：Emission Trading）

先進国間で、排出割当量の一部を取引することができる制度。

## 京都議定書目標達成計画の概要

京都議定書の6%削減約束を達成するために、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、また地球温暖化対策推進大綱、地球温暖化防止計画、地球温暖化対策に関する基本方針を引き継ぐものとして「京都議定書目標達成計画」が策定されました。本計画では具体的な削減の取り組みが定められており、①エネルギー起源CO<sub>2</sub>が+0.6%、②非エネルギー起源CO<sub>2</sub>が-0.3%、③メタンが-0.4%、④一酸化二窒素-0.5%、⑤代替フロンなど3ガス+0.1%のほか、森林吸収源による削減が-3.9%、京都メカニズムによる削減が-1.6%の合計-6.0%として目標達成することとしています。

区分		実績	目標	
		基準年排出量 (百万 t-CO <sub>2</sub> )	2010 年度排出量 (百万 t-CO <sub>2</sub> )	1990 年度比 基準年 総排出量比
温室効果 ガス	エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	1,048	1,056	+0.6%
	非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	74	70	▲0.3%
	メタン	25	20	▲0.4%
	一酸化二窒素	40	34	▲0.5%
	代替フロンなど3ガス	50	51	+0.1%
森林吸収源		—	▲48	▲3.9%
京都メカニズム		—	▲20	▲1.6%
合計		1,237	1,163	▲6.0%

## 1.2 北区の地域特性の整理

### 1.2.1 自然条件

#### (1) 位置及び地勢

北区は、武蔵野台地の緑辺部から東京低地へと連続した地勢を有しており、その地形は JR 京浜東北線を境に大きく西側の山手台地と東側の下町低地の2つに分けられます。台地（本郷台）と低地の崖線には湧水地点があり、北区には15の湧水があります。

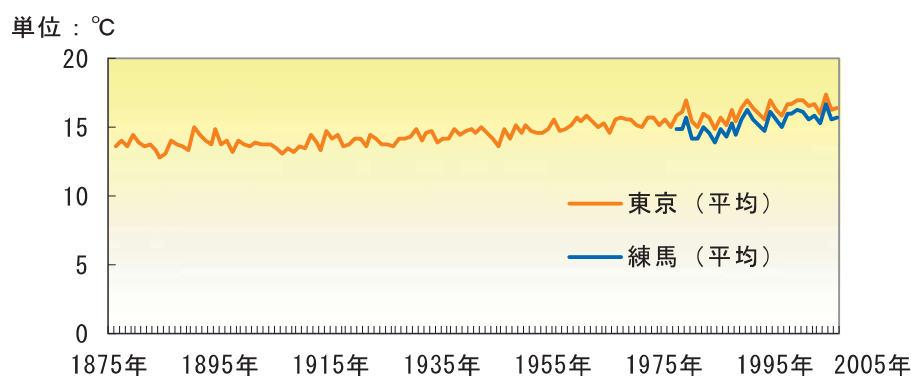
河川は、区域の北東境に、荒川、新河岸川、隅田川が流れ、南寄りには石神井川（音無川）が隅田川に流入していて、人々に親しまれています。



荒川桜堤

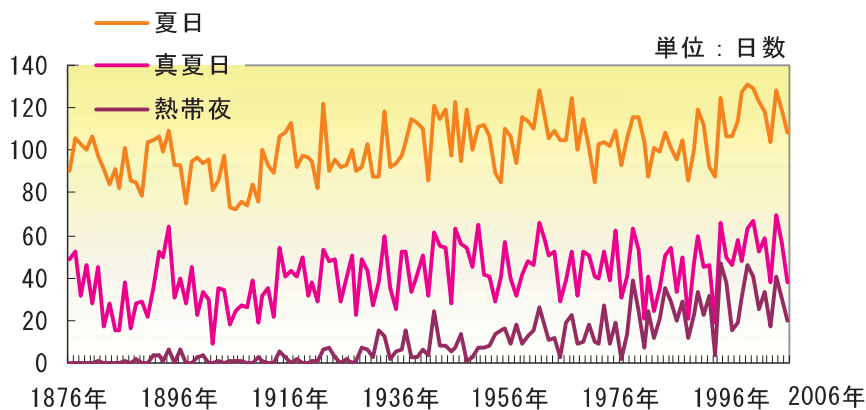
## (2) 気候

東京（大手町）及び練馬における気象観測結果によると、平均気温は徐々に上昇する傾向が見られます。また、東京（大手町）における夏日<sup>1</sup>、真夏日<sup>2</sup>及び熱帯夜<sup>3</sup>の日数も長期的に見ると増加傾向にあり、冬日<sup>4</sup>の日数は減少傾向にあります。



資料：気象庁気象観測資料

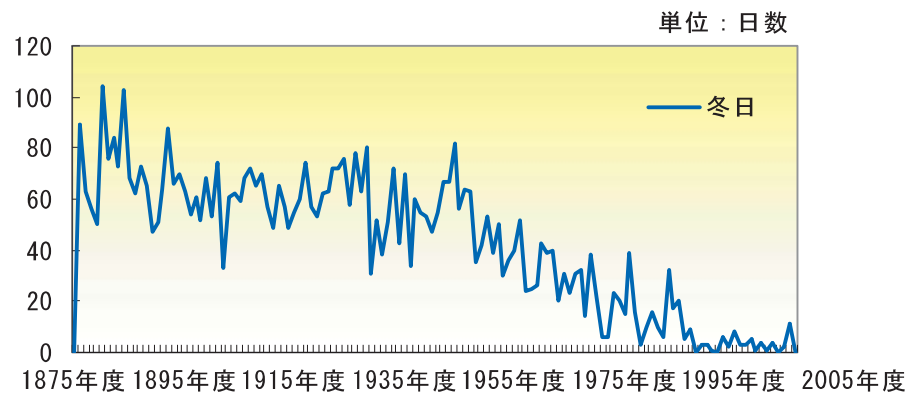
図 1.6 平均気温の推移



資料：気象庁調べ

図 1.7 東京（大手町）における夏日・真夏日・熱帯夜の推移

<sup>1</sup> 夏日：日最高気温 25℃以上  
<sup>2</sup> 真夏日：日最高気温 30℃以上  
<sup>3</sup> 熱帯夜：日最低気温 25℃以上  
<sup>4</sup> 冬日：日最低気温 0℃未満



資料：気象庁調べ

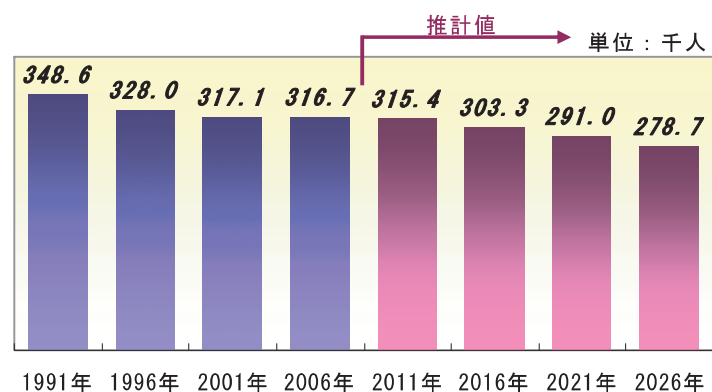
図 1.8 東京（大手町）における冬日の推移

## 1.2.2 社会条件

### (1) 人口

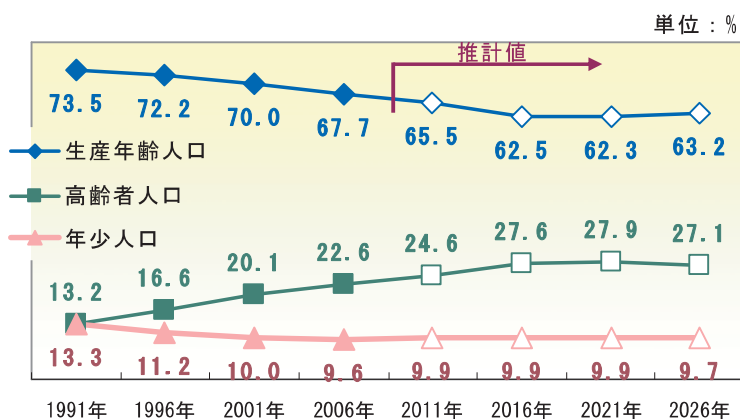
北区では、長い間人口減少が続いていましたが、大規模なマンションの建設などにより、近年増加に転じています。ただし、将来推計によると一時増加傾向を示すが、すぐに減少に転じると予想されています。また、年齢階層（年少人口：0歳～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、高齢者人口：65歳以上）別人口で見ると、生産年齢人口の減少が大きく、主に高齢者人口層へ移行していると考えられます。

少子高齢化と人口減少は全国的な課題ですが、北区では高齢者人口比率が23%（2006年1月1日現在）と他の区と比較して高い状況です。



資料：北区行政資料集（平成18年度版）

図 1.9 人口の推移・推計



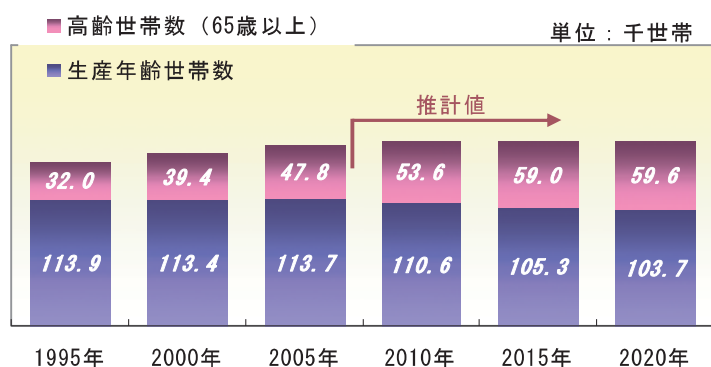
資料：北区行政資料集（平成 18 年度版）

図 1.10 年齢階層別人口構成比の推移・推計

## (2) 世帯数、住宅

北区の世帯数は、2005 年実績が 161,502 世帯であり、65 歳以上の高齢者が含まれる世帯は 3 割を占めている状況です。2020 年の予測値と比較すると 2005 年実績より増加が見られますが、内訳は生産年齢世帯数が減少、高齢世帯数が増加すると予測されています。

また、住宅数は、2003 年実績が 149,510 戸であり、集合住宅（長屋建、共同住宅）が約 7 割を占める状況です。また、区の住宅マスタープランによると、基本フレームとして 2013 年の住宅戸数は 16 万 4 千戸としています。



資料：5 歳階級別世帯数予測（特別区統計情報システム）  
備考）各年 10 月 1 日

図 1.11 年齢階層別世帯数の推移・予測

表 1.4 年齢階層別世帯数の推移・予測

区分	1995年 (実績)	2000年 (実績)	2005年 (実績)	2010年 (予測)	2015年 (予測)	2020年 (予測)
一般世帯数	145,815	152,841	161,502	164,120	164,268	163,371
生産年齢世帯数	113,850	113,441	113,712	110,564	105,309	103,730
	78%	74%	70%	67%	64%	63%
高齢世帯数 (65歳以上)	31,965	39,400	47,790	53,556	58,959	59,641
	22%	26%	30%	33%	36%	37%

資料：5歳階級別世帯数予測（特別区統計情報システム）

備考）各年10月1日

表 1.5 住宅数の概要

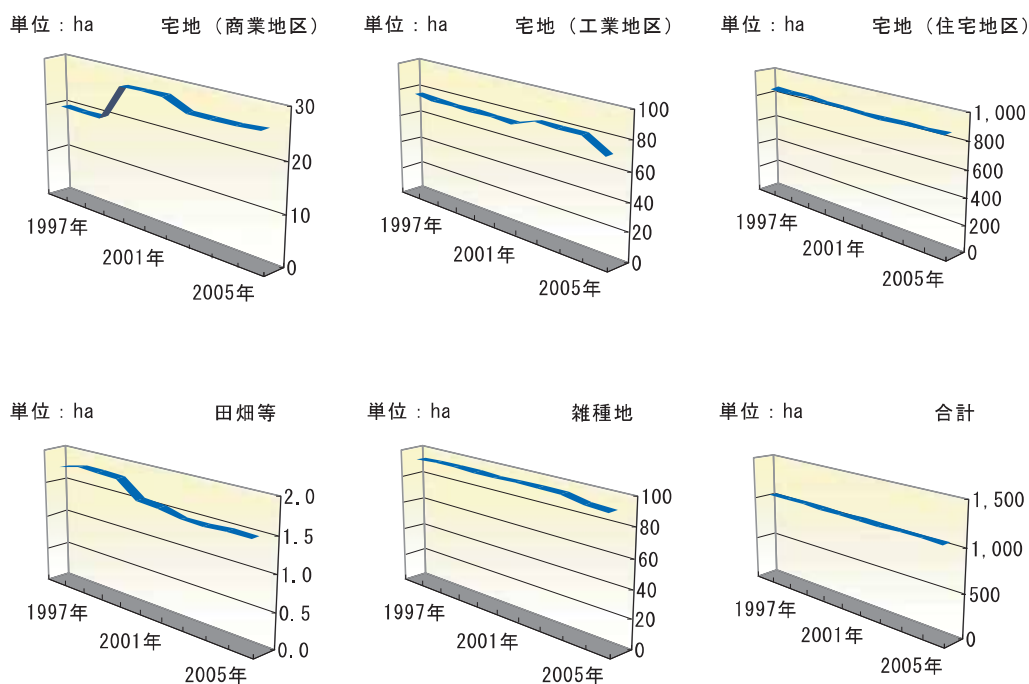
区分	住宅総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
2003年(実績) *10月1日現在	149,510	42,890	890	105,440	290
	100.0%	28.7%	0.6%	70.5%	0.2%
2013年(基本フレーム)	164,000	—	—	—	—

資料：住宅・土地統計調査

備考）2013年の値は、区の住宅マスタープランによる。

### (3) 土地利用

北区の用途地域の内訳をみると、住居系地域が多くを占め、続いて工業系地域、商業系地域の順となっています。また、新河岸川や隅田川沿いに工場が立地し、それ以外の大部分が住宅地や商業地です。



資料：特別区の統計（地目地区別土地面積、特別区協議会）

図 1.12 土地利用面積の推移



## (4) 産業

北区の事業所数は、他に分類されないものを除くと、卸売・小売業が最も多く、次いで飲食店・宿泊業という状況です。また、従業者数は、卸売・小売業が最も多く、次いで製造業という状況です。

表 1.6 産業大分類別事業所数・従業者数の概要

区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農林水産業	3	27
鉱業	—	—
建設業	1,225	10,360
製造業	1,690	19,567
電気・ガス・水道・熱供給業	2	460
情報通信業	140	3,297
運輸業	719	12,376
卸売・小売業	4,143	28,816
金融・保険業	183	3,234
不動産業	1,272	3,398
飲食店・宿泊業	2,423	12,306
医療、福祉	842	8,934
教育、学習支援業	376	4,634
複合サービス業	12	64
他に分類されないもの	2,578	17,560
総数	15,608	125,033

資料：北区行政資料集（平成 18 年度版）  
備考）上表の数値は 2004 年のものである。

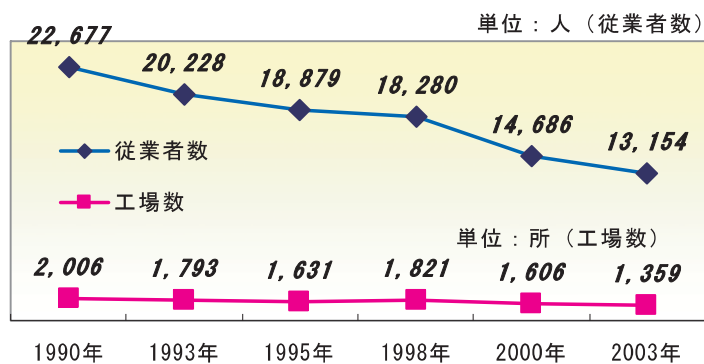


赤羽スズラン通り商店街（LaLa ガーデン）

## ① 工業

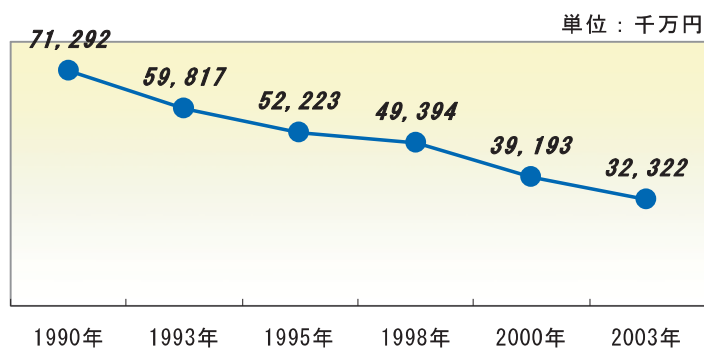
北区はかつて製紙業発祥の地でした。出版・印刷・化学・金属などの業種が多く、浮間地区、赤羽東地区、王子東地区などに工場が多くみられますが、工場数・従業者数・製造品出荷額の推移は減少傾向を示しています。

また、従業者5人未満が全工場数の約5割、従業者10人未満では約8割を占めるなど、中小規模工場（下請け工場）が多いことが伺えます。一方、エネルギーを大量に使用することから「エネルギー管理指定工場」としてエネルギーの使用の合理化に取り組んでいる大規模な事業所には、印刷業者、医薬品製剤製造業者や浮間水再生センター、陸上自衛隊十条駐屯地があります。



資料：北区行政資料集（平成18年度版）

図 1.13 工場数・従業者数の推移



資料：北区行政資料集（平成18年度版）

図 1.14 製造品出荷額の推移

表 1.7 従業者規模別工場数、従業者数、製造品出荷額の推移

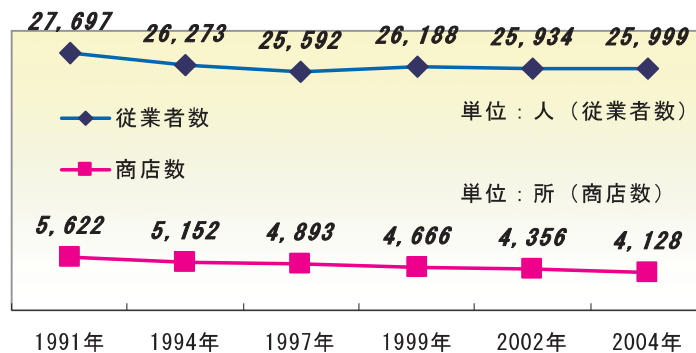
区分		1990年	1993年	1995年	1998年	2000年	2003年
従業者規模別工場数 (所)	1～3人	942	865	796	938	852	717
	4～9人	697	610	543	585	497	404
	10～19人	178	147	144	156	137	129
	20～29人	89	77	62	66	59	50
	30～49人	35	37	36	29	22	24
	50～99人	24	23	23	26	21	19
	100～199人	25	18	11	12	10	8
	200～299人	6	8	7	3	2	4
	300人以上	10	8	9	6	6	4
総数	2,006	1,793	1,631	1,821	1,606	1,359	
従業者数(人)		22,677	20,228	18,879	18,280	14,686	13,154
製造品出荷額 (千万円)		71,292	59,817	52,223	49,394	39,193	32,322

資料：北区行政資料集（平成18年度版）

## ② 商業

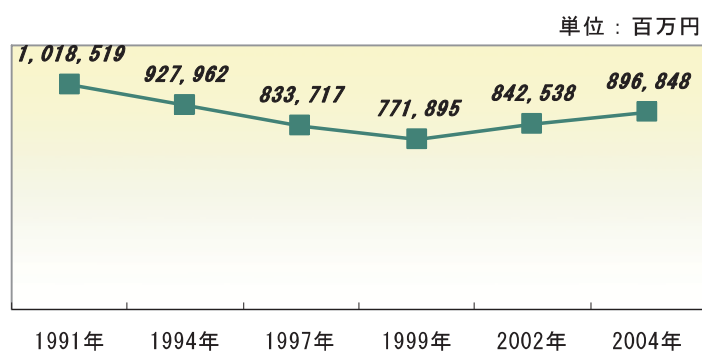
商業に関しては、JR 駅周辺に集積しており、大きな商業核が存在しています。中でも赤羽駅周辺は、大型店を中心に面的に広がっているのが特徴です。

商店数の推移は減少傾向を示していますが、従業者数はほぼ横ばいであり、年間商品販売額は増加傾向を示しています。



資料：北区行政資料集（平成18年度版）

図 1.15 商店数・事業者数の推移



資料：北区行政資料集（平成 18 年度版）

図 1.16 年間商品販売額の推移

表 1.8 従業者規模別商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

区分	1991年	1994年	1997年	1999年	2002年	2004年	
従業者規模別商店数 (所)	1～2人	2,594	2,399	2,374	2,166	1,959	1,894
	3～4人	1,661	1,394	1,258	1,157	1,077	995
	5～9人	856	819	719	743	709	626
	10～19人	319	331	336	364	387	381
	20～29人	101	108	115	126	111	117
	30～49人	57	67	59	74	66	67
	50～99人	22	26	24	26	38	35
	100人以上	12	8	8	10	9	13
	総数	5,622	5,152	4,893	4,666	4,356	4,128
従業者数(人)	27,697	26,273	25,592	26,188	25,934	25,999	
年間商品販売額 (百万円)	1,018,519	927,962	833,717	771,895	842,538	896,848	

資料：北区行政資料集（平成 18 年度版）



## (5) 交通

北区の自動車保有台数は、乗用車のうち小型車が最も多く、次いで普通乗用車という状況です。道路網は、環状七号線、北本通り、明治通りなどの交通量の多い幹線道路が縦横に通っています。

鉄道は、西側台地と東側低地との境界線上に JR 京浜東北線、東北本線、埼京線が通り、それらにほぼ沿って、東北・上越新幹線が走っています。また北本通り、本郷通りに沿って地下鉄南北線が通っています。また、JR が 11 駅、地下鉄が 6 駅存在し、東京都 23 区中で一番駅が多いのも特徴です。

表 1.9 自動車保有台数

区 分		台数	構成比
総数		63,452	100.0%
乗用車	小型車	27,286	43.0%
	普通車	25,273	39.8%
	計	52,559	82.8%
貨物自動車	普通車	2,047	3.2%
	小型車	7,056	11.1%
	被けん引車	18	0.0%
	計	9,121	14.4%
乗合自動車		375	0.6%
特種用途車		1,319	2.1%
大型特殊車		78	0.1%
小型二輪車		3,930	—

資料：自動車保有台数（東京都統計年鑑）

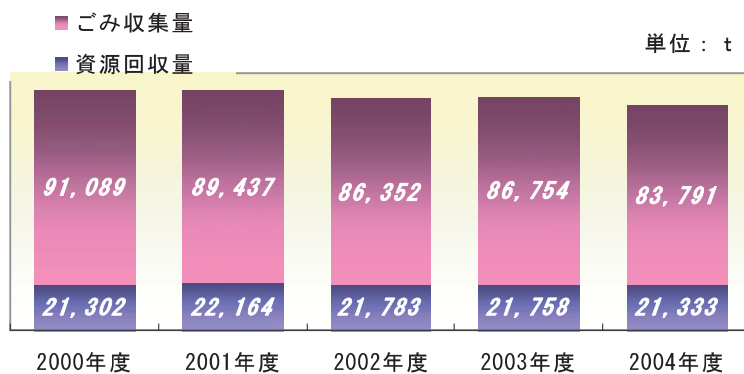
備考）1 上表の数値は、2005 年度末のものである。

2 総数には、小型二輪車は含まない。

## (6) 廃棄物

北区では、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみのほか、古紙・びん缶・ペットボトル・乾電池（水銀入り）・紙パックの行政回収を行うとともに、資源物に関しては町会・自治会・マンションの管理組合などの任意団体と協力した集団回収を行っています。

北区のごみ収集量は、近年減少傾向にあり、2004 年度の収集量約 8.4 万トン、区民 1 人 1 日当たりで見ると 725g/日となっています。



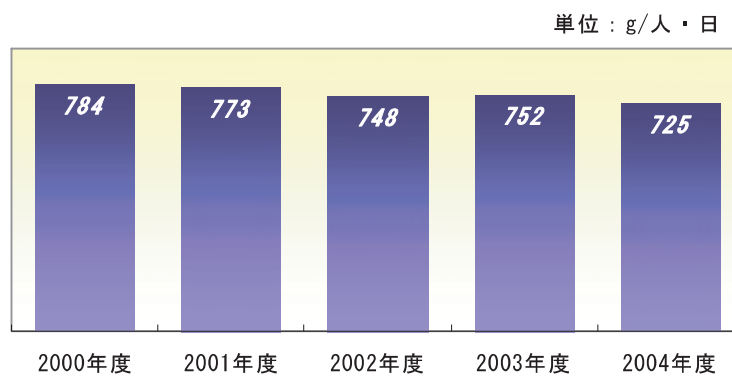
資料：東京都北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン 2015）素案  
備考）資源回収量は、行政回収と集団回収の合計量である。

図 1.17 ごみ収集量・資源回収量の推移

表 1.10 ごみ収集量・資源回収量の推移

区分		2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
可燃ごみ	t	67,358	66,472	63,937	63,662	61,148
不燃ごみ	t	21,433	21,264	20,922	21,317	20,940
粗大ごみ	t	2,298	1,701	1,493	1,775	1,703
合計（ごみ収集量）	t	91,089	89,437	86,352	86,754	83,791
資源回収量	t	21,302	22,164	21,783	21,758	21,333

資料：東京都北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン 2015）素案



資料：東京都北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン 2015）素案

図 1.18 1人1日当りの収集量の推移

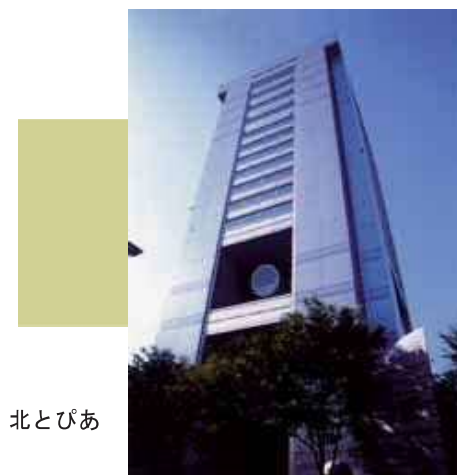
## (7) 行政施設

区の公共施設は、これまでの計画的な整備により充実した状況にあります。多くの公共施設が更新時期を迎えており、施設維持管理システムなどの活用により、改築・改修を計画的に進めていくことが大きな課題となっています。

表 1.11 行政施設の概要

区分		合計	概要・備考	
区民事務所分室	所	10	—	
区民集会施設	所	27	男女共同参画センター(1)、会館(2)、ふれあい館(21)、コミュニティ会館(1)、北とぴあ(1)、元気ふらざ(1)	
地域振興室	室	19	—	
障害者福祉施設	所	12	—	
高齢者施設	所	31	老人いこいの家(3)、特別養護老人ホーム(4)、シルバー人材センター(1)、授産場(2)、高齢者在宅サービスセンター(8)、デイホーム(2)、地域包括支援センター(3)、在宅介護支援センター(8)	
子育て支援施設	所	131	保育園(48)、児童館(25)、児童室(5)、学童クラブ(50)、育ち愛ほっと館(1)、認証保育所(2)	
児童遊園(遊び場)	所	95(19)	—	
公園	所	79	都立浮間公園、都立旧古河庭園を含む	
防災施設	備蓄倉庫	所	11	—
	貯水槽	所	62	—
区立学校	小	校	38	—
	中	校	18	—
幼稚園	区立	園	8	—
	私立	園	23	—
社会教育施設	所	21	図書館(15)、文化センター(3)、飛鳥山博物館、農家体験館、田端文士村	
社会体育施設	所	29	体育館(3)、地区体育館(9)、区民プール(4)、運動場(1)、スポーツ広場(1)、野球場(3)、サッカー場(1)、庭球場(5)、多目的広場(1)、サイクリングロード(1)	

資料：北区行政資料集（平成18年度版）



北とぴあ

## (8) 新エネルギー

北区内では、民間事業者の太陽光発電設備や区におけるクリーンエネルギー自動車の導入実績があります。

この他にも、家庭における太陽光発電設備や燃料電池が導入されており、区の補助事業による導入実績もあります。

表 1.12 北区内における新エネルギー設備・機器の導入実績

エネルギー名	事業者名	規模	年度	備考
太陽光発電	液化炭酸株式会社	10kW	2005	—
クリーンエネルギー自動車	北区役所	64台	2001	地域新エネルギー導入促進事業
クリーンエネルギー自動車	北区役所	5台	2005	地域新エネルギー導入促進事業

資料：新エネルギー設備導入実績（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）



TDK（株）甲府工場の屋上の太陽光発電パネル

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより  
(<http://www.jccca.org/>)



クリーンエネルギー自動車（CNG車）

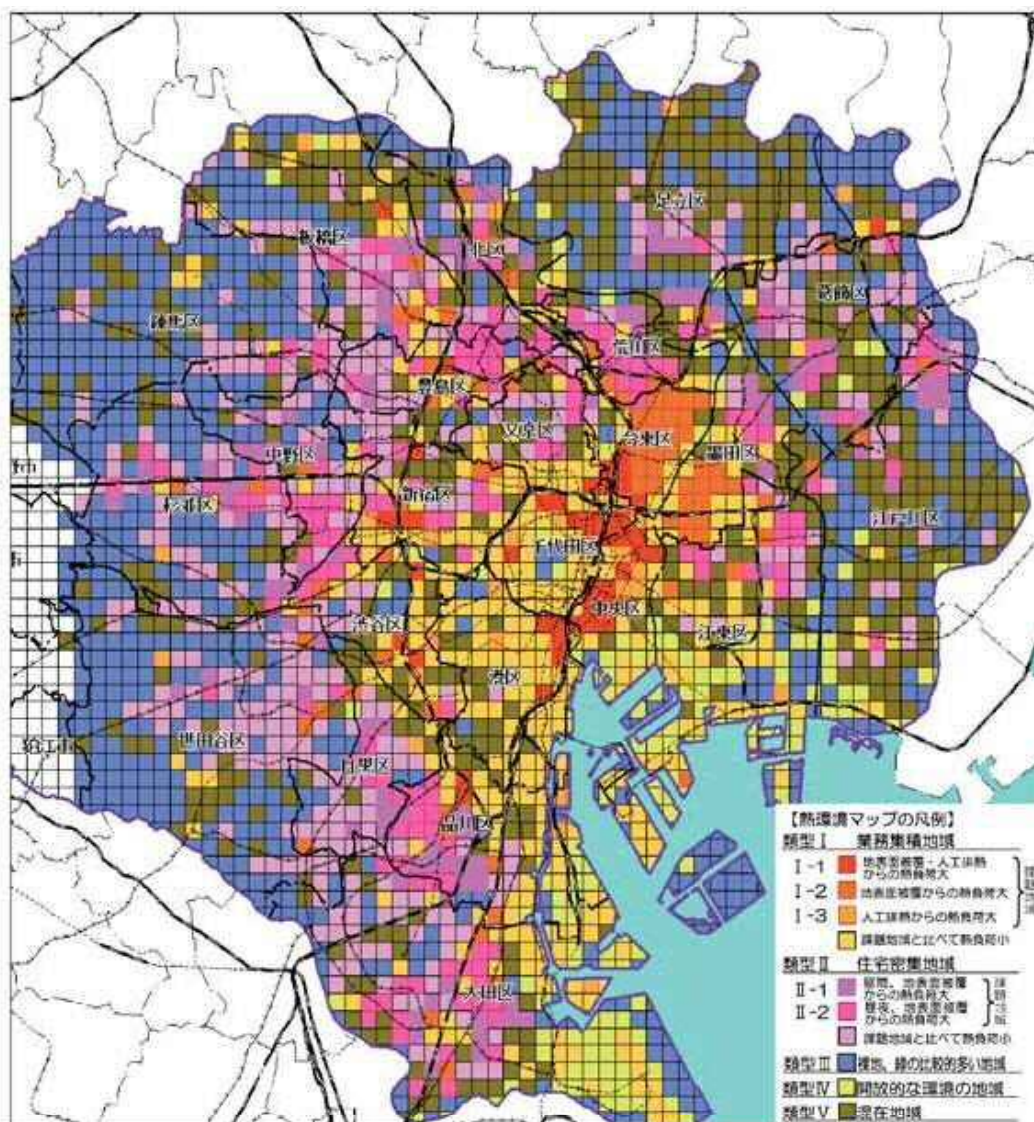


(9) ヒートアイランド現象

東京の年平均気温は、過去 100 年で 3.0℃の上昇がみられ、他の大都市の平均上昇気温 2.4℃、中小規模の都市の平均上昇気温 1℃と比較すると大きな上昇です。

気温上昇の要因としては、地球温暖化の影響もありますが、ヒートアイランド現象を含む都市温暖化の傾向が現れていると考えられます。

また、東京都の熱環境マップによると、北区は主として住宅密集地域（類型Ⅱ）や裸地・緑の比較的多い地域（類型Ⅲ）、混在地域（類型Ⅴ）に該当しています。なお、住宅密集地域では、平均的な建物規模が比較的小さく建物面積割合が高い地域がヒートアイランド対策を行うべき課題地域として指定されています。



出典：ヒートアイランド対策ガイドライン（東京都）

図 1.19 東京都における熱環境マップ

### 1.2.3 北区の地域特性のまとめ

#### 家庭部門の特徴

- 人口は近年減少傾向（2005 年は増加）にあるが、一般世帯数は横ばいとなっている。
- 集合住宅の比率が高い。
- 生活者中心のまちといえる。

#### 業務部門の特徴

- 商店街が多数、分散して存在している。
- 小売り、飲食店などの小規模店舗が多い（大規模店が少ない）。
- 商業における商店数は減少傾向にある一方で、販売額は増加傾向にある。従業者規模別の商店数では、1～2 人の小規模商店が多い。

#### 産業部門の特徴

- 中小規模工場（下請け工場）が高い割合を占めます（従業員 5 人未満が全体の 53%、従業員 10 人未満が全体の 82%）。一方、大規模事業所（省エネ法対象事業所，エネルギー使用量＝1,500kL/年）は少ない。
- 工業における製造品出荷額は近年減少の傾向にあります。工業では、印刷・金属・繊維工場などのエネルギー多消費型産業が多い。
- 職住近接型、住工混在の工場が多い。

#### 運輸部門の特徴

- 東京 23 区中で駅が一番多い。

#### 産業物部門の特徴

- ごみ収集量は近年減少傾向にあり、資源回収量は横ばい。

## 2. 計画の位置づけ

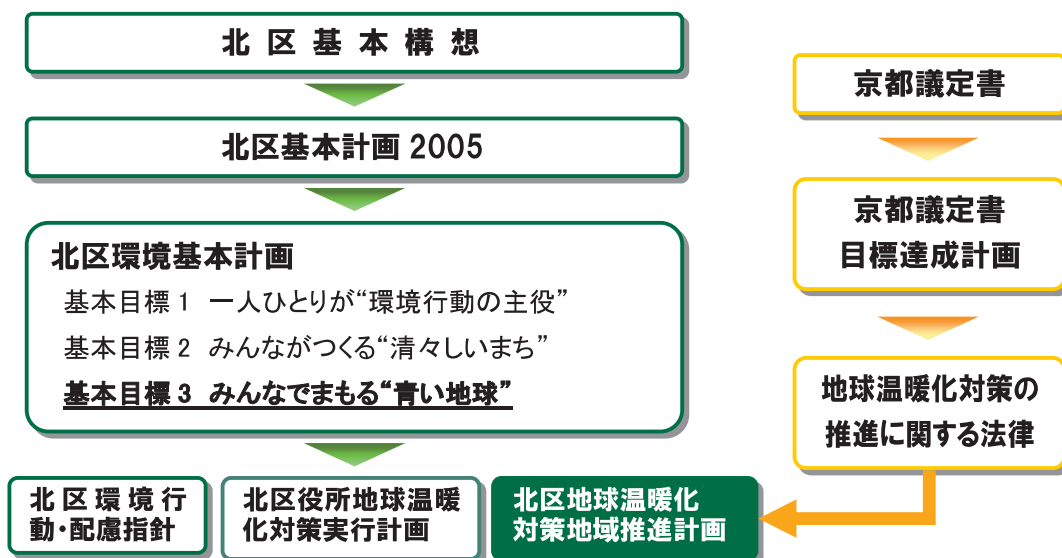
### 2.1 計画の目的

地球温暖化への関心が高まる中、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行となり、地方公共団体は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制などのための総合的かつ計画的な施策を「地球温暖化対策地域推進計画」として策定し、実施するように努めることとされています。（同法第20条）

北区地球温暖化対策地域推進計画（以下、「本計画」といいます。）は、北区の自然的社会的条件を考慮のうえ策定し、区民、事業者、行政（区）などそれぞれの主体が、地球温暖化対策について取り組むことにより、区域での地球温暖化防止を推進することを目的とします。

### 2.2 計画の位置づけ

北区では、北区基本構想に掲げる「環境共生都市の実現」の理念に基づき、環境保全への取り組みの方向性を示す「環境基本計画」が策定されています。環境基本計画では、「基本目標 3 みんなでまもる“青い地球”」において、地球温暖化防止に関する取り組み内容が記述されています。この中で、地球温暖化対策地域推進計画の策定が位置づけられています。



## 2.3 計画期間

本計画の計画期間は、京都議定書の第一約束期間や北区の環境基本計画の計画期間などを考慮して、以下のように設定します。

**表 2.1 北区地球温暖化対策地域推進計画の計画期間**

区 分	計画期間	備 考
短 期	平成 20 年度（2008 年度）～平成 24 年度（2012 年度）	5 ヶ年
中長期	平成 20 年度（2008 年度）～平成 29 年度（2017 年度）	10 ヶ年

### 京都議定書における第 1 約束期間

2008 年～2012 年（温室効果ガスの総排出量を基準年から 6%削減）

### 北区環境基本計画の計画期間

中期目標（5 年間）：平成 17 年度（2005 年度）～平成 21 年度（2009 年度）

長期目標（10 年間）：平成 17 年度（2005 年度）～平成 26 年度（2014 年度）

## 2.4 対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、「京都議定書」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の対象である下記の物質とします。

**表 2.2 対象とする温室効果ガス**

種 類	主な発生源など	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	灯油、都市ガス、ガソリンなどの燃料の使用、電気の使用など	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	し尿及び雑排水の処理など	21
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	し尿及び雑排水の処理、自動車の走行など	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンなどの冷媒として使用	140～11,700
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用	6,500～9,200
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される絶縁ガスや半導体など製造用などとして使用	23,900

## 2.5 対象とする地域

本計画の対象とする地域は、北区全域とします。

## 2.6 対象とする活動など

本計画の対象とする温室効果ガスを排出する活動としては、「産業部門」「民生部門」「運輸部門」及び「廃棄物」部門とします。「民生部門」はさらに「業務部門」と「家庭部門」に細分化します。なお、「エネルギー転換部門」は北区には該当施設が存在しないため、対象としません。

表 2.3 各部門において対象となる活動

部 門	活動など
エネルギー転換部門	輸入ないし生産されたエネルギー源をより使いやすい形態に転換する工程。発電、石油精製、コークス類製造、地域熱供給などが該当します。
産業部門	製造業、農林水産業、鉱業、建設業が該当します。
民生部門	家庭部門と業務部門の2部門から構成されます。家庭部門は、自家用自動車などの運輸関係を除く家庭消費部門でのエネルギー消費を対象とします。業務部門は、企業の管理部門などの事務所・ビル、ホテルや百貨店、サービス業などの第三次産業におけるエネルギー消費を対象とします。
運輸部門	乗用車やバスなどの旅客部門と、陸運や海運、航空貨物などの貨物部門が該当します。
廃棄物部門	家庭や事務所などからの廃棄物の処理が該当します。

備考) : 本計画において対象とする部門

## 3. 温室効果ガスの排出状況と将来予測

### 3.1 北区における温室効果ガス排出量の推移と現状

北区における温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス排出量算定手法の標準化(2007年3月、財団法人 特別区協議会)」により把握を行っています。

#### 3.1.1 温室効果ガス排出量の算定根拠

##### (1) 二酸化炭素

二酸化炭素の発生は、物の燃焼や電気の使用が対象となります。

産業、民生及び運輸部門ではエネルギー消費量に二酸化炭素排出係数を乗じることにより算出します。また、一般廃棄物では廃棄物発生量を根拠に算定します。

表 3.1 算定方法の概要

部門		電力・都市ガスの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	都の燃料消費原単位に活動量(農家数)を乗じる。	
	建設業	都の建設業燃料消費量を建築着工床面積で按分する。	
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電力:「電力・都市ガス以外」と同様に算出。</li> <li>■都市ガス:工業用供給量を計上。発電用途は除外。</li> </ul>	都内製造業の業種別製造品出荷額当たり燃料消費量に当該区の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出。
民生	家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電力:従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力を推計し積算。</li> <li>■都市ガス:家庭用都市ガス供給量を計上。</li> </ul>	LPG、灯油について、世帯当り支出(単身世帯、二人以上世帯を考慮)に、単価、世帯数を乗じ計上する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電力:区内供給量のうち他の部門以外を計上。</li> <li>■都市ガス:商業用、公務用、医療用を計上。</li> </ul>	都の建物用途別の床面積当り燃料消費量に区内の床面積を乗じることにより算出する。床面積は、都や各区の統計書などを基に固定資産の統計、都の公有財産、国有財産から推計する。
運輸	自動車	—	都の自動車関連のエネルギー消費量から、走行量当たりのエネルギー消費原単位を計算し、区内走行量を乗じることにより推計。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別燃料消費原単位を計算し、区内乗降車人員数を乗じることにより推計する。	2006年度現在、貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
その他	一般廃棄物	—	廃棄物発生量を根拠に算定。

## (2) メタン

メタンの発生は燃料や廃棄物の燃焼、化石燃料採掘、農業、廃棄物埋立、下水処理などが対象となります。

表 3.2 算定方法の概要

部門		算定方法
産業		表 3.1 に示した「エネルギー源別エネルギー消費量」に「排出係数」を乗じて算出する。
民生		表 3.1 に示した「エネルギー源別エネルギー消費量」に「排出係数」を乗じて算出する。
運輸	自動車	「車種別走行量」に排出係数を乗じて算出する。
その他	排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■産業排水の処理：23 区全体の産業排水中の有機物量を各区の産業分類別従業員数で按分する。</li> <li>■生活商業排水の処理：都内の終末処理場からのメタン排出量を、各区の上水の使用量に応じて按分する。</li> </ul>
	一般廃棄物	都の一般廃棄物焼却量を各区のごみ収集量で按分する。

## (3) 一酸化二窒素

一酸化二窒素の発生は燃料や廃棄物の燃焼、化石燃料採掘、農業、廃棄物埋立、下水処理などが対象となります。

表 3.3 算定方法の概要

部門		算定方法
産業		表 3.1 に示した「エネルギー源別エネルギー消費量」に「排出係数」を乗じて算出する。
民生		表 3.1 に示した「エネルギー源別エネルギー消費量」に「排出係数」を乗じて算出する。
運輸	自動車	「車種別走行量」に排出係数を乗じて算出する。
その他	麻酔	都における麻酔からの排出量を各区の病院数で按分する。
	排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■産業排水の処理：23 区全体の産業排水中の窒素量を各区の産業分類別従業員数で按分する。</li> <li>■生活商業排水の処理：都内の終末処理場からの一酸化二窒素排出量を、各区の上水の使用量に応じて按分する。</li> </ul>
	一般廃棄物	都の一般廃棄物焼却量を各区のごみ収集量で按分する。

## (4) 代替フロンなど3ガス(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)

代替フロンなど3ガスはメタン・一酸化二窒素と異なり、各区の活動量の把握が困難であることから、基本的に都の排出量を適当な指標で按分することにより算出します。

表 3.4 算定方法の概要

部門		算定方法
HFC	家庭用冷蔵庫 家庭用エアコン	■使用時・廃棄時：都における排出量を「世帯数比」で按分する。
	業務用冷凍空調機器 自動販売機	■製造時：都における排出量を「民生機械器具出荷額比」で按分する。 ■使用時・廃棄時：都における排出量を「業務部門床面積」で按分する。
	カーエアコン	■製造時：都における排出量を「自動車部品出荷額比」で按分する。 ■使用時：都における排出量を「走行量割合」で按分する。 ■廃棄時：都における排出量を「世帯数比」で按分する。
	発泡（ウレタンフォームなど）	■製造時：都における発泡用途に係る排出量を「発泡強化プラスチック出荷額比」で按分する。 ■使用時：都における発泡用途に係る排出量を「世帯数比」で按分する。
	エアゾール製品	都におけるエアゾール製品の製造などに係る排出量を「事業所割合」で按分する。
	医療品製造業 (定量噴射剤)	都における医療品製造業（定量噴射剤）からの排出量を「病院数比」で按分する。
	半導体	都における半導体製造用途に係る排出量を「電子デバイス部品出荷額割合」で按分する。
PFC	溶剤	都における溶剤からの排出量を「電子デバイス部品出荷額割合」で按分する。
	半導体	都における半導体製造用途に係る排出量を「電子デバイス部品出荷額割合」で按分する。
SF <sub>6</sub>	半導体	都における半導体製造用途に係る排出量を「電子デバイス部品出荷額割合」で按分する。
	電気設備	都における電気設備からの排出量を「消費電力量割合」で按分する。



### 3.1.2 北区の温室効果ガス排出量の経年変化

#### (1) 北区における温室効果ガス排出量の推移

北区の温室効果ガス排出量は、2004年度で118万7千トンに達しています。これは、基準年度（1990年度）の排出量115万トンと比べて3.2%の増加となっています。なお、対象となる温室効果ガス6種類のうち、二酸化炭素が約98%を占めています（出典：特別区の温室効果ガス排出量，2007年3月，財団法人特別区協議会）。また、2003年度の増加は、原子力発電所の長期停止に伴い火力発電による発電量が4.8%増加したことが原因です。

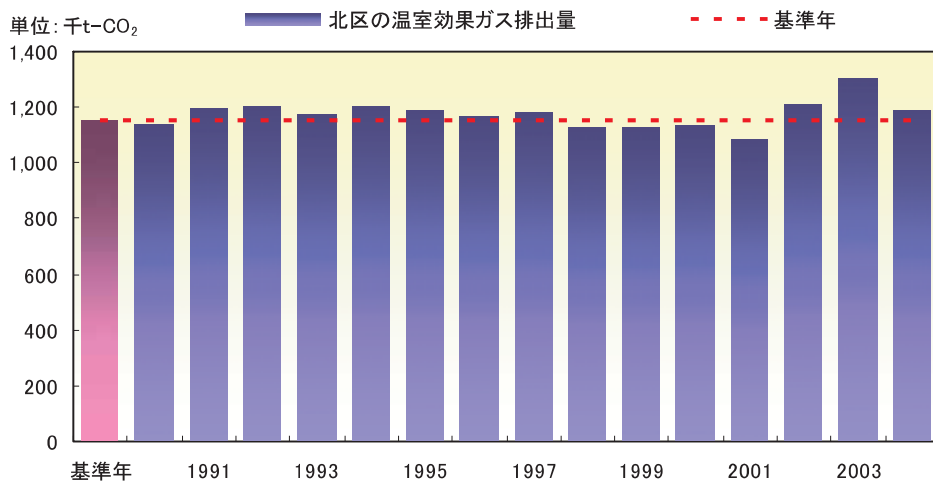


図 3.1 北区の温室効果ガス排出量の推移

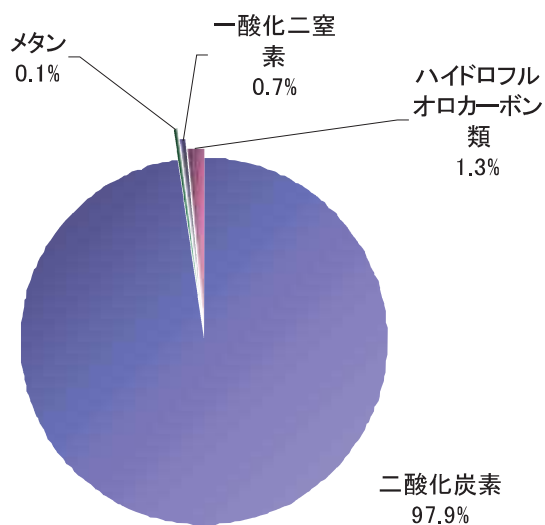


図 3.2 温室効果ガス別の排出割合 (2004年度)

表 3.5 北区の温室効果ガス排出量の推移（単位：千 t-CO<sub>2</sub>）

区分	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	PFC	SF <sub>6</sub>	合計
基準年度	1,129	2	11	6	0	2	1,150
1990年度	1,129	2	11				1,142
1991年度	1,182	2	11				1,196
1992年度	1,187	2	11				1,200
1993年度	1,157	2	11				1,170
1994年度	1,191	2	11				1,204
1995年度	1,168	2	11	6	0	2	1,189
1996年度	1,140	2	11	9	0	2	1,165
1997年度	1,154	2	11	12	1	2	1,181
1998年度	1,099	2	11	13	1	2	1,128
1999年度	1,100	2	10	14	0	1	1,126
2000年度	1,107	2	10	15	0	1	1,134
2001年度	1,056	2	10	15	0	1	1,084
2002年度	1,179	2	10	16	0	0	1,207
2003年度	1,279	2	9	16	0	0	1,307
2004年度	1,161	2	9	15	0	0	1,187

備考) 1  : データの把握を行っていない部分

2 基準年度：1990年度の値を基本とし、HFC・PFC・SF<sub>6</sub>については、1995年度の値とする。

## (2) 全国の値・東京都の値との比較

基準年度からの増減について東京都及び全国と比較すると、東京都では14.7%、全国では8.0%の増加となっており、北区の温室効果ガス排出量の増加率は相対的に抑制されています。

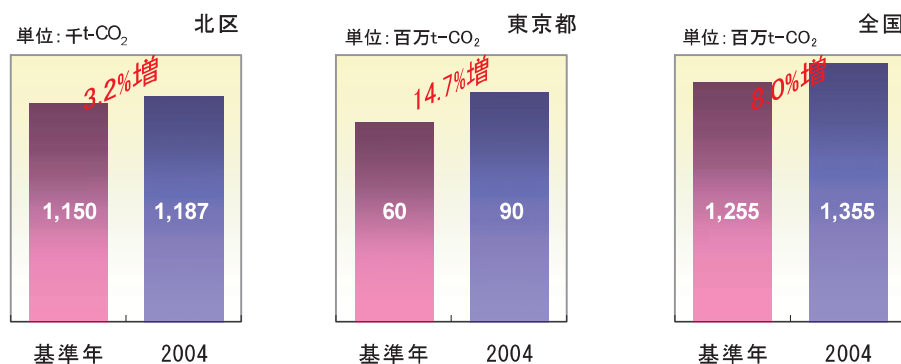


図 3.3 温室効果ガス排出量増加率の都・全国比較

### 3.1.3 部門別の二酸化炭素排出量

北区内の温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素が約 98%を占めることから、部門別の二酸化炭素排出量について検討します。

二酸化炭素の排出量について、部門別の経年変化を見ると、産業部門はほぼ減少の傾向にあり、2004 年度の排出量は基準年度と比べて 49.3%の減少となっています。一方、民生家庭部門及び民生業務部門は近年になって増加傾向にあり、2004 年度の排出量は基準年度と比べて、民生家庭部門で 13.5%、民生業務部門で 38.6%の増加となっています。さらに、運輸部門も緩やかに増加傾向にあり、2004 年度の排出量は基準年度と比べて 14.3%の増加となっています。

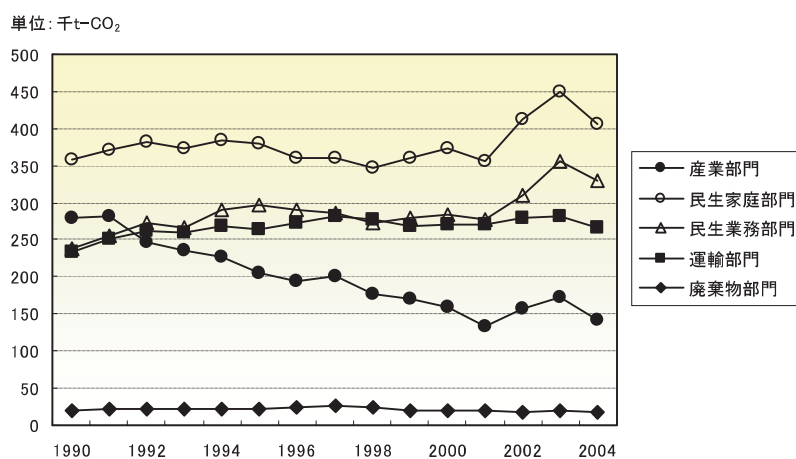
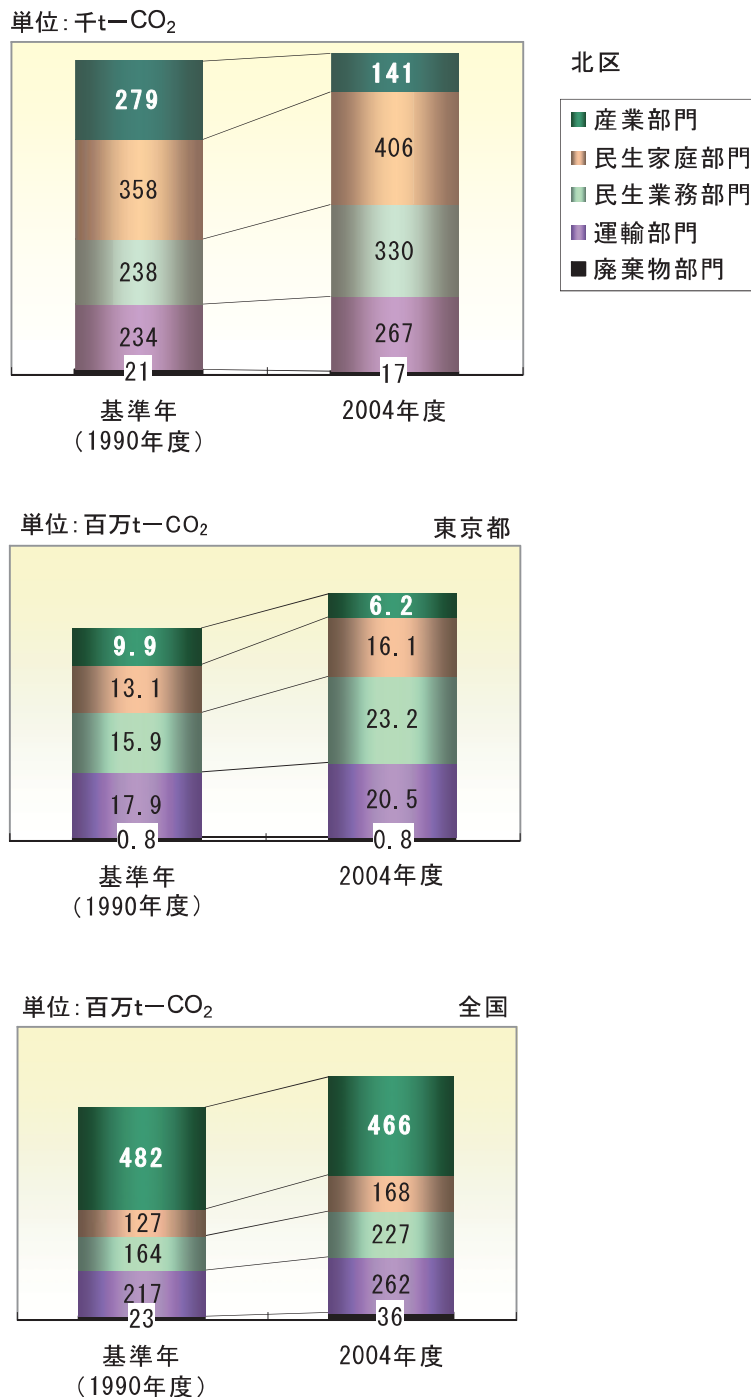


図 3.4 北区の部門別二酸化炭素排出量の推移

表 3.6 北区の部門別二酸化炭素排出量の推移 (単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

区分	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
1990 年度	279	358	238	234	21	1,129
1991 年度	282	371	255	252	22	1,182
1992 年度	248	382	273	262	22	1,187
1993 年度	237	372	266	261	21	1,157
1994 年度	227	384	290	268	22	1,191
1995 年度	204	380	297	265	22	1,168
1996 年度	194	361	291	272	23	1,140
1997 年度	200	360	285	281	27	1,154
1998 年度	177	348	273	277	25	1,099
1999 年度	170	361	280	269	20	1,100
2000 年度	160	373	283	271	19	1,107
2001 年度	134	356	277	270	19	1,056
2002 年度	158	413	309	280	18	1,179
2003 年度	173	449	355	282	20	1,279
2004 年度	141	406	330	267	17	1,161

部門別二酸化炭素排出量の増減量について、東京都及び全国と比較して見ると、産業部門の減少が北区で顕著なものとなっています。また、民生業務部門及び民生家庭部門は東京都及び全国と同様に増加傾向を示しています。



備考) 全国値は「2004年度の温室効果ガス排出量について(環境省)」による。

図 3.5 部門別二酸化炭素排出量推移の都・全国比較

## (1) 産業部門

産業部門における二酸化炭素排出量をエネルギー起源別で見ると、購入電力量やA重油、C重油が特に顕著に減少しています。

産業部門における算定方法の概要は表 3.8 に、算定に当たり参考としている指標の推移は図 3.8～図 3.11 に示すとおりです。

産業部門では、建設業に係る新築着工面積及び製造業に係る製造品出荷額などの各指標が減少傾向で推移しており、全体として基準年度より減少の傾向にあります。

また、二酸化炭素排出量における産業部門の割合を見ると、北区は全国と比べて非常に小さくなっています。ただし、東京都の割合と比べると大きくなっています。

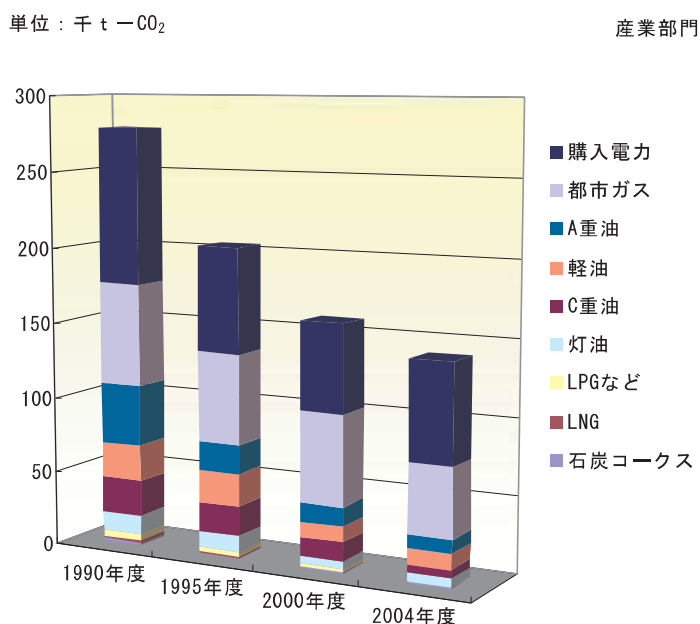


図 3.6 産業部門における二酸化炭素排出量推移

表 3.7 産業部門における二酸化炭素排出量推移 (単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

区分	1990年度	1995年度	2000年度	2004年度
購入電力	102	69	57	65
都市ガス	68	60	60	45
A重油	40	19	13	8
軽油	24	22	10	11
C重油	24	19	12	6
灯油	13	11	5	5
LPGなど	4	3	2	1
LNG	2	1	0	0
石炭コークス	2	1	1	0

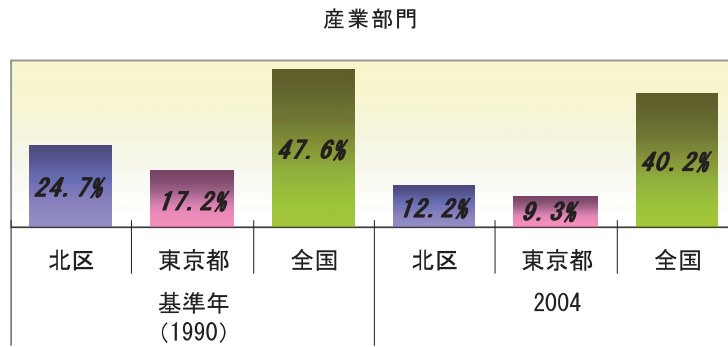


図 3.7 産業部門が総排出量に占める割合の都・全国比較

表 3.8 産業部門における算定方法の概要

区分	算定方法の概要	対象
農業	都の農家一戸あたりのエネルギー消費量 × 各区の農家戸数	灯油、電力
建設業	都の建設業のエネルギー消費量 × 各区の新築着工面積 ÷ 都の新築着工面積	灯油、軽油、A重油 B重油、C重油、電力
製造業	都の製造業のエネルギー消費量 × 各区の製造品出荷額 ÷ 都の製造品出荷額	軽油、灯油、重油、石炭 コークス、LNG 都市ガス、電力など

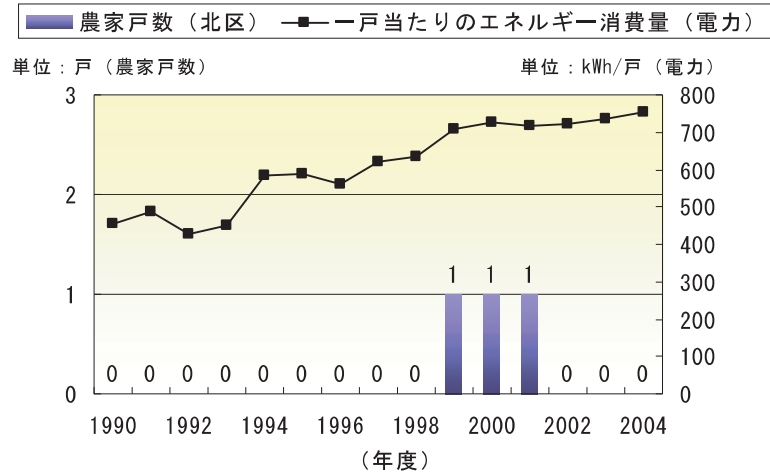


図 3.8 指標の推移 (農家戸数とエネルギー消費量、灯油)

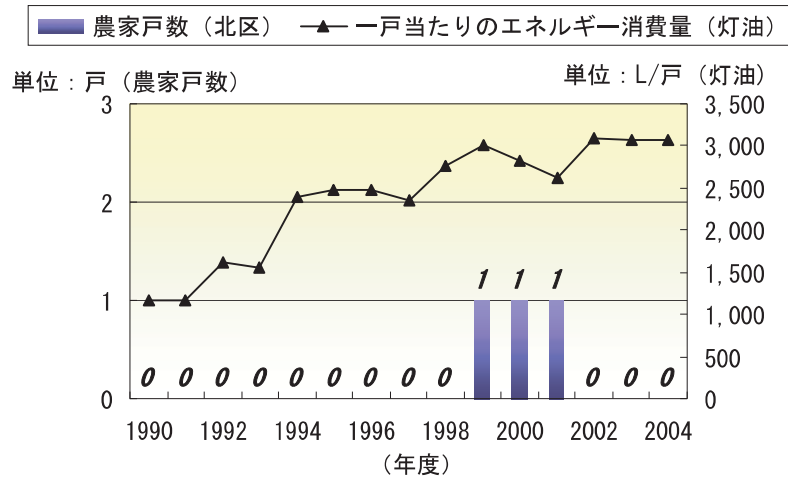


図 3.9 指標の推移（農家戸数とエネルギー消費量、電力）

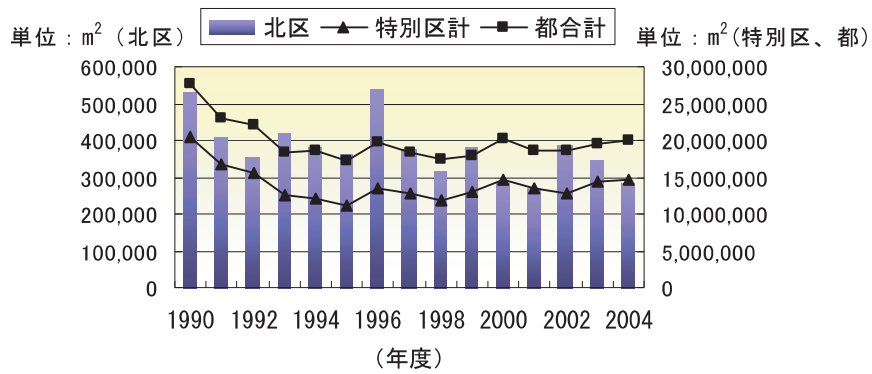


図 3.10 指標の推移（新築着工面積）

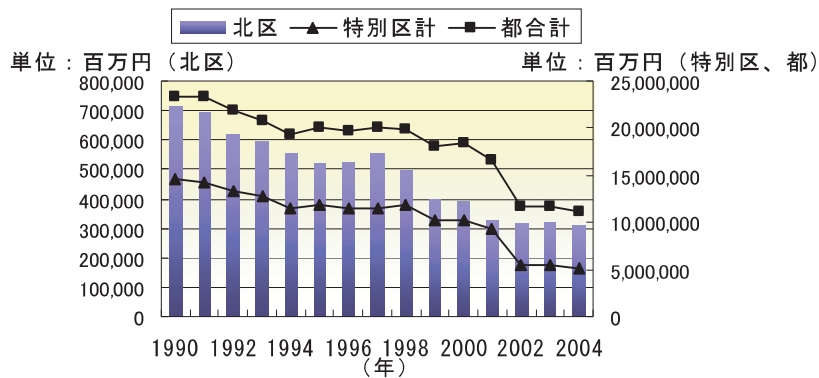


図 3.11 指標の推移（製造品出荷額）

## (2) 民生家庭部門

民生家庭部門は基準年度より増加の傾向にあり、エネルギー起源別で見ると、業務部門と同様に購入電力量が顕著に増加しています。

民生家庭部門における算定方法の概要は表 3.10 に、算定に当たり参考としている指標の推移は図 3.14 に示すとおりです。

民生家庭部門では、二人以上世帯は減少しているものの、単身世帯は増加しており、北区全体としては増加傾向を示しています。

また、二酸化炭素排出量における民生家庭部門の割合を見ると、北区は全国と比べて非常に大きくなっており、また東京都の割合と比べても大きくなっていきます。

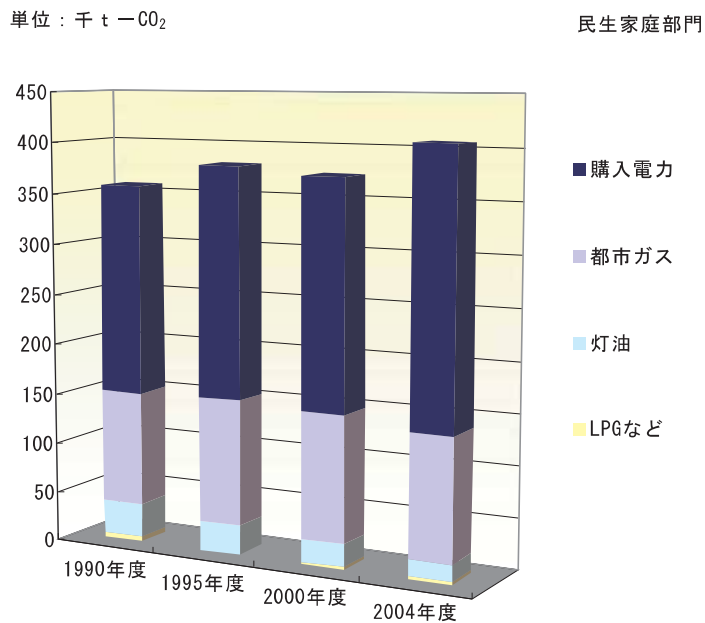


図 3.12 民生家庭部門における二酸化炭素排出量推移

表 3.9 民生家庭部門における二酸化炭素排出量推移 (単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

区分	1990年度	1995年度	2000年度	2004年度
購入電力	207	227	224	267
都市ガス	112	125	124	120
灯油	33	29	22	16
LPG など	6	0	2	3



民生家庭部門

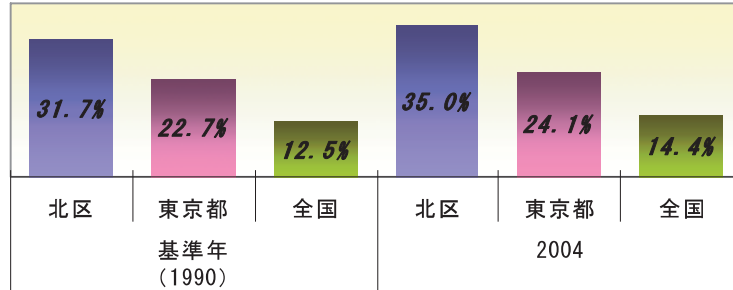


図 3.13 民生家庭部門が総排出量に占める割合の都・全国比較

表 3.10 民生家庭部門における算定方法の概要

区分	算定方法の概要
電力 都市ガス	供給側の数値より把握する
灯油 LPG	都の世帯当たりの消費量 × 各区の世帯数 (単身世帯と二人以上世帯は、分けて算出)

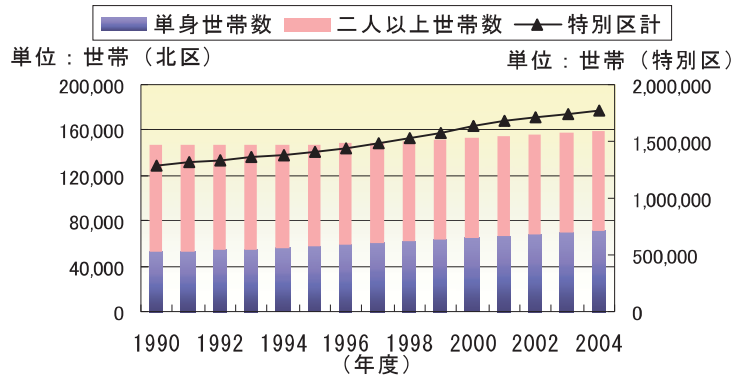


図 3.14 指標の推移 (単身世帯・二人以上世帯)

### (3) 民生業務部門

民生業務部門は基準年度より増加の傾向にあり、エネルギー起源別で見ると、購入電力量が顕著に増加しています。

民生業務部門における算定方法の概要は表 3.12 に、算定に当たり参考としている指標の推移は図 3.17～図 3.22 に示すとおりです。

民生業務部門では、事務所・店舗・百貨店の面積が1990年から2004年にかけて、618,145m<sup>2</sup>から1,027,807.5m<sup>2</sup>へと409,662.5m<sup>2</sup>増加しています(率にして66%)。このことが、エネルギー消費量及び二酸化炭素排出量を著しく増加させている原因であると考えられます。なお、その他の業種が占める面積はほぼ横ばいか微減傾向を示しています。

また、二酸化炭素排出量における民生業務部門の割合を見ると、北区は全国と比べて大きくなっています。ただし、東京都の割合と比べると小さくなっています。

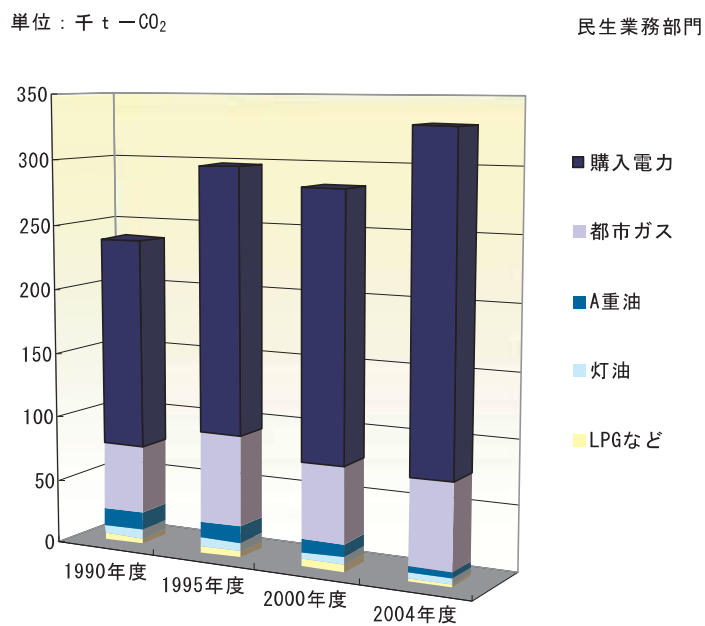


図 3.15 民生業務部門における二酸化炭素排出量推移

表 3.11 民生業務部門における二酸化炭素排出量推移 (単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

区分	1990年度	1995年度	2000年度	2004年度
購入電力	161	203	204	253
都市ガス	52	71	58	66
A重油	14	13	10	5
灯油	7	6	5	4
LPGなど	5	5	6	2

民生業務部門

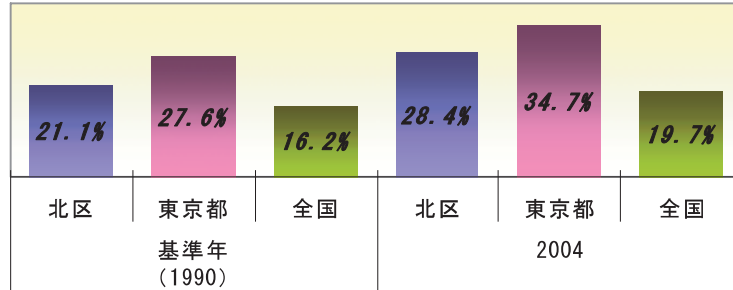


図 3.16 民生業務部門が総排出量に占める割合の都・全国比較

表 3.12 民生業務部門における算定方法の概要

区分	算定方法の概要
電力 都市ガス	供給側の数値より把握する
灯油 LPG A重油	都の建物用途別床面積当たりエネルギー消費原単位 × 各区の用途別床面積

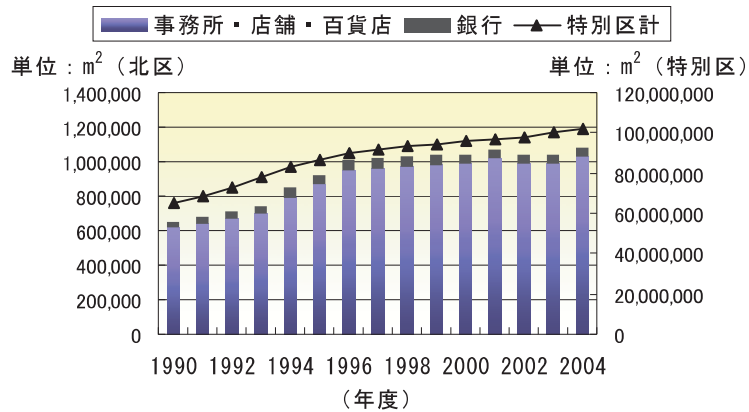
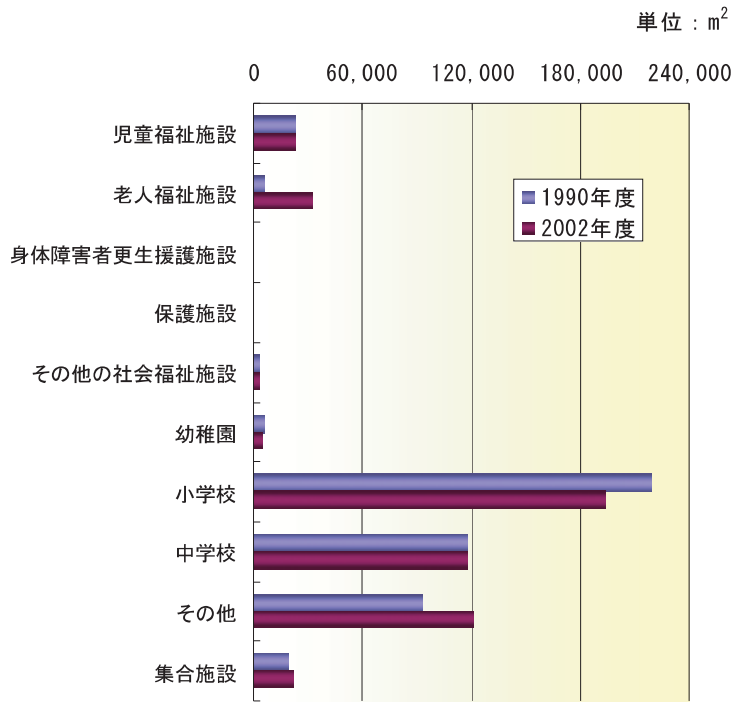


図 3.17 指標の推移（非木造：事務所・店舗・百貨店、銀行）



備考) その他：本庁舎、区民センター、児童館、会館、図書館、博物館、体育館、保健センター

図 3.18 指標の推移（区有施設）

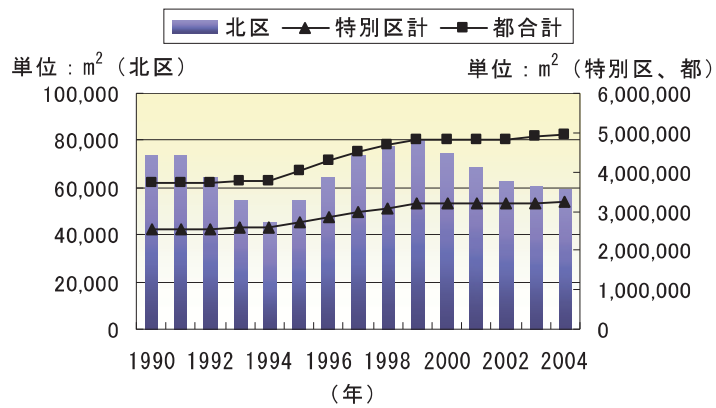


図 3.19 指標の推移（大規模小売店舗）

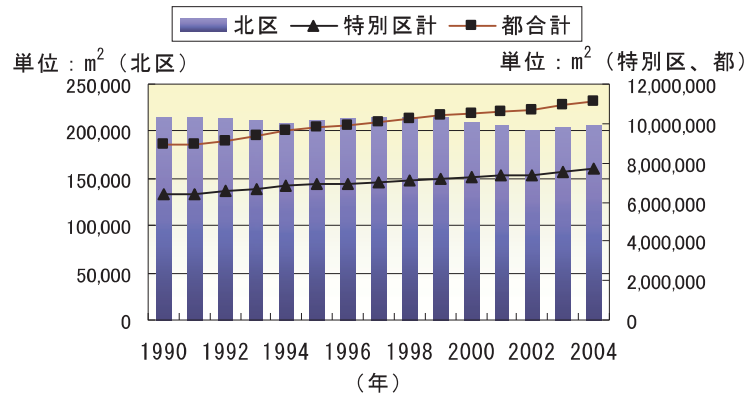


図 3.20 指標の推移 (小売業合計)

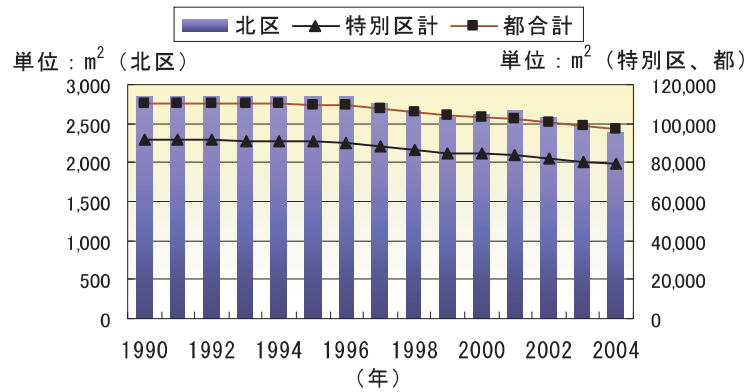


図 3.21 指標の推移 (飲食店)

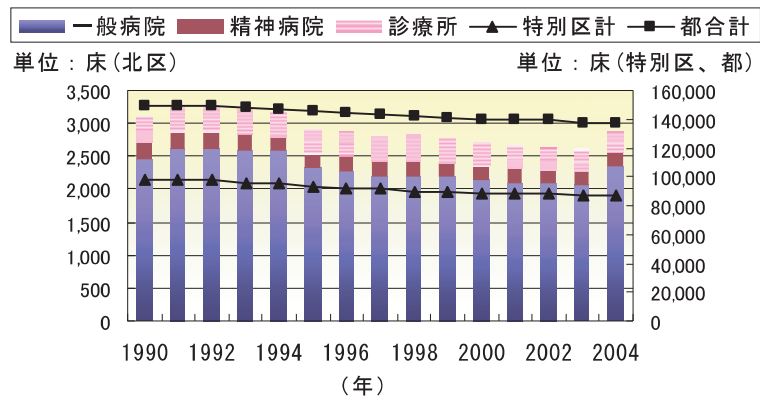


図 3.22 指標の推移 (病床数 (一般、精神、診療所))

#### (4) 運輸部門

運輸部門は基準年度よりほぼ増加の傾向にあり、エネルギー起源別で見ると、ガソリンが顕著に増加しています。

運輸部門における算定方法の概要は表 3.14 に示すとおりであり、各区の自動車走行量や鉄道会社別乗降者人員が変動の指標となります。

また、二酸化炭素排出量における運輸部門の割合を見ると、北区は全国と比べてほぼ同等となっています。ただし、東京都の割合と比べると小さくなっています。

単位：千 t - CO<sub>2</sub>

運輸部門

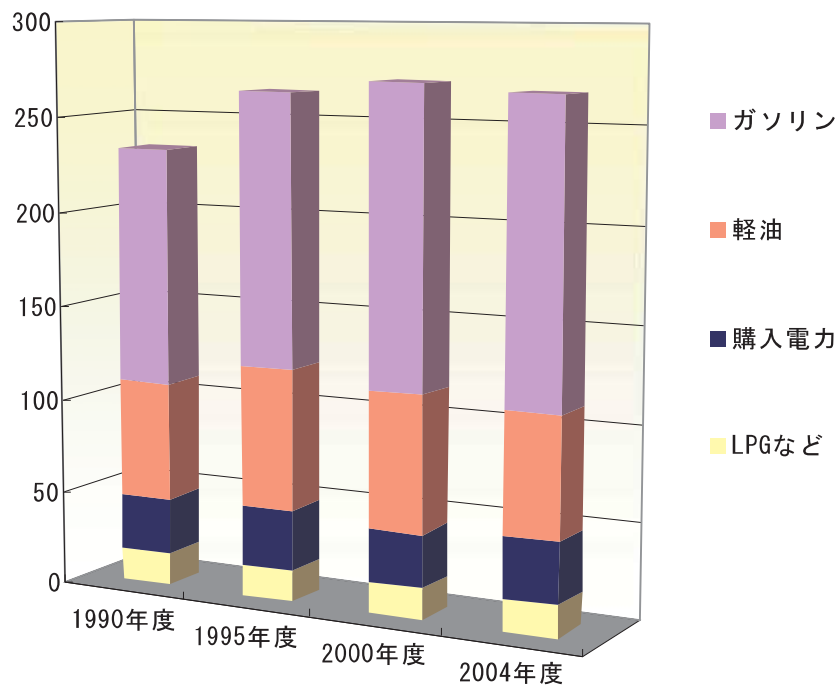


図 3.23 運輸部門における二酸化炭素排出量推移

表 3.13 運輸部門における二酸化炭素排出量推移 (単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

区分	1990年度	1995年度	2000年度	2004年度
ガソリン	125	142	156	155
軽油	62	75	72	63
購入電力	30	31	27	32
LPG など	17	17	16	17

運輸部門

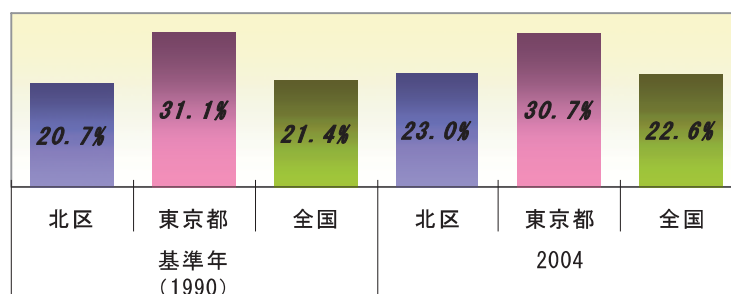


図 3.24 運輸部門が総排出量に占める割合の都・全国比較

表 3.14 運輸部門における算定方法の概要

区分	算定方法の概要
自動車 (ガソリン、軽油、LPG)	各区の自動車走行量 × エネルギー消費原単位
鉄道	都内の鉄道会社別乗降者人員当たり消費量 × 各区の乗降者人員  *23区内のJRにおいて使用されている電力は、自社で供給していることから、電力会社からの供給量には含まれていません。

明治通り (飛鳥山)



## 3.2 北区における温室効果ガス排出量の将来予測

### 3.2.1 温室効果ガス別排出量の将来予測の根拠

北区における、温室効果ガス排出量の将来予測は、京都議定書目標達成計画の計画期間の中間年度である 2010 年度を対象とします。

なお、2010 年度を対象とした将来推計（現状推移）は、これまでの傾向が今後も継続し、これまで実施された施策が効果を発揮するものと考えます。

また、二酸化炭素排出量の変動要因は、「活動量」「エネルギー消費原単位」「二酸化炭素排出係数」に分けることができますが、将来推計（現状推移）は、国、地方公共団体の計画フレームなどによる活動量予測や、エネルギー消費原単位の傾向を用いています。なお、農業、建設業に関しては、2010 年まで横ばいとしています。（出典：特別区の温室効果ガス排出量，2007 年 3 月，財団法人特別区協議会）

表 3.15 温室効果ガス排出量の将来推計（現状推移）の概要

部門		活動量	エネルギー消費原単位の設定
産業	農業	農家戸数	－（2010 年まで横ばいとする）
	建設業	建築着工面積	－（2010 年まで横ばいとする）
	製造業	製造品出荷額	活動量当たりのエネルギー消費の傾向により推計する。
民生	家庭	世帯	エネルギー消費量と世帯数の関係から、将来の原単位を推計する。
	業務	床面積	建物用途別エネルギー源別床面積当たりエネルギー消費原単位の傾向により推計する。
運輸	自動車	走行量	車種別エネルギー源別走行量当たりエネルギー消費原単位の傾向により推計する。 （当該傾向には、燃費改善などの効果が含まれている。）
	鉄道	乗降者人員	鉄道会社別の電力消費原単位を基本とする。大きな変動がなければ横ばいとする。



### 3.2.2 温室効果ガス別排出量の将来予測結果

北区の温室効果ガス排出量の将来予測結果は、現状推移時（2010 年度）で 124 万 3 千トン（基準年比 8.1%増）となっています。（出典：特別区の温室効果ガス排出量，2007 年 3 月，財団法人特別区協議会）

表 3.16 北区の温室効果ガス排出量の将来予測（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

区 分		1990 年度	2004 年度	2010 年度 (現状推移 <sup>5</sup> )
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	1,129	1,161	1,170
メタン	CH <sub>4</sub>	2	2	2
一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	11	9	10
ハイドロフルオロカーボン	HFC	6	15	60
パーフルオロカーボン	PFC	0	0	0
六フッ化硫黄	SF <sub>6</sub>	2	0	1
合計		1,150	1,187	1,243

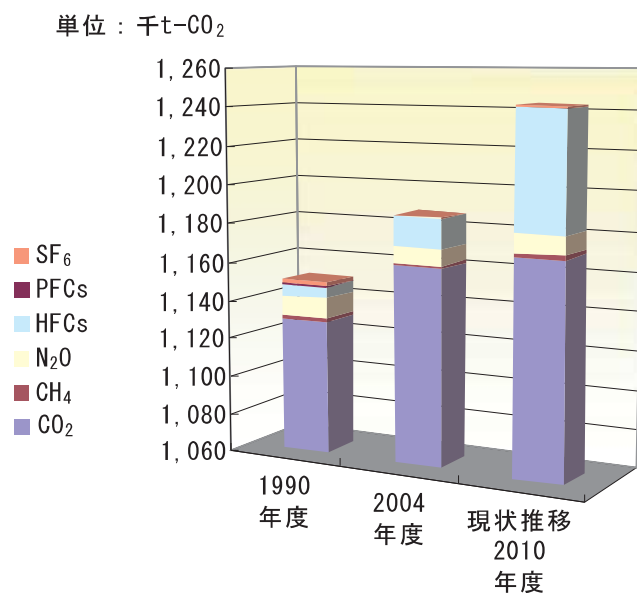


図 3.25 北区の温室効果ガス排出量の将来予測（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

<sup>5</sup> 現状推移：これまでの傾向が今後も継続し、これまで実施された施策が効果を発揮する場合の推計

### 3.2.3 部門別二酸化炭素排出量の将来予測結果

北区の部門別二酸化炭素排出量の将来予測結果（全部門総合計）は、現状推移時で117万トン（基準年比3.6%増）となっています。

部門別では、民生業務部門が現状推移時で35万3千トン（基準年比48.4%増）、民生家庭部門が現状推移時で39万1千トン（基準年比9.2%増）となっています。（出典：特別区の温室効果ガス排出量，2007年3月，財団法人特別区協議会）

表 3.17 北区の部門別二酸化炭素排出量の将来予測（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

区分		1990年度	2004年度	2010年度 (現状推移)
産業部門計	農業・水産業	0	0	0
	建設業	38	20	20
	製造業	241	122	122
産業部門計		279	141	141
民生部門計	家庭	358	406	391
	業務	238	330	353
民生部門計		596	736	744
運輸部門計	自動車	204	235	240
	鉄道	30	32	27
運輸部門計		234	267	266
廃棄物部門		21	17	18
総合計		1,129	1,161	1,170

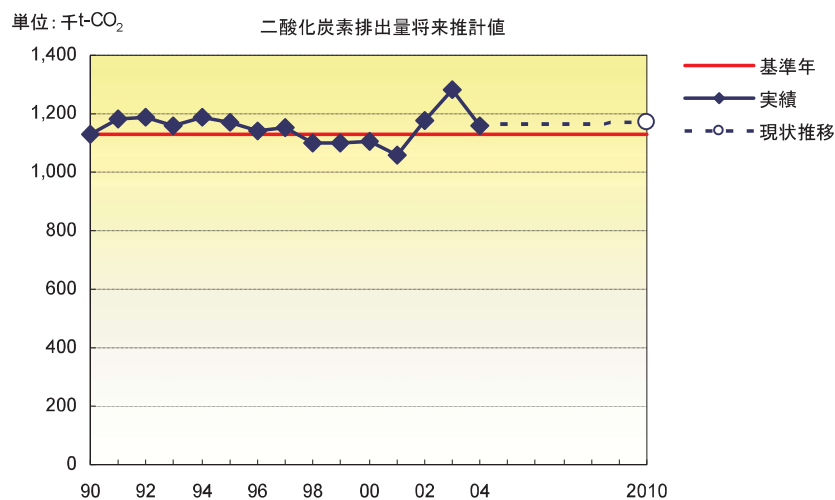


図 3.26 北区の部門別二酸化炭素排出量の推移・将来予測

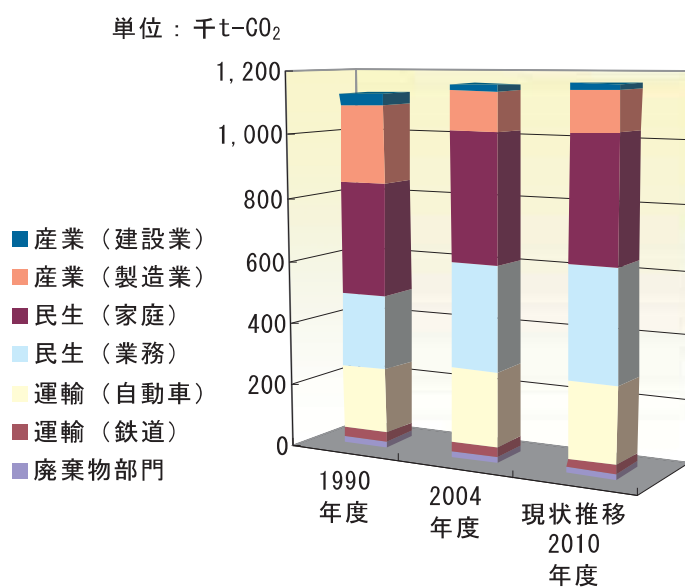
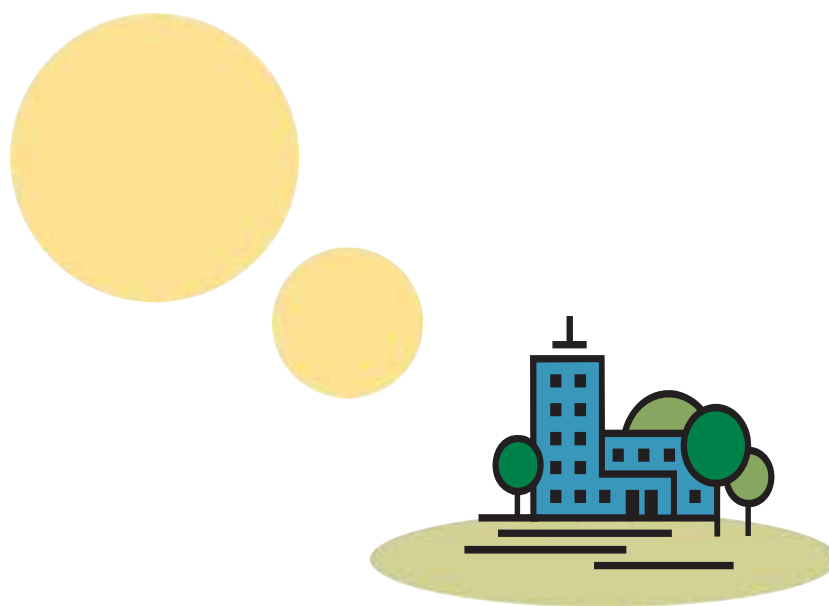


図 3.27 北区の部門別二酸化炭素排出量の将来予測



## 4. 温暖化防止に関する意識と取組み状況(アンケート結果)

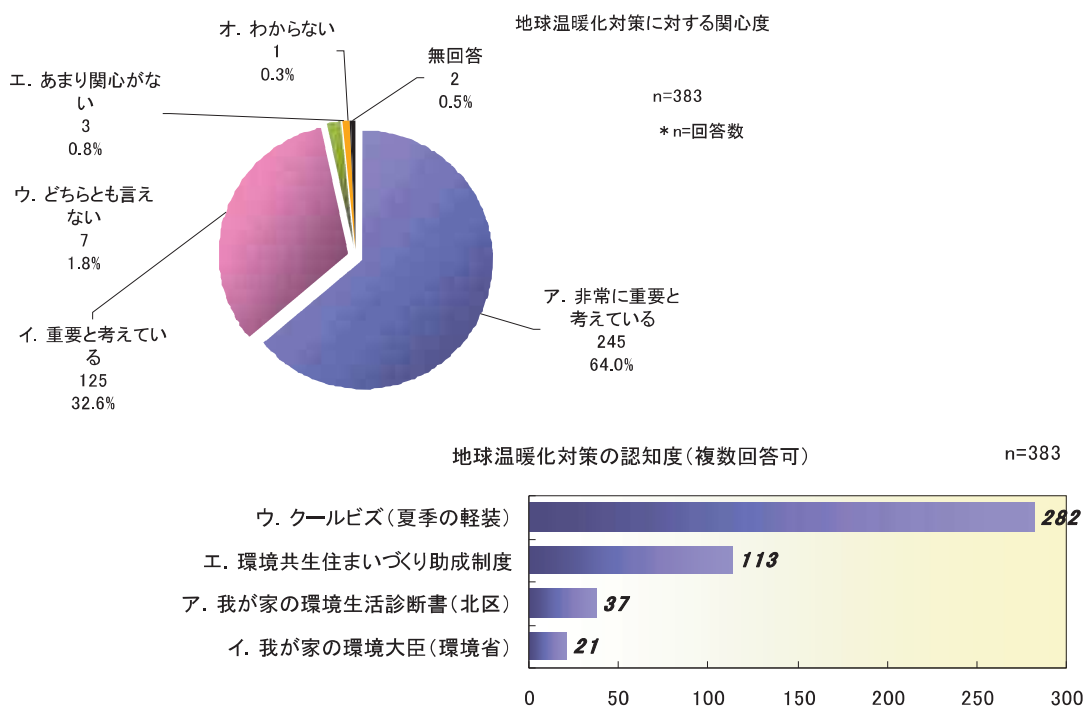
本計画の策定にあたり、地球温暖化対策に関する関心度及び取組みの状況を把握するため、区民及び事業者のみなさまを対象にアンケート調査を実施しました。地球温暖化対策に関する取組みの状況などに関する調査結果を踏まえ、二酸化炭素排出量削減の目標を設定するとともに、温暖化対策の施策体系、重点施策を策定するものです。

### 4.1 区民へのアンケート結果

本計画の策定にあたり、区民のみなさまに「地球温暖化」に関する意識調査を行いました。調査は、無作為に抽出した区民（1,000世帯）に調査票を郵送し、回答していただきました。回答結果は同封した返信用封筒にて返送していただきました。回収率は約38%となっています。

#### 4.1.1 地球温暖化対策に対する関心度

区民の「地球温暖化」に関する関心度を見ると、「非常に重要と考えている」「重要と考えている」で96.6%に達し、高い関心が寄せられています。また、具体的な温暖化対策については、「クールビズ」の認知度が高い一方で、北区の「環境生活診断書」の認知度は低くとどまっています。



### 4.1.2 地球温暖化対策に対する取り組みの状況

アンケート結果から、区民の温暖化対策の取り組み状況を整理しました。冷暖房温度の設定や、冷蔵庫の開閉をなるべく少なくする、といった家電製品の使い方に関する取り組みの実施率が概ね高い傾向を示しました。一方、省エネルギー型家電製品や、高効率給湯器への買い替えは実施率が低いことから、今後取り組んでいく余地があると言えます。

アンケート結果の詳細は資料編に示します。

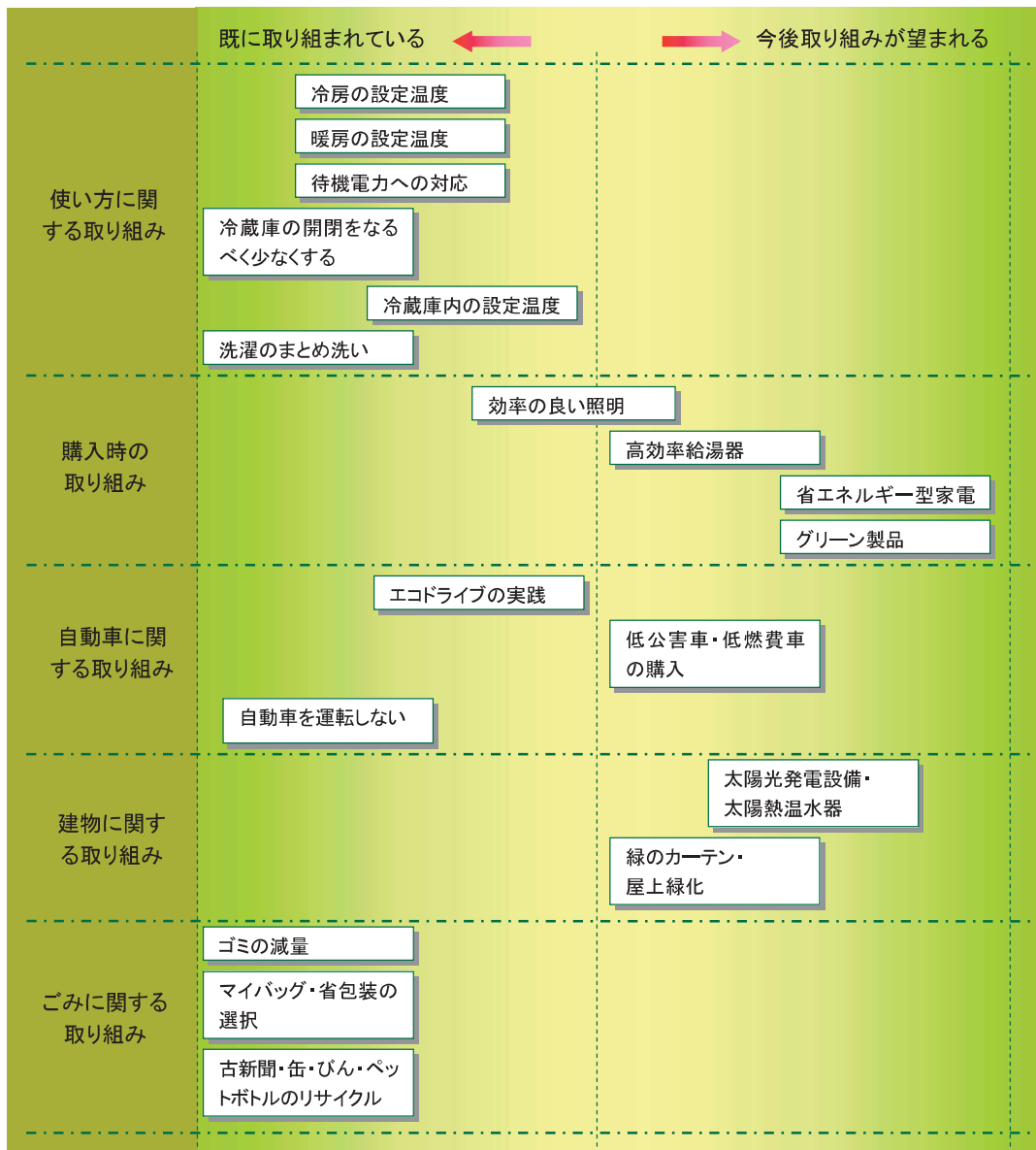


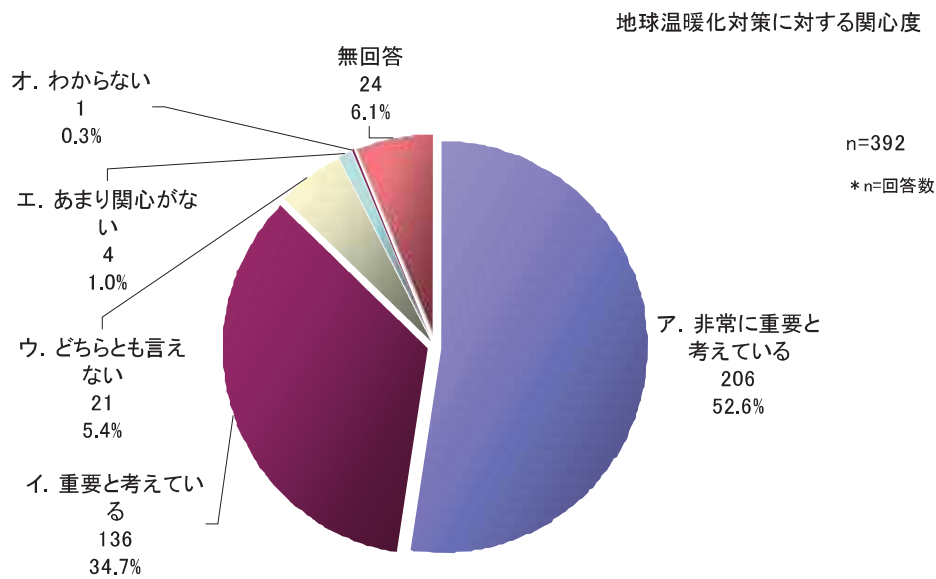
図 4.1 区民の温暖化対策への取り組み状況

## 4.2 事業者へのアンケート結果

本計画の策定にあたり、区内の事業者のみなさまに「地球温暖化」に関する意識調査を行いました。調査は、無作為に抽出した区内事業所（1,800事業所）に調査票を郵送し、回答していただきました。回答結果は同封した返信用封筒にて返送していただきました。回収率は約22%となっています。

### 4.2.1 地球温暖化対策に対する関心度

区内事業者の「地球温暖化」に関する関心度を見ると、「非常に重要と考えている」「重要と考えている」で87.2%に達し、高い関心が寄せられています。



## 4.2.2 地球温暖化対策に対する取り組みの状況

アンケート結果から、区内事業者の温暖化対策の取り組み状況を整理しました。不要な照明の消灯、冷暖房温度の設定といった電気設備の使い方に関する取り組みの実施率が概ね高い傾向を示しました。一方、省エネルギー型OA機器や、低燃費車両への買い替えは実施率が低いことから、今後取り組んでいく余地があると言えます。

アンケート結果の詳細は資料編に示します。

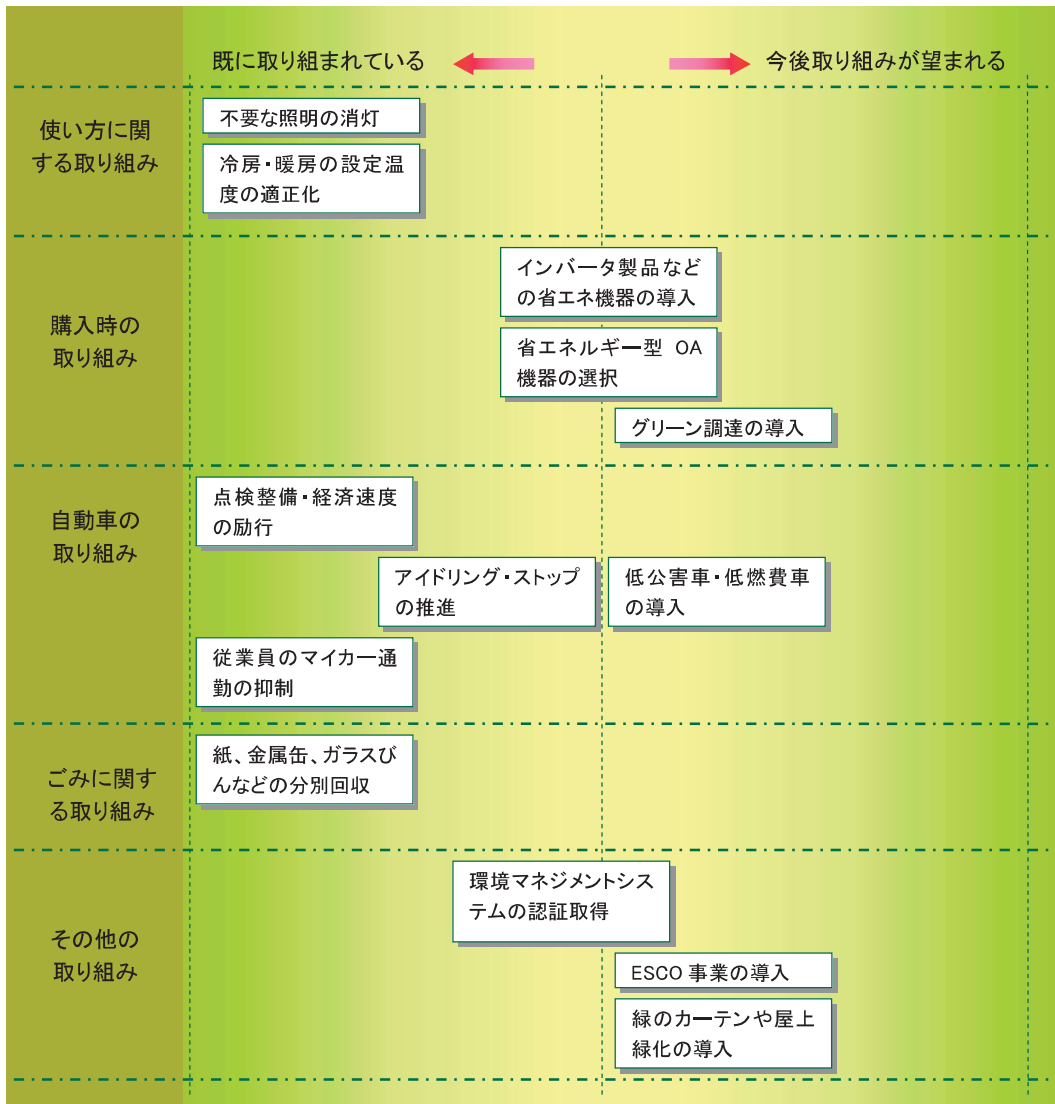


図 4.2 区内事業者の温暖化対策への取り組み状況

## 5. 温室効果ガス削減の基本方針と削減目標の設定

### 5.1 温室効果ガス排出量削減の基本理念と基本方針

#### 5.1.1 基本理念

2005年2月、地球温暖化防止のための国際的な枠組みとして、京都議定書が発効しました。国全体としての取り組みとともに、北区としても目前に迫った緊急の課題として、区内の温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

ここで、利便性を追求することに重きを置く現代社会にあつて、人々のライフスタイルを環境配慮型へと大きく転換させることは容易ではありません。北区では、温暖化対策に取り組むことが、心豊かなくらしや、活気あふれるまちにつながることを多くの人々に意識付けることにより、温暖化対策に対して前向きに取り組めるよう、区民、事業者の意識転換を図ります。

このために、区民、事業者、区が一丸となって、アイデアを出し合い、主体的に温暖化対策に取り組んでいける仕組みを作ります。



空から見た北区



## 5.1.2 基本方針

### (1) 北区の地域特性を考慮した温暖化対策を導入します

エネルギー消費は地域の自然特性や社会特性に大きく左右されます。北区は、比較的小規模の事業所が多く存在するなどといった特性や、全国と比べて家庭部門、業務部門からの温室効果ガスの排出が多いといった特性を持ちます。

北区は、これらのような北区の地域特性やニーズに基づき、温暖化対策に関する社会的、技術的な動向も見極めながら、効果的に温室効果ガスを抑制するための施策を展開していきます。

### (2) 温暖化対策に関する意識の転換に取り組み、実践への展開を図ります

温暖化対策に対しては、面倒である、費用がかかるなどといったマイナスイメージが先行します。そこで、環境に配慮したライフスタイルや、環境負荷の少ない事業活動に対して、区民や事業者が前向きな意識で取り組んでいけるよう、温暖化対策をはじめとする環境配慮行動に対するプラスイメージの浸透を図ります。

### (3) 環境と経済が両立した、持続可能な循環型社会の実現を目指します

温暖化対策をはじめとする環境への取り組みの必要性が叫ばれる中であっても、環境に取り組むことが経済的に不利であれば、環境への取り組みが大きく進展することは期待できません。

環境と経済の両立は、わが国にとっても困難な課題のひとつであり、解決されるべき課題のひとつです。北区では、持続可能な循環型社会の実現のため、環境と経済の両立を目指す取り組みについての検討を行っていきます。

### (4) 区民、事業者、区の「協働」による取り組みを推進します

北区内の温暖化防止を実現するためには、区が単独で施策を推進していくのではなく、区民、事業者、区が、それぞれの立場から連携を図りながら、それぞれが主体的に温暖化対策の取り組みを進めていくことが重要です。区民、事業者、区による「協働」の温暖化対策を推進します。

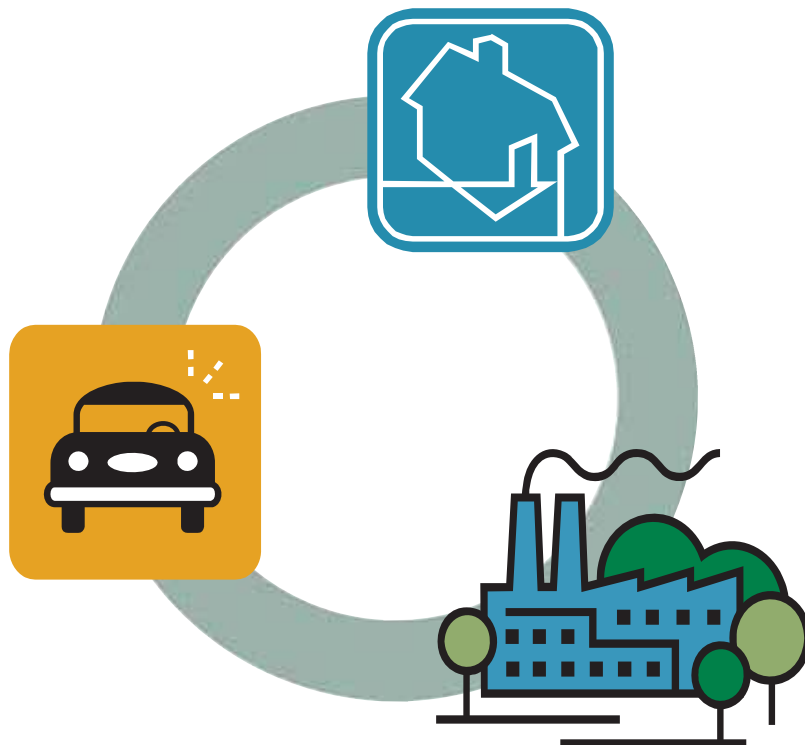
## 5.2 温室効果ガス排出量削減目標の設定

### 5.2.1 目標を設定する温室効果ガスの種類及び活動

北区の温室効果ガス別の排出割合（2004 年度）によると、本計画で対象とした温室効果ガス 6 種類のうち、「二酸化炭素」が約 98%と大多数を占めている状況です。表 3.6 のとおり、廃棄物部門の「二酸化炭素」排出量は、2004 年度で 1.5%となっています。

このことから、本計画で目標を設定する温室効果ガスの種類は二酸化炭素、対象とする活動は、廃棄物部門を除いた次のとおりとします。

目標を設定する温室効果ガスの種類	二酸化炭素
目標を設定するに当たり対象とする活動	産業部門 民生部門 運輸部門



## 5.2.2 国の目標達成計画に沿った水準

国は、2005年4月28日に閣議決定した「京都議定書目標達成計画」において、部門別の二酸化炭素排出量の目標を設定しています。北区としても、自治体としての役割を担っていることから、北区の二酸化炭素排出量目標の具体的な数値を設定するにあたり、国の目標達成計画で示されている部門ごとの目安としての目標に沿った水準を設定します。

国は2010年度における部門ごとの目標を1990年度比で産業部門：-8.6%、民生部門：+11.1%、運輸部門：+15.1%としています。基準年である1990年度における北区の実績を当てはめて水準を算定すると、国の目標達成計画を実現するための北区の役割として、2010年度の二酸化炭素総排出量を1990年度比で6.9%増に抑えることが最低限必要であることがわかります。

表 5.1 国の目標に沿った北区の二酸化炭素排出量目標水準

区分	北区における 1990年度のCO <sub>2</sub> 排出量	国の目標達成計 画に示された各 部門の目標 (1990年度比増 減率)	国の目標を適用 した際の北区に おける2010年度 のCO <sub>2</sub> 排出量	北区における 1990年度に対す る2010年度の CO <sub>2</sub> 排出量増減率
	千t-CO <sub>2</sub>	%	千t-CO <sub>2</sub>	%
	A	B	$A \times (1+B) = C$	$(C-A)/A$
産業部門	279	- 8.6	255	国の目標と同じ
民生部門	596	+ 11.1	662	
運輸部門	234	+ 15.1	269	
合計	1,109	—	1,186	+ 6.9

出典：「京都議定書目標達成計画」（2005年4月 環境省）をもとに作成

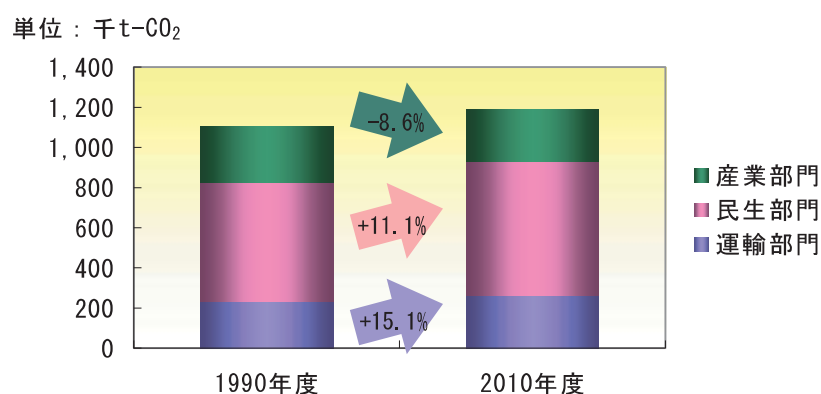


図 5.1 国の目標に沿った北区の二酸化炭素排出量目標水準

### 5.2.3 北区の特徴を踏まえた削減量の想定

各部門の削減量は、国の「京都議定書目標達成計画」に示された目標を考慮するほか、北区の人口・世帯数の推移や産業構造、交通の状況といった北区の地域特性、アンケート結果を考慮し、以下の通り想定します。

#### ○産業部門

1990年から2004年にかけて、大規模工場の移転、また省エネルギー機器の導入など取り組みが進み、49.4%と大幅な削減がされていますが、製品出荷高、建築着工面積などはほぼ横ばいと推計します。

このことから、目標は現状推移(2010年度)と同等とします。なお、取り組みとしては、高性能工業炉・高性能ボイラーの普及などが想定されます。

#### ○民生部門（家庭）

1990年から2004年にかけて、世帯数の増加などにより13.5%二酸化炭素排出量が増加していますが、2010年にかけてさらに世帯数増加が予測されています(P13、表1.4参照)。しかしながら、今後は、家電製品の省エネルギー化、省エネルギー意識の高まりなどにより減少すると想定します。

このことから、目標は現状推移(2010年度、+9.2%増加)より減少が進むと想定し、6.0%の増加とします。また、これにより目標達成時のCO<sub>2</sub>発生量は、現状推移より約1万1千トン減少することとなります。

#### ○民生部門（業務）

工場跡地に大規模商業施設が建つなど、民生業務部門は基準年より現状で38.6%増加しています。これは、国における増加傾向とほぼ一致します。今後、現状推移すると48.4%まで増加すると予測されていますが、業務用高効率空調機の普及、ビルの省エネ化などの取り組みにより減少すると想定します。

このことから、目標は現状推移(2010年度、+48.4%増加)より減少が進むと想定し、36.0%の増加とします。また、これにより目標達成時のCO<sub>2</sub>発生量は、現状推移より約3万トン減少することとなります。

### ○運輸部門

1990年から2004年にかけて、自動車走行量の増加などにより14.3%二酸化炭素排出量が増加しており、今後、現状推移すると14.1%の増加となると予測されていますが、低燃費自動車、エコドライブの普及などの取り組みによりさらに減少すると想定します。

このことから、目標は現状推移(2010年度、+14.1%増加)より減少が進むと想定し、4.5%の増加とします。また、これにより目標達成時のCO<sub>2</sub>発生量は、現状推移より約2万2千トン減少することとなります。

表 5.2 各部門の削減割合の推移・想定

区分	1990年度	2004年度	2010年度				
	実績 千t-CO <sub>2</sub> A	実績 千t-CO <sub>2</sub> —	現状推移		目標	参考	
			現状推移時のCO <sub>2</sub> 量 千t-CO <sub>2</sub> B	対1990年度削減割合 %	対1990年度削減割合 %	目標達成時のCO <sub>2</sub> 量 千t-CO <sub>2</sub> A+(A×C)=D	目標達成時のCO <sub>2</sub> 削減量 千t-CO <sub>2</sub> D-B
			(B-A)/A	C			
産業部門	279	141	141	-49.4	-49.4	約 141	±0
民生部門(家庭)	358	406	391	+9.2	+6.0	約 380	-約 11
民生部門(業務)	238	330	353	+48.4	+36.0	約 324	-約 30
運輸部門	234	267	266	+14.1	+4.5	約 244	-約 22
合計	1,108	1,144	1,152	+3.9	-1.8	約 1,088	-約 63

- 備考) 1 参考とは、目標を達成した場合の計算値です。  
 2 計算結果を整数で示しているため、見た目上計算が合わないことがあります。  
 3 目標達成時のCO<sub>2</sub>削減量=現状推移時(欄B)と目標達成時(欄D)のCO<sub>2</sub>量の差を示しています。

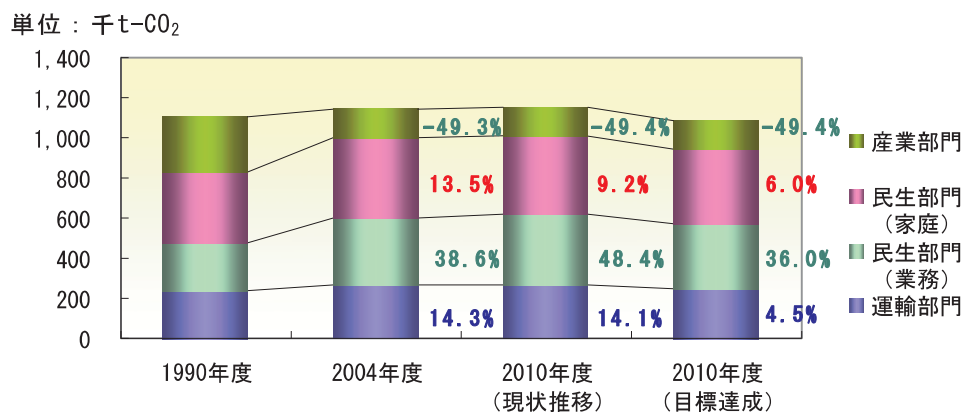


図 5.2 北区の二酸化炭素排出量の推移・想定

表 5.3 1990 年度との比較による各部門の目標達成時の削減量

区分	目標達成時の削減量 [対 1990 年度] (千 t-CO <sub>2</sub> )	「京都議定書目標達成計画」に基づき 想定される取り組みの概要
産業部門	－約 138	・高性能工業炉の導入促進 ・高性能ボイラーの普及
民生部門（家庭）	＋約 21	・省エネルギー機器の買い替え促進（電気ポット、食器洗い機など） ・テレワークなど情報通信を活用した交通代替の推進
民生部門（業務）	＋約 86	
民生部門計	＋約 107	・高効率給湯器の普及 ・業務用高効率空調機の普及 ・業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及
運輸部門	＋約 11	・公共交通機関の利用促進 ・環境に配慮した自動車使用の促進（エコドライブ関連機器導入、アイドリングストップ車の導入） ・クリーンエネルギー自動車の利用促進 ・高速道路での大型トラックの最高速度の抑制
合計	－約 20	－

備考) 計算結果は整数で示しているため、合計が合わないことがあります。

#### 5.2.4 北区の二酸化炭素総排出量の目標

北区では、短期の計画期間である平成 20 年度（2008 年度）から平成 24 年度（2012 年度）の 5 年間の二酸化炭素総排出量は、「京都議定書目標達成計画」を踏まえた取り組みのみならず、特に民生及び運輸部門では更に率先した取り組みを行うことで、平成 2 年度（1990 年度）比、期間平均で－2.0% とすることを目標とします。

また、中長期の計画期間である平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の 10 年間の二酸化炭素排出量は、2010 年度以降は家電製品が買い替え時において全て高効率機器（トップランナー基準達成機器など）に置き換わることなど、国を挙げての対策が進むこともあり、平均で－3.0% とすることを目標とします。

表 5.4 北区における二酸化炭素総排出量の目標

計画期間	二酸化炭素排出量目標値 (1990 年度比の二酸化炭素換算値)
短期：平成 20 年度（2008 年度） ～平成 24 年度（2012 年度）	－ 2.0 %
中長期：平成 20 年度（2008 年度） ～平成 29 年度（2017 年度）	－ 3.0 %

## 6. 温室効果ガス削減の具体的プログラムと重点施策

### 6.1 削減目標を実現するための具体的なプログラム(主体別)

#### 6.1.1 温暖化対策の方向性

具体的な温暖化対策を立案するため、まず前章までに整理してきた北区の概況、アンケート調査による区民・事業者の意識と取り組み状況、及びエネルギー消費の特性などから明らかになった温暖化対策に関する課題を抽出し、今後の温暖化対策の方向性を以下のようにまとめました。

#### (1) 一人ひとりの意識向上を図り、自らが行動するためのきっかけづくり

##### 〔現状・課題〕

- 家庭部門のエネルギー消費量は上昇傾向にあります。業務部門でも景気による変動はあるものの増加傾向を示しています。
- 年齢別人口は、全国の例に漏れず、若年、中壮年世代が減少傾向で、高齢世代が増加しています。
- 地球温暖化は、区民・事業者ともに高い関心事となっています。

##### 〔対策の方向性〕

- 区民、事業者の温暖化対策行動を活発にするには、一人ひとりの温暖化対策に対する意識の向上を図り、身近な温暖化対策行動を始めるきっかけとなる施策が必要です。
- 将来世代を担う若年層に対しては、環境教育と連携した普及啓発が必要です。
- 高齢世代に省エネ行動を促す、わかりやすい情報提供や啓発が必要となります。

#### (2) 家庭部門・業務部門での重点的な対策

##### 〔現状・課題〕

- 北区のエネルギー消費量は、民生部門(家庭・業務)が大きな割合を占めています。
- 現状推移時の2010年度の二酸化炭素排出量は、業務部門で48.4%の増加、家庭部門で9.2%の増加となっています。一方、産業部門は49.4%の減少となっています。
- 区民・事業者ともに、「使い方に関する取り組み」では実施率が高いものの、「購入時の取り組み」では低いことから、削減の可能性が大きいと考えられます。

##### 〔対策の方向性〕

- 区内のエネルギー消費の大きな割合を占め、かつ増加が予測されている家庭・業務部門での重点的な対策が必要です。
- 既存設備や行動の省エネルギー化とともに、新エネルギーの積極的な導入が望まれます。

## (3) 事業者の大半を占める中小事業者にも実行が可能な対策の情報提供や支援

## 〔現状・課題〕

- 北区は従業員 5 人未満の工場が全体の工場数の 53%、従業員 10 人未満の工場が 82%を占めており、中小規模工場(下請け工場)が多いことが特徴です。

## 〔対策の方向性〕

- 中小規模工場(下請け工場)の業務形態に即した省エネ行動の啓発など、特徴を考慮した施策が必要となります。

## (4) 建築物における重点的な対策

## 〔現状・課題〕

- 家庭部門では、全体の約 7 割が集合住宅となっています。また、「建物に関する取組」が低く、今後の取り組みが望まれます。
- 集合住宅やテナントビルにおいては、共用部のエネルギー使用料について、省エネ行動への動機付けにつながる仕組みとなっておりません。

## 〔対策の方向性〕

- 屋上緑化等、事業所及び集合住宅における建築物の省エネルギー化が必要です。
- 集合住宅やテナントビルの共用部のエネルギー使用料について、省エネ行動への動機付けにつながる仕組みが必要です。

## (5) 交通における重点的な対策

## 〔現状・課題〕

- 交通量の多い幹線道路が縦横に通っています。
- 現状推移時の 2010 年度の二酸化炭素排出量(運輸部門)は 14.1%の増加となっています。
- 鉄道の駅数が 17 と 23 区で最も多く、公共交通機関へのアクセスが比較的容易です。

## 〔対策の方向性〕

- 公共交通機関の利用を促す事により、車両の乗り入れを減少させることが期待されます。また、国、東京都や首都圏八都府市などと連携した総合的な交通施策が望まれます。

## (6) 協働に向けた推進体制づくり、環境教育・環境学習の推進

## 〔現状・課題〕

- 温暖化対策目標の達成には、区民・NPO、事業者、行政のそれぞれが温暖化対策を実践し、地域ぐるみで取組を進めることが重要です。
- 日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制に向け、地域を単位とした自主的・自発的な活動を積極的かつ継続して展開することが重要です。

## 〔対策の方向性〕

- 区民・NPO、事業者、行政が温暖化対策を実践するなかで、学んだこと、発見したことを情報交換するなど、連携と協働による推進体制の整備が必要です。
- 地域単位の活動の核として、「地域協議会」を設立・運営し、当該組織と協働・連携を図っていくことが必要です。



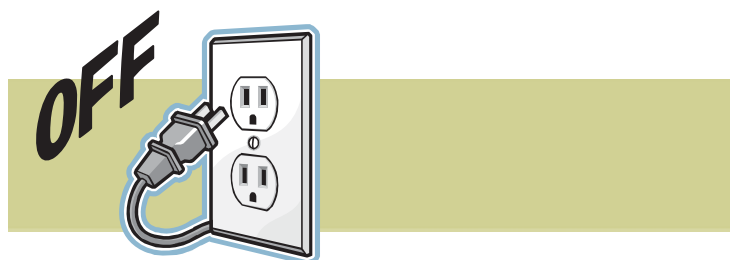
## 6.1.2 施策の体系

部門対象別を実施すべき温暖化対策、各主体がとるべき行動計画などについて、対策の対象別に体系付けて列挙します。

### ① 区民

表 6.1 区民における温暖化対策の体系

区分	部門	温暖化対策
区民	民生部門(家庭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ 環境活動自己診断による温室効果ガス排出量の把握、削減目標の設定</li> <li>❑ 住居建替時の省資源・省エネルギー化</li> <li>❑ 高効率型給湯器(ヒートポンプ、潜熱回収型など)の導入</li> <li>❑ 太陽光発電などの新エネルギーなどの利用(差額補助制度の利用)</li> <li>❑ HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の導入検討</li> <li>❑ 緑のカーテン・屋上緑化・遮断性塗装による省エネルギーの推進</li> <li>❑ 断熱や採光、冷暖房の温度設定の調節などによる省エネルギーの促進</li> <li>❑ 待機時消費電力の削減</li> <li>❑ 省エネルギー型家電製品や照明の購入・利用</li> <li>❑ 環境学習の実践</li> <li>❑ 省エネ型ライフスタイルの実践</li> </ul>
自動車	運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>❑ EMS(エコドライブ管理システム)機器モニター事業への参加</li> <li>❑ 低公害車の導入</li> <li>❑ 公共交通機関の積極利用</li> <li>❑ 自動車利用の抑制</li> <li>❑ エコドライブ・アイドリングストップなどの実践</li> </ul>



## ② 事業者

表 6.2 事業者における温暖化対策の体系

区分	部門	温暖化対策
事業者 (全般)	産業部門・ 民生部門(業務)	<input type="checkbox"/> ISO14001・エコアクション 21 や環境活動自己診断などによるエネルギー消費量などの削減 <input type="checkbox"/> 太陽光発電などの新エネルギーなどの導入促進 <input type="checkbox"/> 省資源・省エネルギー型の施設、設備、機器、照明の導入 <input type="checkbox"/> 高効率型給湯器(ヒートポンプ、潜熱回収型など)の導入 <input type="checkbox"/> ヒートポンプシステムなどを活用した業務用高効率空調機の導入 <input type="checkbox"/> 蓄熱システムの導入(夜間電力の使用) <input type="checkbox"/> 天然ガスコージェネレーションシステム・燃料電池の導入検討 <input type="checkbox"/> BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)の導入 <input type="checkbox"/> 建築物の省エネルギー化(建設時の省エネ型化) <input type="checkbox"/> エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)によるエネルギー管理の徹底 <input type="checkbox"/> 下水熱、工場排熱などの未利用エネルギーの有効利用 <input type="checkbox"/> クールビズ・ウォームビズの実践 <input type="checkbox"/> エコ事業者連絡会の開催・運営
中小企業 事業者	産業部門・ 民生部門(業務)	<input type="checkbox"/> 中小事業者向け環境規格取得の促進 <input type="checkbox"/> 中小事業者の省エネ行動の促進 <input type="checkbox"/> 省エネ研修会への参加 <input type="checkbox"/> 省エネ診断の実施 <input type="checkbox"/> 商店街・街ごと ESCO モデル事業への参加検討
テナントビル オーナー	産業部門・ 民生部門(業務)	<input type="checkbox"/> テナントビルの専用部・共用部エネルギー管理の効率化モデル事業の実践
集合住宅 所有者	民生部門(家庭)	<input type="checkbox"/> 集合住宅の共用部エネルギー管理の効率化 <input type="checkbox"/> 屋上緑化・パッシブ建材などの導入 <input type="checkbox"/> 集合住宅における太陽光発電システムの導入
商店街	産業部門・ 民生部門(業務)	<input type="checkbox"/> 商店街・街ごと ESCO モデル事業への参加検討
建物所有者 (自社ビル)	産業部門・ 民生部門(業務)	<input type="checkbox"/> 屋上緑化・壁面緑化・遮熱性塗装による省エネルギーの推進 <input type="checkbox"/> 建築物の省エネ性能向上の検討
自動車	運輸部門	<input type="checkbox"/> EMS(エコドライブ管理システム)機器モニター事業への参加 <input type="checkbox"/> 低公害車・電気自動車(プラグインハイブリッド自動車を含む)の導入 <input type="checkbox"/> クリーンエネルギー自動車への切り替え <input type="checkbox"/> 公共交通機関の積極利用 <input type="checkbox"/> 自動車利用の抑制 <input type="checkbox"/> エコドライブ・アイドリングストップなどの実践 <input type="checkbox"/> 環境関連投資に関する中小運輸事業者支援事業の利用

## ③ 行政

表 6.3 行政における温暖化対策の体系

区分	部門	温暖化対策
行政	産業部門・ 民生部門(業務)	<input type="checkbox"/> 京都議定書目標達成計画に基づく CO <sub>2</sub> 削減の推進 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムに基づく庁舎内の省エネルギー・省資源活動の推進 <input type="checkbox"/> 区有施設での LCEM (ライフサイクルエネルギー管理) の検討 <input type="checkbox"/> 区有施設での省エネ診断事業、区有施設 ESCO 事業導入可能性調査 <input type="checkbox"/> 区有施設への新エネルギー等の導入 <input type="checkbox"/> クールビズの実践 <input type="checkbox"/> 事業者への環境活動自己診断などの普及・啓発 <input type="checkbox"/> 事業者への省エネ型機器についての情報提供 (経費節減効果など) <input type="checkbox"/> 事業者への省エネ機器の導入支援 <input type="checkbox"/> 中小事業者向け環境規格取得支援 <input type="checkbox"/> 省エネ研修会・講習会の開催 <input type="checkbox"/> 無料の省エネ診断の紹介
	民生部門(家庭) 民生部門(業務)	<input type="checkbox"/> 太陽光発電などの新エネルギー等導入支援 <input type="checkbox"/> 軽装での執務の率先取り組み <input type="checkbox"/> 区民への環境活動自己診断などの普及・啓発 <input type="checkbox"/> 新エネルギー導入効果についての情報提供 (経費節減効果など) <input type="checkbox"/> 省エネ型住宅や省エネ型機器についての情報提供 <input type="checkbox"/> 新エネルギー利用機器や省エネルギー機器の導入に関する国や都の助成、優遇など諸制度に関する情報提供
	運輸部門	<input type="checkbox"/> クリーンエネルギー自動車の率先導入 <input type="checkbox"/> TDM (交通需要マネジメント) の推進による負荷の削減 (通過・進入車両) <input type="checkbox"/> 通過車両・進入車両の公共交通機関へのシフト促進 (国や都の政策への協力) <input type="checkbox"/> 違法駐車対策による負荷の削減 (通過・進入車両) <input type="checkbox"/> アイドリングストップ装置やエコドライブなどの普及啓発



北区役所

## 6.2 重点的優先的に推進する重点施策の提示

### 6.2.1 重点施策 1: 省エネルギー型ライフスタイルへの転換

#### 区民の取り組み

- **エネルギーの使い方の工夫による省エネの実践**

冷暖房の温度設定の調節、待機時消費電力の節約、ガスコンロの炎の調節など、電気やガスなどの燃料の使い方の工夫により、省エネルギーを実践しましょう。

- **省エネ製品・高効率機器の積極購入**

家電製品、ガス機器などの買い替え時においては、省エネルギー型の家電製品や高効率型給湯器を積極的に購入しましょう。

白熱電球を蛍光灯に替えるなど、照明を効率の高いものに換えましょう。

#### 事業者の取り組み

- **エネルギー管理の徹底**

高効率の給湯器や空調機、その他短期的な設備投資や設備の運用の変更により、事業所全体の省エネルギー化を図ります。

- **チームマイナス6%の参加**

国民的プロジェクトであるチームマイナス6%に賛同し、事業所などでの省エネに対する意識の浸透を図ります。

#### 北区の取り組み

- **省エネ設備導入時の補助制度の運用**

家庭・業務における高効率給湯器などの導入に関し、費用の一部補助を検討します。

- **省エネ型機器についての情報提供**

省エネ型の家電製品（ポットや食器洗い機）、ガス機器などそれぞれの電気・ガスなどの燃料の削減量、節約額、温室効果ガスの削減量などについて、区民の皆様にはわかりやすい情報を提供します。

- **庁舎における省エネ活動の実践**

区役所においては、省エネに配慮した事務スタイルを励行し、空調温度を夏季28℃、冬季19℃に設定し、省エネを図ります。

## ライフスタイルの見直しによる温室効果ガス削減量と高熱水費の節約額

	温室効果ガス削減量	高熱水費の節約額
冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する	31 kg-CO <sub>2</sub>	2,000 円/年
待機電力を90%削減する	87 kg-CO <sub>2</sub>	6,000 円/年
シャワーを1日1分家族全員が減らす	65 kg-CO <sub>2</sub>	4,000 円/年
風呂の残り湯を洗濯に使います	17 kg-CO <sub>2</sub>	5,000 円/年
ジャーの保温を止める	31 kg-CO <sub>2</sub>	2,000 円/年
家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす	240 kg-CO <sub>2</sub>	11,000 円/年
テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす	13 kg-CO <sub>2</sub>	1,000 円/年

出典：地球温暖化対策ハンドブック地域実践編

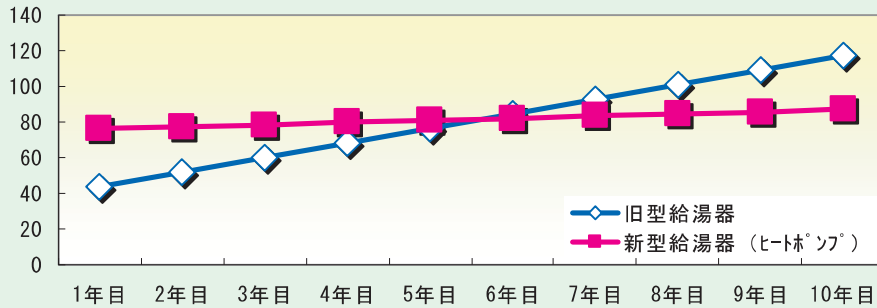
## 省エネ家電の費用対効果（投資回収年）

区分	従来型	省エネ型	価格差	高熱水費 の節約額	投資回収年
給湯器(24号)	ガス炊き	ヒートポンプ型	約44万円	約7万円	約6年
給湯器(24号)	ガス炊き	潜熱回収型	約6万円	約1.3万円	約5年
家庭用エアコン(2.2kW)	旧型(1997)	新型(2006)	約2.5万円	約1万円	約2.5年

備考) メーカー資料を参考に算出しています (ヒートポンプ型=エコキュート、潜熱回収型=エコジョーズ)。

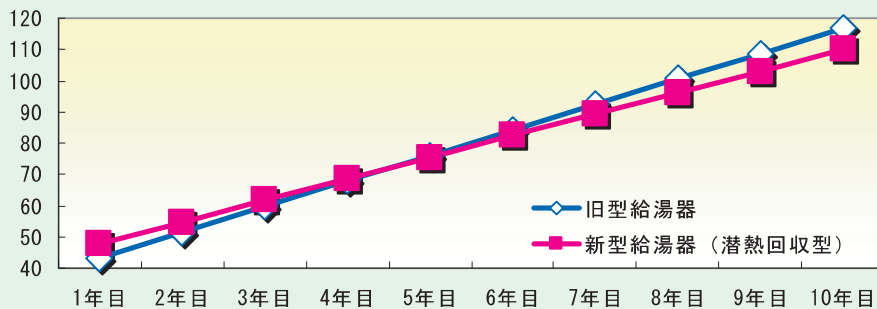
### \* トータルコスト（初期経費(購入時)+ランニングコスト）の比較

単位：万円



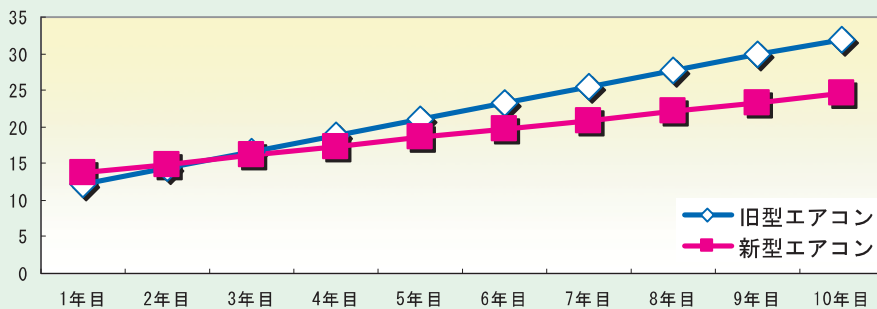
旧型機器とのトータルコストの比較（給湯器、ヒートポンプ型）

単位：万円



旧型機器とのトータルコストの比較（給湯器、潜熱回収型）

単位：万円



旧型機器とのトータルコストの比較（エアコン）

## 6.2.2 重点施策 2: 新エネルギー等の導入

### 区民の取り組み

- **新エネルギー等の利用**

太陽光発電、太陽熱利用をはじめとする新エネルギー等を利用しましょう。

区では、住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱温水器の設置に助成金を交付しています。

- **高効率型給湯器(革新的なエネルギー高度利用技術)の導入促進**

給湯器などの更新時には、高効率型(ヒートポンプ、潜熱回収型など)の機器に変更することで、エネルギー使用量を削減しましょう。

### 事業者の取り組み

- **新エネルギー等の導入促進**

太陽光発電、太陽熱利用をはじめとする新エネルギー等を利用しましょう。

- **電気・ガスなどの燃料の削減**

ヒートポンプシステムを活用した業務用高効率空調機や蓄熱式空調システムなどを導入しましょう。

天然ガスコージェネレーションシステム・燃料電池を導入しましょう。

### 北区の取り組み

- **新エネルギー等導入支援**

住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱温水器などの設置に助成金交付を継続します。

- **区有施設における率先導入**

区役所、区立小中学校などへ新エネルギーを率先して導入します。

ヒートポンプシステムを活用した業務用高効率空調機の導入に関し検討を行います。

天然ガスコージェネレーションシステムや燃料電池の導入に関し検討を行います。

- **新エネルギーに関する情報提供**

新エネルギー等の導入効果や、導入に関する国や都の助成、優遇など諸制度に関する情報提供を行います。

## 太陽光発電システム・太陽熱温水器に関する助成制度

区では、環境問題への対応として、CO<sub>2</sub>排出抑制の効果などが期待できる太陽光発電システム、太陽熱温水器を設置する方を対象に、その費用の一部を助成する制度を設けています(工事費用の5%、15万円を限度とします)。

### 6.2.3 重点施策 3: 建築物の省エネルギー化

#### 区民の取り組み

- **ヒートアイランド対策**

屋上緑化や遮断性塗装により、空調への負荷を低減でき、エネルギー使用量を削減できます。対策が可能なマンションなどにおいては、積極的に実践しましょう。

- **緑のカーテンの実践**

つる性植物による緑のカーテンにより、空調への負荷を低減でき、エネルギー使用量を削減できます。庭、ベランダなどを利用し、緑のカーテンを実践しましょう。

#### 事業者の取り組み

- **建築物の省エネルギー化(建設時の省エネ型化)**

事業所の建て替え時においては、建築物の省エネルギー化により、エネルギー使用量を大幅に削減できます。事業所の特性を踏まえ、建築物の省エネルギー化を進めましょう。

- **ヒートアイランド対策**

屋上緑化や遮断性塗装により、空調への負荷を低減でき、エネルギー使用量を削減できます。対策が可能な事業所においては、積極的に実践しましょう。

#### 北区の取り組み

- **屋上緑化・パッシブ建材などの導入支援**

屋上緑化などの導入支援を行います。パッシブ建材の普及啓発を行います。

- **区有施設における率先導入**

区有施設における屋上緑化、緑のカーテンを率先して実践します。  
 今後、新設・建替を予定している区有施設については、建築物の高気密化・高断熱化による省エネルギー化を推進します。  
 屋上への遮熱性塗装の導入を検討します。  
 エネルギー使用量を削減できる高効率機器や蓄熱システムの導入を検討します。

## 緑のカーテン実施事例

都内で行われている壁面緑化の実態調査では、壁面登はん（地面から伸びるツタ状の植物を壁面にはわせる）と壁前植栽（壁面の前に樹木などを植える）が8割を占めており、植物種で見るとナツツタが最も多く使われていました。

また、壁面表面の熱量の推移の測定結果によると、コンクリート壁面と比較して最大で約10℃の低減が見られています。

出典：壁面緑化のヒートアイランド緩和効果調査（東京都）

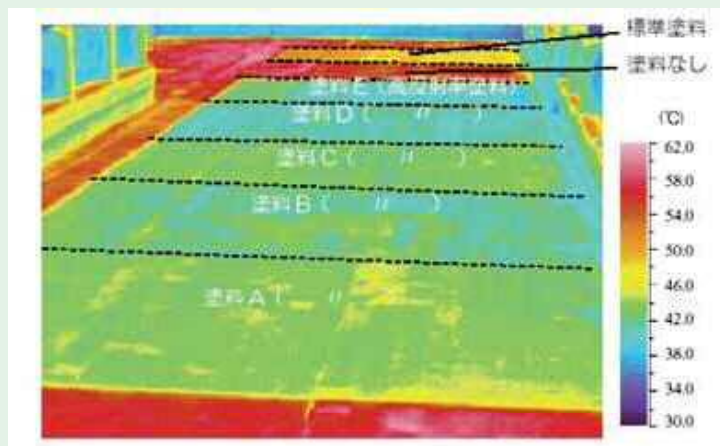


堀船小学校

## 遮熱性塗装の効果

都では、優れたヒートアイランド対策技術の普及および技術開発の促進を目的に、塗料メーカー5社（グループ）との協働により、高反射率塗料に関する試験を行いました。

その結果、実際の建物屋上面に施工することで、最大約15℃の表面温度上昇低減効果を確認しました。また、建物屋上面への蓄熱が抑制されることで、最大約1.5℃の室温上昇低減効果を確認しました。



出典：ヒートアイランド対策ガイドライン（東京都）



## 6.2.4 重点施策 4: 環境学習の推進

### 区民の取り組み

- **環境家計簿の利用によるエネルギー消費量などの把握**

区民一人ひとりが地球温暖化に関する問題を身近なものとして捉えることができるよう、環境家計簿などによりエネルギー消費量、並びに、日常生活に伴う負荷を把握しましょう。

- **環境学習への参加**

学校教育・社会教育の中で行われる環境学習へ積極的に参加することで、地球温暖化に関する問題を認識するとともに、認識を共有することで地域全体としての意識向上を目指しましょう。

### 事業者の取り組み

- **率先的な環境保全活動の公表**

率先的に取り組んでいる環境保全活動や環境保全活動の実績、その効果を把握し、企業情報として公表することで、地域の環境保全活動の啓発に努めましょう。

### 北区の取り組み

- **学校教育における環境学習の実践**

学校では、地域の実態に応じて、各教科、総合的な学習の時間などの中で、観察、実験、見学や調査などの体験的な学習を通して、児童・生徒が、環境や環境問題に関心を持ち、環境保全に配慮した知識・技能を習得するとともに、実践的態度を育てます。区民の意識の向上に努め、地域の環境活動のリーダー養成、親子での意識の共有・活動の実践が可能となるプログラムの構築を検討します。

- **社会教育における環境学習の実践**

地域の環境活動のリーダー養成や、環境に対する意識の共有・活動が可能となるプログラムを構築するとともに、区民の環境学習の拠点を整備します。

- **公園の整備事業・管理事業を利用した環境学習の実践**

都市計画公園、児童遊園などの整備・管理においては、ワークショップ形式で事業を進め、環境リーダーなど区民の意見を汲み上げ、緑化を進めるとともに環境学習の場となる視点も取り入れていきます。

## 北区の一人当たりの公園面積

北区都市計画マスタープラン2000では、市街化区域一人当たりの公園・緑地面積を計画時（平成12年）の2.1㎡（児童遊園・遊び場を含む）から、5㎡以上に拡大することを目標としています。

## 環境大学の実施

「北区環境基本計画」の目標である、区民一人ひとりの環境意識の向上を目的とし、区民、事業者、民間団体、区の各主体が互いに連携して環境学習に取り組むための事業として実施します。環境大学では環境リーダーなど人材の育成、関連団体の交流の促進、環境学習講座など学習機会の提供を行います。

## 7. 計画の推進体制

### 7.1 計画の推進組織

計画の推進に当たっては、地域の取り組み主体である区民・事業者、区が積極的に取り組むための推進部門として、(仮称)北区地球温暖化対策地域協議会（以下、地域協議会とする。）を設立し、計画の効果的な運営を図っていくものとします。

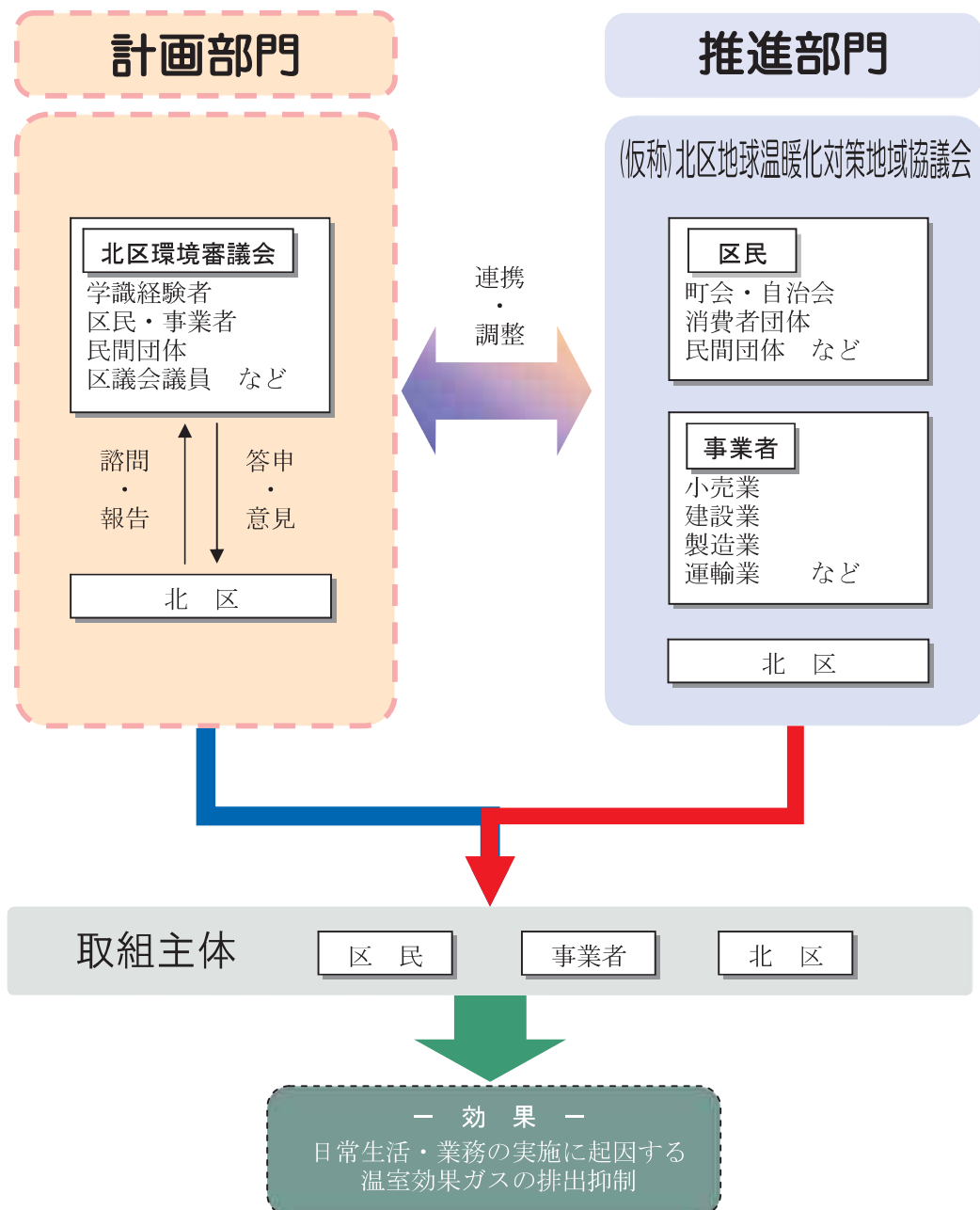


図 7.1 計画の推進組織（イメージ）

### 7.1.1 計画部門

区は北区環境審議会の答申に基づいて、本計画を策定し、目標の達成状況、国の動向などを見きわめ、本計画の見直しを行います。北区環境審議会には、必要に応じて有識者などの臨時委員を参加させるものとします。

また、区は北区環境審議会に対し、本計画の推進状況などを報告します。

### 7.1.2 推進部門【(仮称) 北区地球温暖化対策地域協議会の設立】

本計画の実施に向けて、地域における自主的・自発的な活動を継続して展開するために、地域協議会を設立します。地域協議会は、地域の区民・団体・事業者などを中心に構成し、各主体間で連携・調整を図り、本計画の効果的な推進に努めます。

#### 【北区環境審議会】

北区環境基本条例第25条に基づき、区長の附属機関として設置され、学識経験者、区民、事業者、民間団体、区議会議員、区職員により構成しています。環境基本計画などの策定・推進及び改定に関することや、環境の保全に関する基本的事項について調査審議します。



## 7.2 進行管理の方法(PDCA サイクル)

計画の進行管理に当たっては、温室効果ガス排出削減に向けた、地域としての効果的な推進方法を立案[Plan]し、プランにそって適切な対策を実行[Do]します。また、本計画の取り組み状況を把握[Check]し、把握結果を考慮して、対策やその目標についての見直し[Action]を行います。そして、これらを一連のサイクルとして継続的に実施します。(PDCA サイクル)

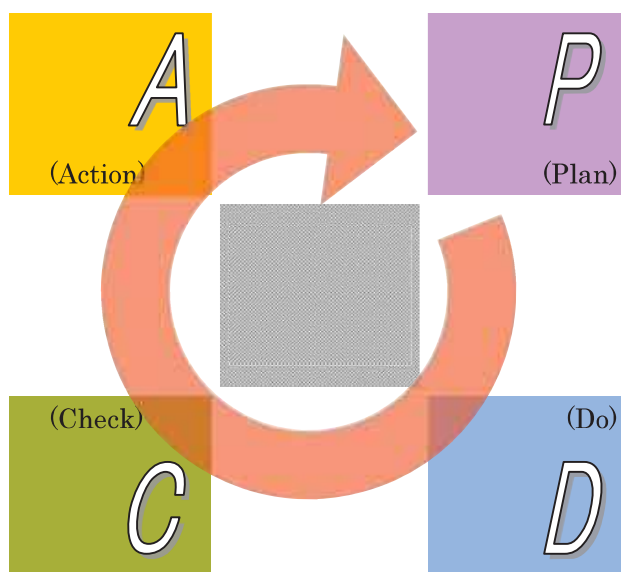


図 7.2 PDCAサイクル

### (1) [Plan]

本計画の施策について地域として効果的な推進方法を、地域協議会が主体となり立案します。

### (2) [Do]

区民や事業者、区の各取り組み主体が、それぞれ本計画の施策について実施します。

### (3) [Check]

区は、施策の実施状況や、削減効果などの定量的な把握を行い、各部門における温室効果ガスの排出量を算定します。

### (4) [Action]

把握した本計画の実施状況を、次年度への展開を図るためにフィードバックを行います。なお、区は、毎年度、施策の実施状況や国の動向などを見きわめて、北区環境審議会へ諮問し、本計画の改訂の必要性について検討します。

## 8. 資料編

### 8.1 京都議定書発効にあたっての特別区長会共同宣言

ONLY ONE EARTH

～ かけがえのない地球～ を守るための特別区行動宣言

近年の、干ばつや豪雨などの異常気象の多発、海水面の上昇など、地球温暖化が人類を始めとする生態系に深刻な影響をもたらしている。

世界を挙げてこの地球温暖化防止に取り組むため、この2月16日、京都議定書が発効した。1997年の京都会議から7年あまりを経て、この日に、真の環境の世紀へと歴史的な一歩を踏み出したといえる。

温室効果ガス排出削減が義務付けられた議定書の発効に伴い、わが国は官民を挙げて行動し、課せられた義務を果たさなくてはならない。今こそ、わが国の実行力が問われる時である。

とりわけ、多くの人口を擁し、社会資本が高度に集中している大都市東京で、基礎自治体としての23区の果たす役割は非常に重いものと自覚をるところである。特に、一貫して排出量が伸びている家庭部門に対してのアプローチが直接できるのも、区民に一番身近な自治体としての23区であるといえる。

東京23区は、「かけがえのない地球を守るために」を基本理念として、これまでの各区における取り組みを更に進め、共同して次の行動を起こすことを、ここに宣言するものである。

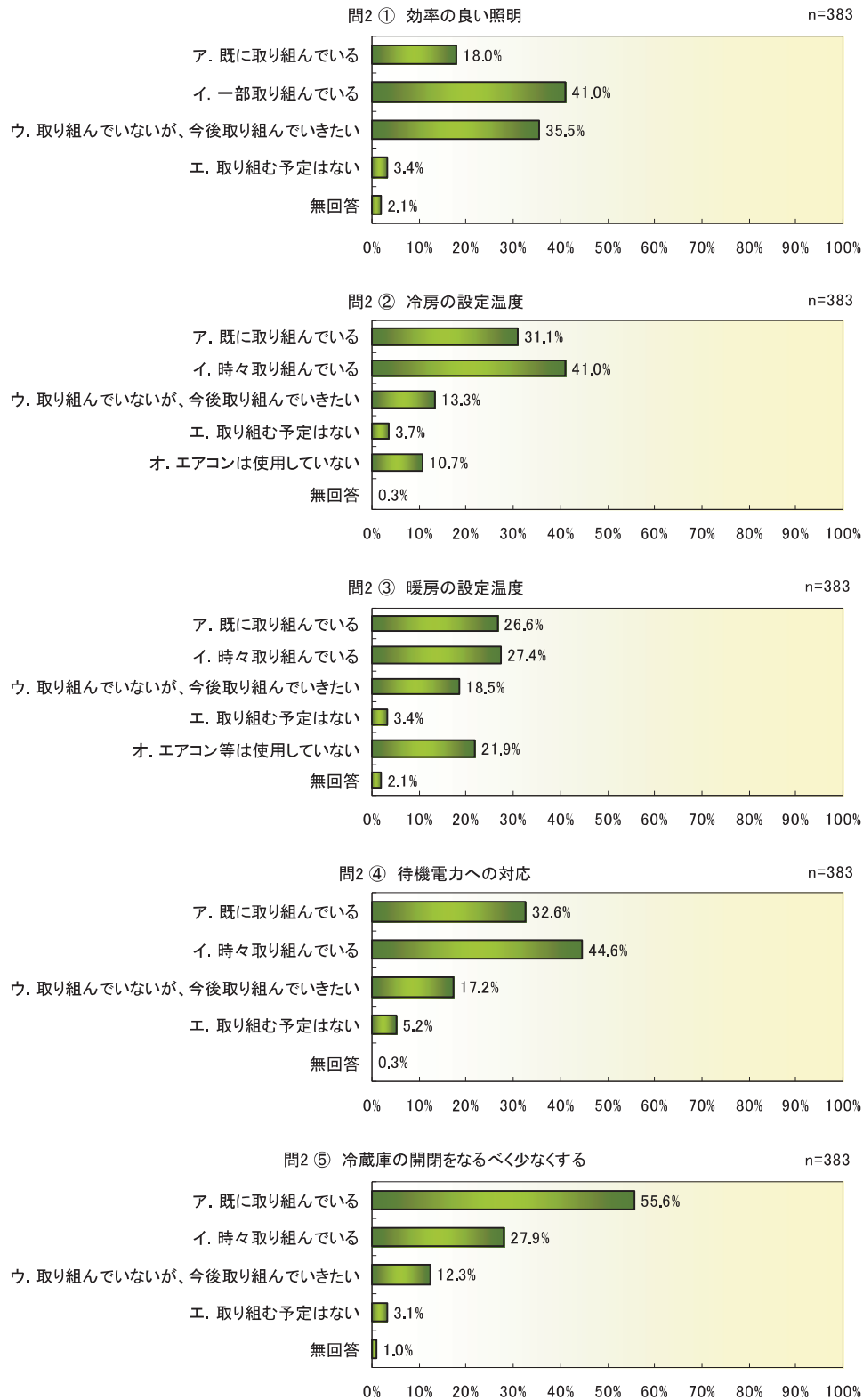
- 一、電化製品等の効率的利用、省エネ製品の普及、公共交通の利用促進など、省エネルギーを推進し、二酸化炭素の排出抑制を図る。
- 一、ごみの減量、製品の再利用、資源回収を積極的に図り、環境への負荷に配慮した取り組みを促進し、環境と経済が両立した循環型社会を形成していく。
- 一、温室効果ガスを吸収し、地表を冷却するなどの環境保全機能を持つみどりの保全と育成に努め、みどりのネットワーク化を図る。
- 一、23区の区民が参加した、環境を考える場と機会をつくる。
- 一、地球温暖化防止対策を実施するための連携体制を構築する。

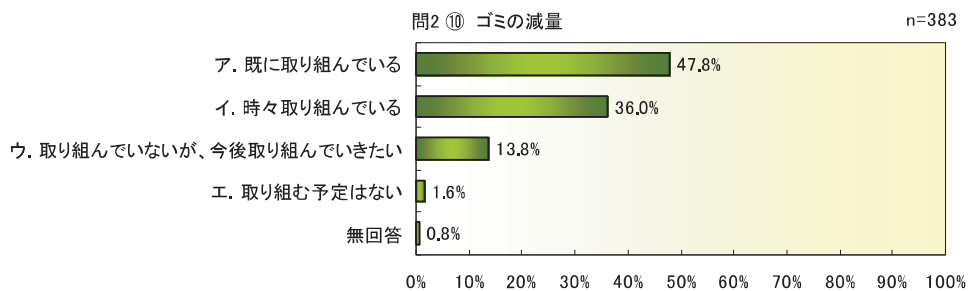
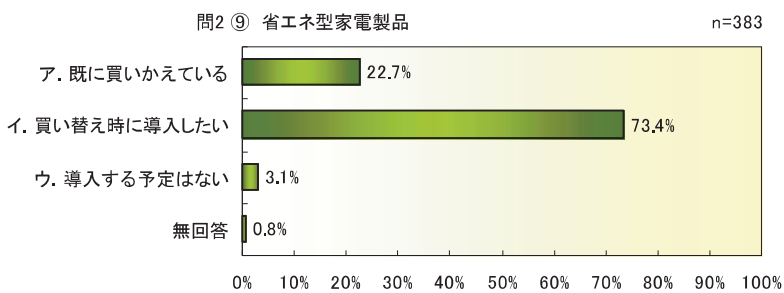
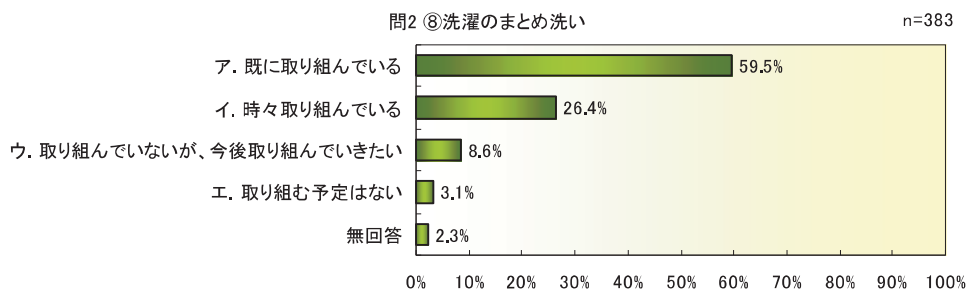
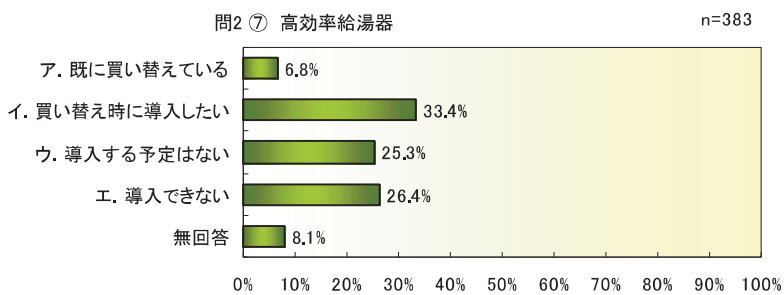
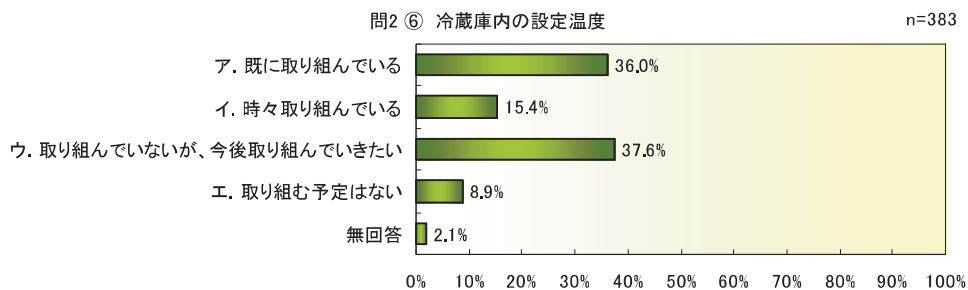
23区は、これらの取り組みを積極的に進めるため、区民、事業者に対して情報の提供などの啓発活動を行うとともに、国や都・市町村と連携を図りながら、京都議定書に掲げる目標を達成するため、率先的行動に努めるものである。

2005年2月24日

## 8.2 アンケート調査結果

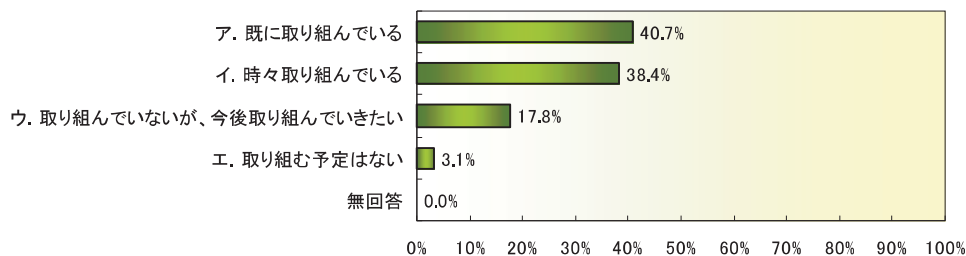
### 8.2.1 区民アンケート





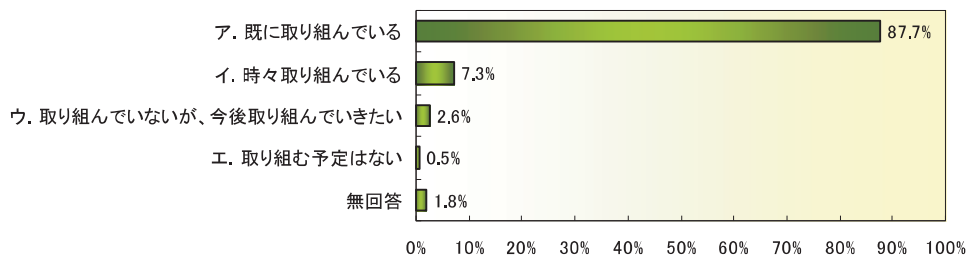
問2 ⑪ マイバッグ・省包装の選択

n=383



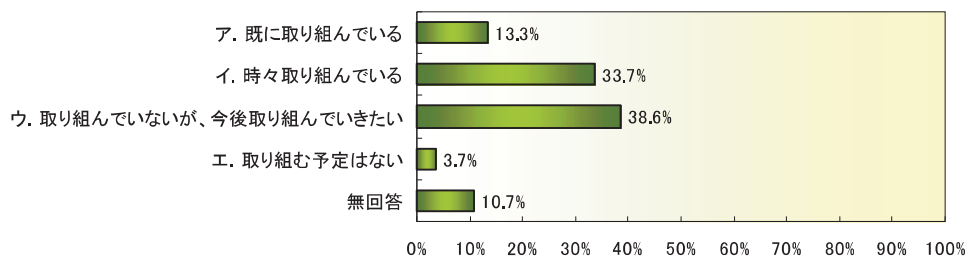
問2 ⑫ 古新聞・缶・びん・ペットボトルのリサイクル

n=383



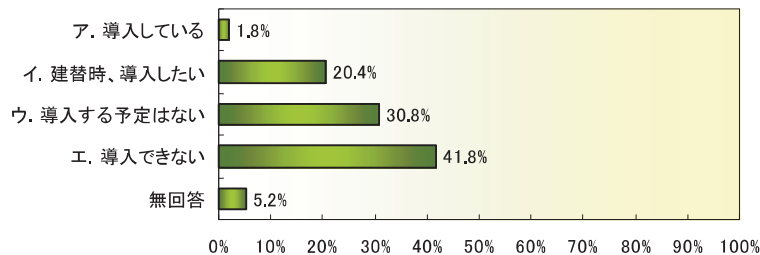
問2 ⑬ グリーン製品

n=383



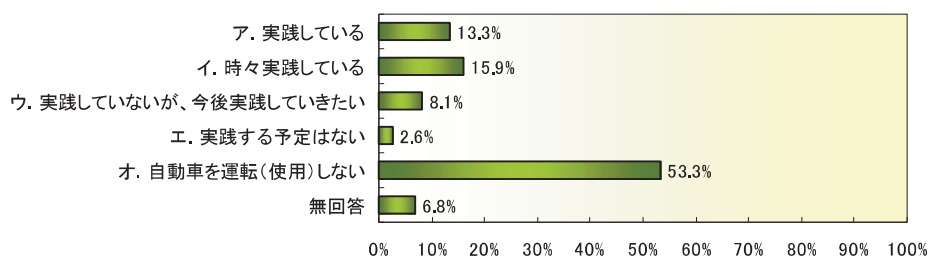
問2 ⑭ 太陽光発電設備・太陽熱温水器

n=383



問2 ⑮ エコドライブ

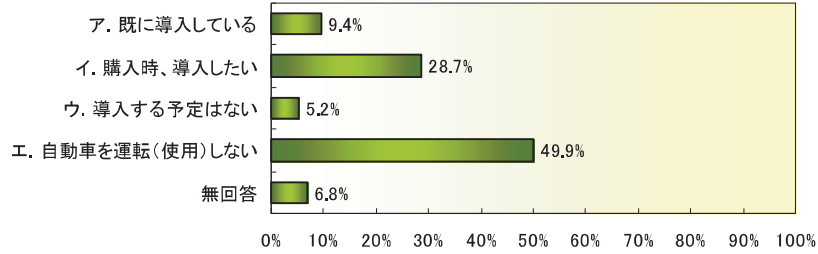
n=383





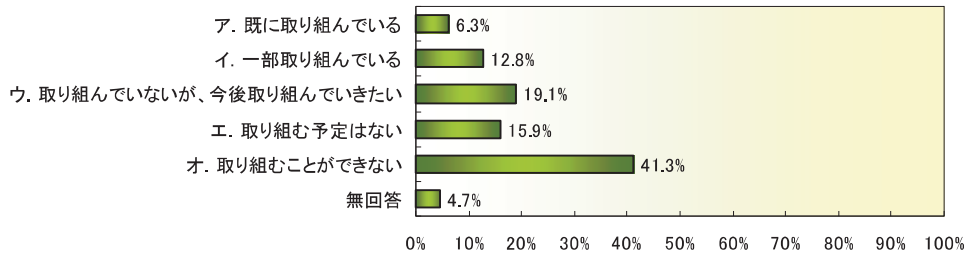
問2 ⑯ 低公害車・低燃費車

n=383



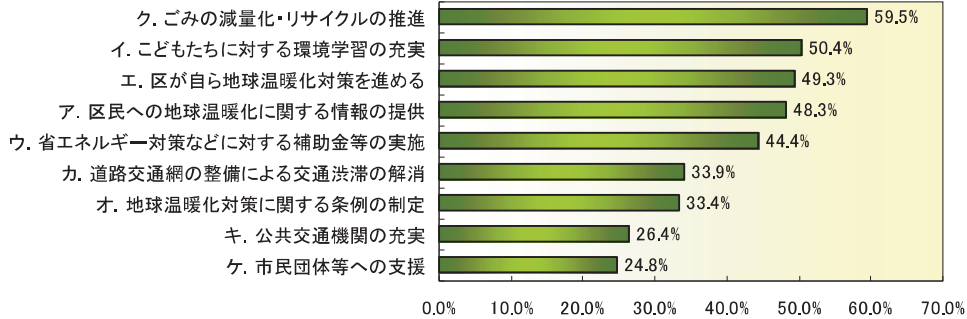
問2 ⑰ 緑のカーテン・屋上緑化

n=383

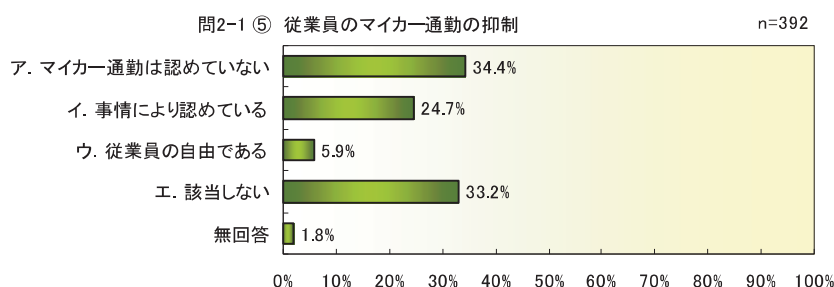
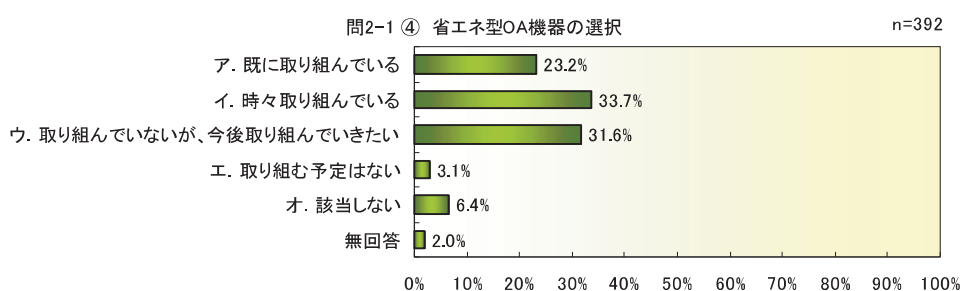
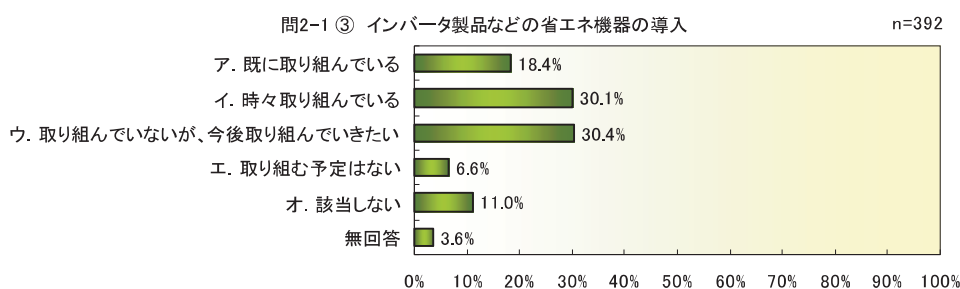
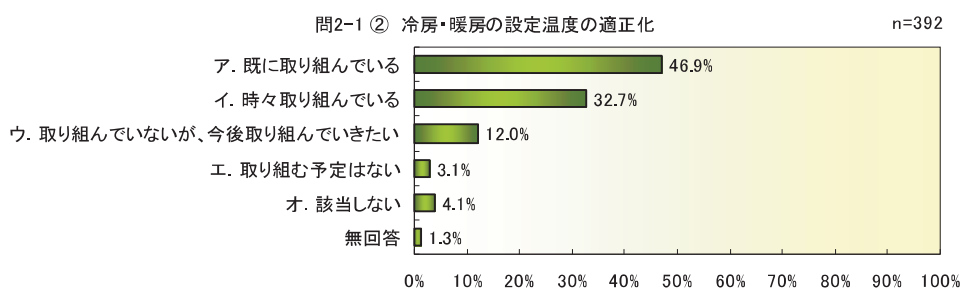
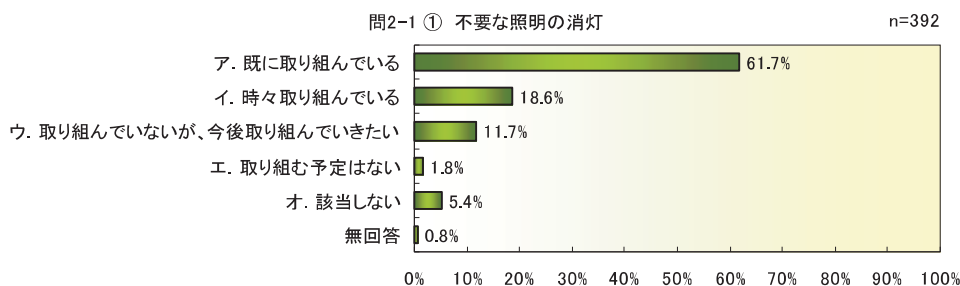


問3 地球温暖化対策に対する区への要望(複数回答可)

n=383

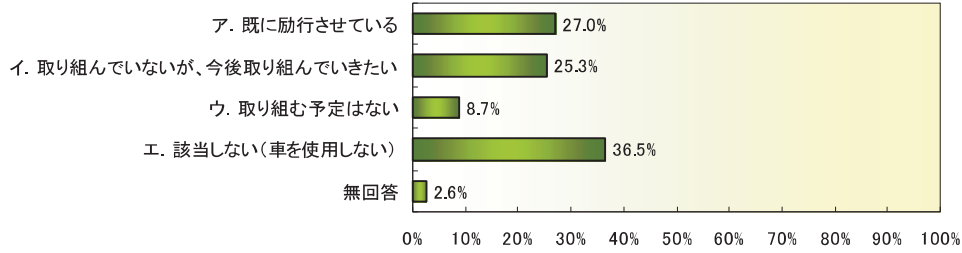


## 8.2.2 事業者アンケート



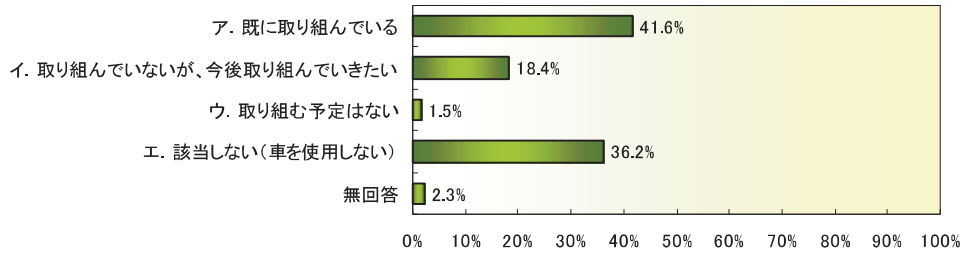
問2-1 ⑥ アイドリング・ストップの推進

n=392



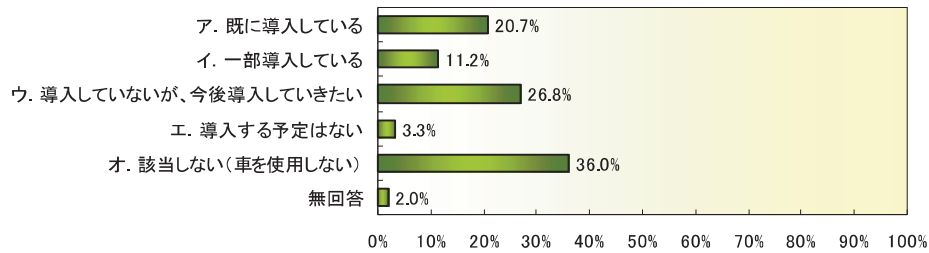
問2-1 ⑦ 点検整備・経済速度の励行

n=392



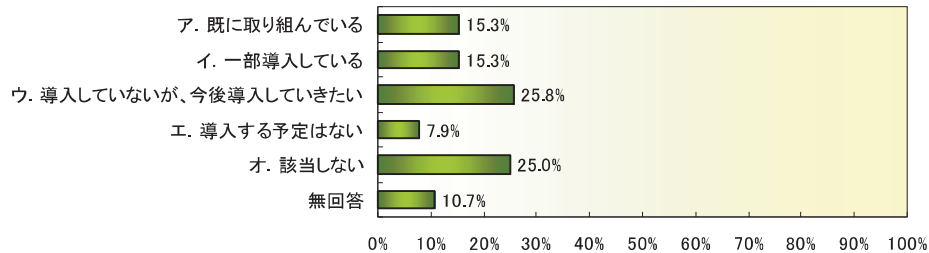
問2-1 ⑧ 低公害車・低燃費車の導入

n=392



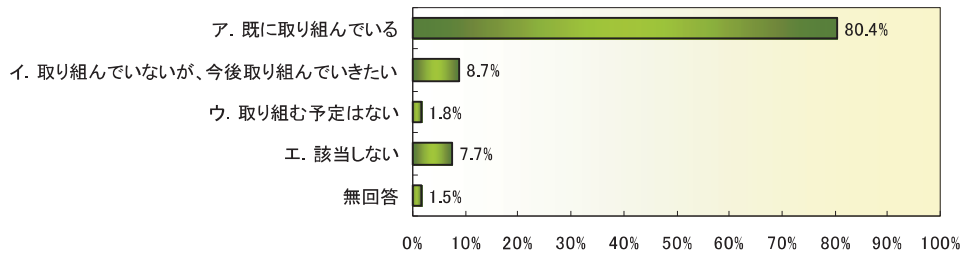
問2-1 ⑨ グリーン調達への導入

n=392



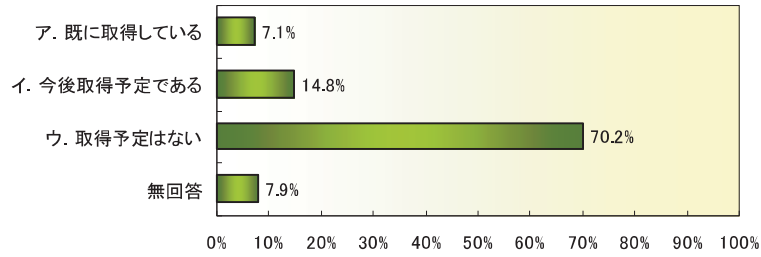
問2-1 ⑩ 紙、金属缶、ガラスびんなどの分別回収

n=392



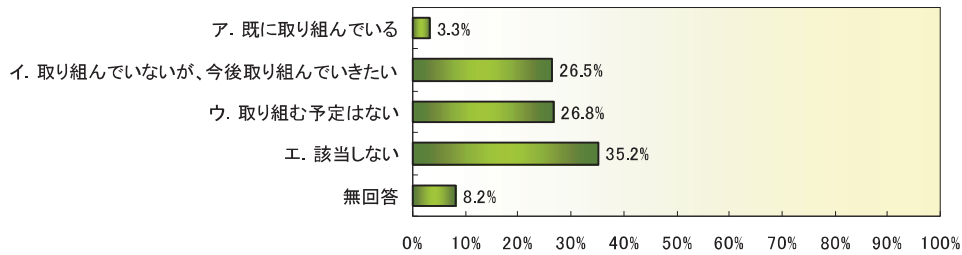
問2-1 ⑪ 環境マネジメントシステムの認証取得

n=392



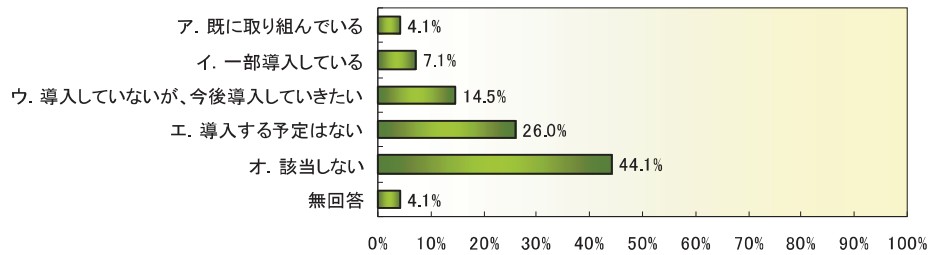
問2-1 ⑫ ESCO事業の導入

n=392



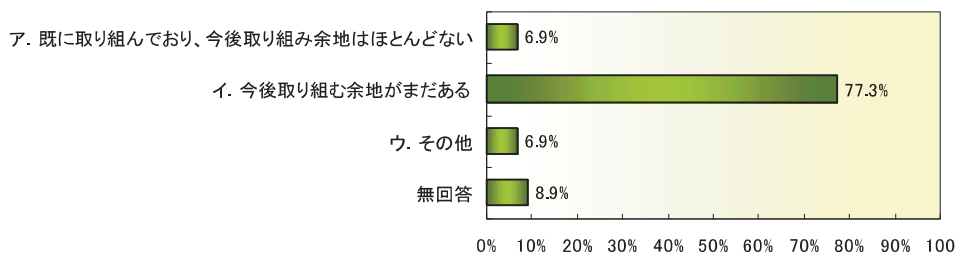
問2-1 ⑬ 緑のカーテンや屋上緑化の導入

n=392



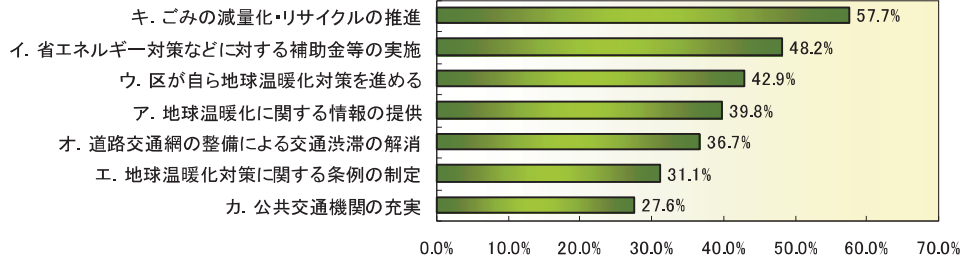
問2-2 地球温暖化対策の今後の取り組み余地

n=392



問3 地球温暖化対策に対する区への要望(複数回答可)

n=392



## 8.3 委員名簿

### (1) 北区環境審議会委員

区分	氏名	所属など
学識経験者	会長 丸田 頼一	(社)環境情報科学センター理事長 千葉大学名誉教授
	副会長 小倉 紀雄	みずとみどり研究会代表 東京農工大学名誉教授
	阿部 治	立教大学教授
	柳井 重人	千葉大学准教授
	吉川 正人	東京農工大学助教
	区民・事業者・ 区民団体	古里 明瑠
相羽真知子		公募区民
田口 重子		トライネットワーク会長
原 芳子		北区グリーンクラブ
松本 晴光		北区町会自治会連合会会長
三浦 正久		北区商店街連合会会長
岸田 辰夫		北区工場協会連合会副会長
区議会議員	永沼 正光	北区議会議長
	小関 和幸	北区議会副議長
	山中 邦彦	北区議会区民生活委員会委員長
	福島 宏紀	北区議会区民生活委員会副委員長
区職員	清正 浩靖	政策経営部長
	風間 秀樹	生活環境部長
臨時委員	鈴木 将雄	王子地区町会自治会連合会会長
	磯 武福	赤羽地区町会自治会連合会会長
	内田 進午	東京電力株式会社大塚支社長
	園部 孝夫	東京ガス株式会社エネルギー企画部
	輿石 貢	東京商工会議所北支部事務局長
	常慶 隆一	東京都地球温暖化対策推進ネットワーク事務局 (財)東京都環境整備公社

## (2) 北区環境審議会幹事

区 分	氏 名	所 属 など
区職員幹事	長田 聖次	生活環境部環境課長
	高木 博通	生活環境部リサイクル清掃課長
	依田 園子	政策経営部企画課長
	佐藤 信夫	まちづくり部道路公園課長
	小林 義宗	教育委員会庶務課長

## 8.4 検討経過

項目・日程	主な内容
第1回北区環境審議会 (平成19年7月9日)	諮問 (1) 計画の背景と意義について (2) 計画の目的と位置づけについて (3) 温室効果ガス算出方法について (4) アンケート調査について
アンケート調査 (平成19年7月23日～ 平成19年8月13日)	アンケート対象 (1) 区民：1000世帯 (2) 事業者：1800事業所
第2回北区環境審議会 (平成19年8月1日)	(1) アンケート調査結果について（速報）
第3回北区環境審議会 (平成19年8月27日)	(1) 温室効果ガス排出量及び将来推計 (2) アンケート調査結果 (3) 温室効果ガス削減の具体的プログラムと重点施策
臨時委員による検討会 (平成19年10月24日)	(1) 温室効果ガス削減の基本方針と削減目標の設定 (2) 温室効果ガス削減の具体的プログラムと重点施策
第4回北区環境審議会 (平成19年10月26日)	(1) 温室効果ガス削減の基本方針と削減目標の設定 (2) 温室効果ガス削減の具体的プログラムと重点施策
パブリックコメント (平成19年11月1日～ 平成19年11月30日)	パブリックコメント実施結果 (1) 提出者人数 11名 (2) 意見総数 51件
第5回北区環境審議会 (平成20年1月10日)	パブリックコメントに対する審議会の考え方について (1) 温室効果ガス削減の基本方針と削減目標の設定 (2) 温室効果ガス削減の具体的プログラムと重点施策 (3) 計画の推進体制について
第6回北区環境審議会 (平成20年1月30日)	答申（案）について 答申

## 8.5 用語解説

### ■ ア行

用語	説明
アイドリングストップ	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。信号での停止時に、ギアをニュートラル位置に切り替えるなどメインスイッチを切らなくてもエンジンを停止できる装置も開発され、大都市の路線バスを中心に普及が進みつつある。
ウエストナイル熱（西ナイル熱）	ウエストナイルウイルスを持つ蚊に刺されることによって感染するウイルス感染症。地球温暖化の影響を受け日本の平均気温が上昇してきており、熱帯又は亜熱帯地域で媒介蚊により流行している感染症が日本へ侵入することが心配されている。
ウォームビズ	地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。
エコアクション21	中小事業者、学校、公共機関などの環境への取り組みを促進するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、取り組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定している。環境省が定めた認証・登録制度。
エコ事業者連絡会	事業者間の情報交換や環境への取り組みのレベルアップ・普及を図ることや地域との連携を深めていくことを目的とした組織。
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	1979年制定。対策の強化のため複数回の改正が行われ、トップランナー基準の導入や、運輸・建築部門への規制強化などの対策が講じられてきた。

### ■ カ行

用語	説明
環境ISO	ISO(国際標準化機構)が1996年に出した環境マネジメントシステム規格。ISO14001のこと。
環境生活診断書（環境活動自己診断書）	区民や事業者が日頃から地球環境や地球環境の問題を考えて日常生活を過ごしているか、また事業活動で地球環境や地球環境に大きな負荷を負わせていないか、そのことを軽減するための行動を実践しているか、を自らの手で診断するもの。
環境マネジメントシステム（環境管理システム）	事業組織が法令などの規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・点検・評価(見直し)という一連の手続き。
気候感度	気候関連の刺激因子によりシステムが好悪いずれかの直接的、間接的な影響を受ける度合い。 気候感度(climate sensitivity)とは単位放射強制力に対する全球平均地表気温変化量であるが、一般には二酸化炭素濃度倍増による全球平均年平均気温の平衡昇温量(平衡気候感度 equilibrium climate sensitivity)のことを指す。すなわち2xCO <sub>2</sub> 放射強制力の下で十分時間が経過した後の平衡状態での気温変化量であり、海洋モデルをスラブ混合層モデルで置き換えた2xCO <sub>2</sub> 平衡実験により計算される。 一方SRESシナリオ実験で用いられる大気海洋結合モデルでは平衡状態まで積分できないため、平衡状態に向かう途中の海洋の熱慣性の効果を考慮した有効気候感度(effective climate sensitivity)が見積もられる。
気候システム	われわれの住む地球の気候は大気、海洋、陸地面など間の複雑な相互作用によって決まっている。「気候システム」とは気候を決める地球表層のサブシステムを総称したものです。気候とはふつう数十年間の平均値を指しますが、気候システムは、異常気象から氷期-間氷期サイクルまでじつに幅広い時間スケールで変動している。



用語	説明
気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	<p>(IPCC=Intergovernmental Panel on Climate Change の略。)</p> <p>各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として設置されたもの。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。2007年ノーベル平和賞受賞。</p> <p>「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。</p> <p>IPCCは、議長、副議長、三つの作業部会及び温室効果ガス目録に関するタスクフォースにより構成される。それぞれの任務は以下の通りである。</p> <p>第1作業部会：気候システム及び気候変化の自然科学的根拠についての評価</p> <p>第2作業部会：気候変化に対する社会経済及び自然システムの脆弱性、気候変化がもたらす好影響・悪影響、並びに気候変化への適応のオプションについての評価</p> <p>第3作業部会：温室効果ガスの排出削減など気候変化の緩和のオプションについての評価</p> <p>温室効果ガス目録に関するタスクフォース：温室効果ガスの国別排出目録作成手法の策定、普及および改定</p>
京都議定書	1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。
京都議定書目標達成計画	2005年4月に閣議において決定された京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とする計画。
クールビズ	地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。
クリーンエネルギー自動車	石油に変わるエネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで、排気ガスを全く排出しない、又は排出してもその量が少ない車。
グリーン製品	環境に配慮した製品。
グリーン調達	企業が物品を購入する際、従来は価格、品質、納期などが基準になるが、環境に配慮した製品を優先的に購入すること。
グリーン電力証書	自然エネルギーにより発電された電気環境付加価値に対し、取引するための形をつけたものが「グリーン電力証書」であり、証書を保有する企業・団体は、記載されている発電電力量相当分の環境改善を行い、自然エネルギーの普及に貢献したと考える。
高効率給湯器	エネルギーの消費効率に優れた給湯器。

## ■ サ行

用語	説明
自然エネルギー	自然現象としてのエネルギーを取り出して利用するエネルギーで、いわゆる新エネルギーに含まれる。有限で枯渇性の石油・石炭などの化石燃料などとは対称的に、資源枯渇のおそれがないという意味を込めた「再生可能エネルギー」の主要な要素を占める。具体的には、太陽光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、温度差などから取り出すエネルギー利用のこと。
遮熱性塗装	太陽光を効果的に反射し、昼間の建築物外装などへの蓄熱を抑制することで夜間の大気への放熱を緩和するもの。
省エネ法	→「エネルギーの使用の合理化に関する法律」参照。
潜熱回収型	二次熱交換器を搭載することにより、従来型では大気中に放出されていた潜熱(水蒸気として大気中に放出されていた熱量)をも回収することで熱効率を高めた方式。

## ■ 夕行

用語	説明
待機電力	家電製品などで、時刻・温度・時間などのモニター表示や内蔵時計、各種設定のメモリーの維持などのために常時消費されるスタンバイ電力。
地球温暖化対策推進大綱	日本政府が定めた、京都議定書の約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにしている基本方針。
地球温暖化対策に関する基本方針	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める方針。
地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。温暖化防止を目的とし、議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにした。
地球温暖化防止行動計画	政府が温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組むべき対策の全体像を明確にした行動計画。1990年10月の「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において策定された。 1990年10月の地球環境保全に関する関係閣僚会議において「地球温暖化防止行動計画」が策定された。温暖化対策を計画的・総合的に推進していくための政府方針と今後取り組むべき対策の全体像を明確にしたもの。
蓄熱システム	夜間の割安な電気を利用して「氷」、「冷水」、「温水」などを蓄熱槽に蓄え、これを昼間の冷房や給湯に使用する。経済的な空調システムで、工場・ビル・事務所・店舗・学校などで使われている。
テレワーク	情報通信技術（IT）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
デング熱	デングウイルスを持つ蚊に刺されることによって感染するウイルス感染症。地球温暖化の影響を受け日本の平均気温が上昇してきており、熱帯又は亜熱帯地域で媒介蚊により流行している感染症が日本へ侵入することが心配されている。
天然ガスコージェネレーションシステム	発電機で「電気」を作るときに発生する「熱」も同時に利用して給湯や暖房に使うシステム。「電気」と「熱」に利用するので、燃料が本来持っているエネルギーを有効に使える。
トップランナー基準	エネルギー多消費機器のうち省エネ法で指定するもの（特定機器という）に関し、商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている機器の性能を設定すべき基準とすること。

## ■ ナ行

用語	説明
燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は一酸化二水素、即ち水（水蒸気）だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。

## ■ ハ行

用語	説明
パッシブ建材	吸水・保水性に優れたセラミックなどで作られた多孔質材料のこと。これをビル壁面に配置し、適当な水分を与えて、自然蒸発・冷却させることにより、建物内の温度を低下させるほか、都市全体の気温低下にも効果がある。
ヒートアイランド	都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。

用語	説明
ヒートポンプ	大気中の熱(ヒート)を汲み上げ(ポンプ)、その熱を有効的に使うことのできる技術の呼び名。投入したエネルギーに対して4~5倍以上のエネルギーを取り出せる効率の良い方式である。 もともと、エアコンや冷蔵庫に使われてきた技術であるが、最近では、給湯器などにも搭載されている。
プラグインハイブリッド自動車	家庭用電源で電池を充電できるハイブリッド車。

## ■ マ行

用語	説明
緑のカーテン	窓際で、つる性植物を栽培することで、直接日差しが部屋に入って温度を上げるのを防ぐ。

## ■ アルファベット

用語	説明
AOGCM	Atmosphere-Ocean General Circulation Model(大気海洋結合モデル)の略。 全球大気モデル AGCM(Atmosphere GCM)と全球海洋モデル OGCM(Ocean GCM)を結びつけたモデル。
BEMS	Building and Energy Management System(ビル・エネルギー管理システム)の略。 業務用ビルなどにおいて、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備などの運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。
EMS(エコドライブ管理システム)	自動車の運行において、デジタル式運行記録計などのEMS(エコドライブ管理システム)用機器を活用し、エコドライブを計画的かつ継続的に実施するとともに、運行の指導を一体的に行う取り組み。
ESCO事業	Energy Service COmpany の略。 工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。
G8	(Group of Eight の略)。日本、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、ロシアの8カ国こと。
HEMS	Home Energy Management System の略。 IT 技術を活用して、一般家庭のエネルギー消費機器を効率的に運転させるためのシステム。
IPCC第四次評価報告書	IPCC 第4次評価報告書は、第1~第3の各作業部会報告書および統合報告書から構成される。各作業部会の報告書は、各作業部会総会において審議・承認・公開され、2007年5月のIPCC第26回総会において採択された。また、各作業部会報告書の分野横断的課題についてまとめた「統合報告書」が2007年11月のIPCC第27回総会において承認・公開された。
LCEM(ライフサイクルエネルギー管理)	施設に関する企画、設計、施工、維持管理、改修、解体を通じた、エネルギーを管理することで、施設の共用のみならず、ライフサイクル全体における省エネルギーを目指す手法。
SPM	Summary for Policymakers(政策決定者向け要約)の略

用語	説明
S R E S	「Special Report on Emission Scenarios(排出シナリオに関する特別報告書)」(2000)の略
TDM (交通需要マネジメント)	ITを駆使した道路交通情報システムの拡大整備であり、道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る方法。

北区地球温暖化対策地域推進計画

平成 20 年 3 月発行

刊行物登録番号

19-1-115

発行 東京都北区生活環境部環境課

〒114-8508

東京都北区王子本町 1-15-22

T E L 03-3908-8603

\*本計画は「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の助成事業です。



東京都北区環境基本条例

平成一八年三月二八日  
条例第三号

目次

前文

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策等

第一節 環境基本計画（第九条）

第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等（第十条～第二十一条）

第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等（第二十二条～第二十四条）

第四節 環境審議会（第二十五条）

第三章 雑則（第二十六条）

付則

北区は、荒川の水辺や崖線のみどりに恵まれ、また、江戸時代からの桜の名所である飛鳥山をはじめとして豊かな歴史と文化遺産を有し、これらが私たちにうるおいとやすらぎのある良好な環境をもたらしている。

しかし、物質的に豊かで便利な生活やそれを支える産業活動、都市化の進展は、北区でも大気汚染や化学物質による環境汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させ、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少など、国を超えた規模での環境破壊を進行させている。

私たちは、快適で良好な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない北区と青い地球を将来の世代に引き継いでいく責務がある。

そのために、私たち一人ひとりが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷低減に努めるとともに、区民、事業者、民間団体及び区が協働で環境活動に取り組むことにより、すべての息づくものが共生できる環境を目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者、民間団体及び区の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる負の影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 公害 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- 四 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が再び資源として適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 五 民間団体 環境活動を行うNPO、ボランティア団体等をいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全是、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の区民へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全是、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて適切に推進されなければならない。

3 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と深く係わっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全是を自らの課題として認識し、地球環境問題への貢献をするため、すべての活動において推進されなければならない。

4 区民、事業者、民間団体及び区は、自ら環境の保全是を推進するとともに、協働して地域及び地球全体の環境の保全是に努めなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、前条に定める環境の保全是についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

一 公害の防止に関すること。

二 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全是に関すること。

三 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

四 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。

五 良好な景観、地域環境美化等に関すること。

六 みどりの保護及び育成に関すること。

七 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

八 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全是に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 区は、基本理念にのつとり、すべての施策の策定及び実施に当たつては、環境への負荷の低減その他の環境の保全是のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念にのつとり、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区民は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たつては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつては、その事業活動に係る製品その他の物の原材料の選定から製造、販売、使用及び廃棄までの各段階において環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第七条 民間団体は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 区長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全是に関する施策の実施状況の報告書を作成し、公表するものとする。

## 第二章 環境の保全是に関する基本的施策等

### 第一節 環境基本計画

(環境基本計画)

第九条 区長は、環境の保全是に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。



- 一 環境の保全に関する目標
  - 二 環境の保全に関する施策の方向
  - 三 環境の保全に関する行動及び配慮の指針
  - 四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項
- 3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第二十五条に規定する東京都北区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### 第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等

(環境基本計画との整合)

第十条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(新規事業の環境配慮)

第十一条 区は、新規事業を計画し、及び実施するに当たっては、その事業の計画段階から、環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

(循環型社会形成の推進)

第十二条 区は、循環型社会の形成を推進するため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備)

第十三条 区は、公共施設の整備に当たっては、環境の保全に資する必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第十四条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境の保全についての理解を深められるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の環境の保全に関する活動の促進)

第十五条 区は、区民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第十六条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために適切な措置をとることとなるよう誘導するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第十七条 区は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(区民等の意見の反映)

第十八条 区は、区民、事業者及び民間団体の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十九条 区は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 区は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 区は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等

(国及び都その他の地方公共団体との協力)

第二十二條 区は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び都その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(国際協力)

第二十三條 区は、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(区民等との協働の組織の整備)

第二十四條 区は、環境の保全に関し、区民、事業者及び民間団体と協働して取り組むための組織を整備するものとする。

#### 第四節 環境審議会

(環境審議会)

第二十五條 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十四条の規定に基づき、区長の附属機関として東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画等環境計画の策定、推進及び改定に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）、区民、事業者、民間団体、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員十八人以内をもって組織する。

5 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別な事項又は専門的な事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験者、区民及び区職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

8 臨時委員は、当該特別な事項又は専門的な事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

#### 第三章 雑則

(委任)

第二十六條 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(東京都北区みどりの条例の一部改正)

2 東京都北区みどりの条例（昭和六十年九月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第五章 緑化推進審議会（第二十二條）

第六章 雑則（第二十三條—第二十六條）

」

を「第五章 雑則（第二十二條—第二十五條）」に改める。

第五章を削る。

第六章中第二十三條を第二十二條とし、第二十四條から第二十六條までを一条ずつ繰り上げる。

第六章を第五章とする。

東京都北区環境審議会規則

平成一八年三月二八日  
規則第一〇号

改正 平成二二年 三月二三日規則第二一号 平成二三年 三月 七日規則第九号  
(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区環境基本条例（平成十八年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」という。）第二十五条の規定に基づき、東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第二条 条例第二十五条第四項に規定する審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- 一 学識経験を有する者 七人以内
- 二 区民、事業者及び民間団体 七人以内
- 三 区議会議員 四人

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数で決したときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月二三日規則第二一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年三月七日規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。